

東海村地域防災計画【地震災害対策計画編】

第1章 総則

第1節 地震災害対策計画の概要

第1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、東海村防災会議が策定する計画であって、村内の地震災害全般に関して総合的な指針及び対策計画を定めたものであり、村、県、指定地方公共機関等がその有する全機能を有効に発揮して、村内における地震による災害予防、災害応急対策、災害復旧及び東海地震の警戒宣言時の緊急応急対策を実施することにより、村民の生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とする。

なお、津波災害対策については東海村地域防災計画（津波災害対策計画編）に、風水害対策については東海村地域防災計画（風水害対策計画編）に、原子力災害対策については東海村地域防災計画（原子力災害対策計画編）において別に定め、十分調整を図る。

第2 計画の用語

本計画において、以下の各号にあげる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- | | |
|------------|--|
| 1 災対法 | 災害対策基本法（昭和36年法律第223号） |
| 2 救助法 | 災害救助法（昭和22年法律第118号） |
| 3 本計画 | 東海村地域防災計画 |
| 4 村 | 東海村 |
| 5 県 | 茨城県 |
| 6 村民 | 村内在住・在勤者・通学者 |
| 7 住民 | 村内在住者 |
| 8 要配慮者 | 高齢者・身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・発達障がい者・妊婦・乳幼児・未就学児童・児童生徒・難病者・人工透析患者・外国人・災害により負傷し自立歩行が困難になった者等の防災対策において特に配慮を要する者 |
| 9 避難行動要支援者 | 要配慮者のうち、災害が発生したときに自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする者 |
| 10 消防本部 | ひたちなか・東海広域事務組合消防本部 |
| 11 警察署 | 茨城県ひたちなか警察署 |

第3 計画の構成

本計画は、村の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な基本的大綱を示すものであり、その実施細目等については別途関係機関が定める。

なお、本計画は、本村の地域における震災対策を体系化したものであり、「東海村地域防災計画」の中の「地震災害対策計画」とする。

第4 基本方針

地震災害対策計画の基本方針

- 1 平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や平成23年3月に発生した東日本大震災の教訓、茨城県地震被害想定を踏まえ、広域的な被害を発生させる大地震を想定した防災対策の確立を図る。
- 2 地震による被害を最小限に抑えるため、災害の予防、発災時の応急対策及び復旧対策を含む総合的な計画とする。
- 3 「誰が」、「何をすべきか」を明示した具体的な計画とする。そのため、文章中の主語を可能な限り明確にするほか、村の主な担当課・担当班を各項目の冒頭で【 】内に示す。
- 4 村、県及び防災関係機関はもとより、「自らの身の安全は自らが守る」との観点から、村民、事業者等の役割も明示した計画とする。

第5 東日本大震災の教訓

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴って発生した津波やその後の余震の影響により、特に東北地方や関東地方の太平洋沿岸部において未曾有の大規模地震災害を経験した。

村は震度6弱の地震に襲われ、電気・上下水道・ガス等のライフライン機能が停止し、道路や家屋の損壊が発生したほか、津波による耕地の冠水や、学校教育施設、社会教育施設、集会施設等も損傷し、使用停止を余儀なくされるなど、村内全域にわたって甚大な被害をもたらされた。

震災直後は15箇所の避難所に全村民のおよそ10%に相当する3,514人が避難する事態となったなか、村民が中心となって避難所を運営し、続々と避難してくる近隣住民の安全を確保することができた。苦しく辛い時にも相手を尊重し、思いやりのある村民の行動があったからこそ、人と人が手を取り合い助け合うことでコミュニティの結束を生み出し、パニックに陥ることなくこの苦難を乗り越えられた。

東日本大震災は、地震、津波、原子力発電所事故という複合災害であり、災害対策における多種多様な課題を浮き彫りにした。今後、災害に対する地域防災のあり方を再検証し、これらの経験で得られた課題や教訓を享受して、具体的な形で備えにつなげることが大切である。

住民の生命・身体・財産・尊厳を守るため、村民・事業者・行政が一丸となって災害に強いまちづくりに取り組むにあたり、本計画を地域防災の基礎として位置づけ、村の実情に合わせながら改定を加えていくものとする。

第6 本村に被害をもたらす可能性のある地震

1 茨城県地震被害想定

県では、平成28年度から30年度にかけて、最新の人口分布や建物分布状況、インフラの整備状況などを反映した、本県における首都直下地震等のきめ細かな被害想定について、国の被害想定と整合を図りながら実施するとともに、東日本大震災後に県において検討した津波浸水想定に基づく被害を想定することにより、県の地震被害想定の見直しを約20年ぶりに実施した。

県及びその周辺における過去の地震被害や断層の分布状況を踏まえ、県内の各地域の地震被害の分布状況を勘案して県に大きな被害をもたらすおそれのある想定地震として、茨

城県南部の地震（茨城県南部），茨城・埼玉県境の地震（茨城・埼玉県境），F1断層・北方陸域の断層・塩ノ平地震断層の連動による地震（F1断層），棚倉破砕帯東縁断層・同西縁断層の連動による地震（棚倉破砕帯），太平洋プレート内の地震（北部）（太平洋プレート（北部））太平洋プレート内の地震（南部）（太平洋プレート（南部）），茨城県沖から房総半島沖にかけての地震（茨城県沖～房総半島沖）の7つの地震が設定された。

なお，想定地震の震源位置，規模等はいくまでも想定であって，想定どおりの地震が発生するとは限らない。想定した地震以外にも，甚大な被害となる地震が県内又はその周辺で発生する可能性があるという認識をもつことが重要である。

2 南海トラフ地震，首都直下地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震

（1）南海トラフ地震

1）南海トラフ地震対策推進地域

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の規定に基づき，県内では本村ほか6市1町が「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されている。

なお，「事前避難対象地域」については，30cm以上の津波浸水が地震発生から30分以内に生じる地域がないため，当該地域は設定されていない。

2）南海トラフ地震防災対策推進計画

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」は，その定められるべき基本事項が，本計画地震災害対策計画編及び同津波災害対策計画編に含まれるため，本計画地震災害対策計画編及び同津波災害対策計画編は，南海トラフ地震防災対策推進計画を兼ねるものとする。

（2）首都直下地震

1）首都直下地震緊急対策区域

首都直下地震対策特別措置法第3条に基づき，県内では本村ほか29市8町1村が「首都直下地震緊急対策区域」に指定されている。

（3）日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震

1）日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の規定に基づき，県内では本村のほか30市8町1村が「日本海溝・千島海溝周辺海溝型防災対策推進地域」に指定されている。

2）日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条の規定に基づく「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画」は，その定められるべき基本事項が，本計画地震災害対策計画編及び同津波災害対策計画編に含まれるため，本計画地震災害対策編及び同津波災害対策計画編は，日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画を兼ねるものとする。

第1章 総則

第2節 各機関の業務の大綱

地震災害に関し、村、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者は、概ね以下の事務または業務を処理する。

第1 村

- 1 村防災会議及び村災害対策本部に関する事務
- 2 防災に関する施設・組織の整備及び訓練
- 3 災害による被害の調査・報告，情報の収集・伝達及び広報
- 4 災害の防除及び拡大の防止
- 5 救助，防疫等り災者の救助，保護
- 6 災害復旧資材の確保
- 7 被災産業に対する融資等の対策
- 8 被災村営施設の応急対策
- 9 災害時における文教対策
- 10 災害対策要員の動員
- 11 災害時における交通，輸送の確保
- 12 被災施設の復旧
- 13 村内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整

第2 県

- 1 県防災会議及び県災害対策本部に関する事務
- 2 防災に関する施設・組織の整備及び訓練
- 3 災害による被害の調査・報告，情報の収集・伝達及び広報
- 4 災害の防除及び拡大の防止
- 5 救助，防疫等り災者の救助保護
- 6 災害復旧資材の確保及び物価の安定
- 7 被災産業に対する融資等の対策
- 8 被災県営施設の応急対策
- 9 文教対策
- 10 震災時における社会秩序の維持
- 11 災害対策要員の動員
- 12 災害時における交通・輸送の確保
- 13 被災施設の復旧
- 14 市町村が処理する事務・事業の指導・指示・あっせん等
- 15 災害対策に関する隣接県間の相互応援協力

第3 指定地方行政機関

関東管区警察局

- 1 管内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調達
- 2 他管区警察局及び警視庁との連携
- 3 管内防災関係機関との連携
- 4 管内各県警察，防災関係機関等からの情報収集・報告連絡
- 5 警察通信の確保・統制
- 6 津波警報の伝達

関東総合通信局

- 1 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営
- 2 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援
- 3 災害対策用移動通信機器，臨時災害放送局用設備及び災害対策用移動電源車等の貸し出し
- 4 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため，無線局の開局，周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施
- 5 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供

関東財務局

- 1 災害査定立合
- 2 金融機関等に対する金融上の措置
- 3 地方公共団体に対する融資
- 4 国有財産の管理処分

関東信越厚生局

- 1 管内の被害情報の収集及び伝達
- 2 関係機関との連絡調整

茨城労働局

- 1 工場及び事業場における震災後の労働災害防止
- 2 災害時における賃金の支払いの確保
- 3 災害時における労働時間の延長，休日労働
- 4 労災保険給付
- 5 職業のあっせん，雇用保険の失業給付等の雇用対策

関東農政局

- 1 ダム，堤防，ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導
- 2 防災ダム，ため池，湖岸，堤防，土砂崩壊防止，農業用河川工作物，たん水防除，農地浸食防止等の施設の整備
- 3 災害時における種もみ，その他営農資材の確保
- 4 災害時における災害救助用米穀の供給
- 5 災害時における生鮮食料品等の供給
- 6 災害時における農産物，蚕，家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除
- 7 土地改良機械器具，技術者等の把握，緊急貸出し及び動員
- 8 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融資

関東森林管理局

- 1 国有林野の保安林，保安施設（治山施設）等の維持・造成
- 2 災害復旧用材（国有林材）の供給

関東経済産業局

- 1 生活必需品，復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保
- 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保
- 3 被災中小企業の振興

関東東北産業保安監督部

- 1 火薬類，高圧ガス，液化石油ガス，電気，ガス等危険物の保全
- 2 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策

関東地方整備局

- 1 防災上必要な教育及び訓練
- 2 公共施設等の整備
- 3 災害危険区域等の関係機関への通知
- 4 災害に関する情報の収集，予警報の伝達等
- 5 水防活動，土砂災害防止活動，避難誘導等
- 6 災害時における復旧資材の確保
- 7 災害時における応急工事等
- 8 災害復旧工事の施工
- 9 港湾施設，海岸保全施設等の整備
- 10 港湾施設，海岸保全施設等に係る災害情報の収集
- 11 港湾施設，海岸保全施設等の災害応急対策及び復旧対策
- 12 河川，道路等社会資本の応急復旧
- 13 大規模災害発生時のTEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の派遣
- 14 大規模災害発生時のリエゾン（情報連絡員）の派遣
- 15 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施

関東運輸局

- 1 災害時における自動車運送業者に対する運送の協力要請
- 2 災害時における自動車及び被災者，災害必要物資等の輸送力確保
- 3 災害時における応急海上輸送の輸送力確保

東京航空局

- 1 災害時における航空機による輸送に関し，安全確保するための必要な措置
- 2 遭難航空機の捜索及び救助
- 3 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底

関東地方測量部

- 1 災害時等における地理空間情報の整備・提供
- 2 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言
- 3 地殻変動の監視

東京管区气象台（水戸地方气象台）

- 1 気象，地象，地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
- 2 気象，地象（地震にあっては発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに

警報等の防災気象情報の発表，伝達及び解説

- 3 気象業務に必要な観測，予報及び通信施設の整備
- 4 市町村が行う防災対策に關数する技術的な支援・助言
- 5 防災気象情報の理解促進，防災知識の普及啓発

第三管区海上保安本部（茨城海上保安部）

- 1 情報の収集及び連絡
- 2 活動体制の確立
- 3 海難救助及び緊急輸送等
- 4 流出油等の防除及び危険物の保安措置
- 5 海上交通安全の確保
- 6 警戒区域の設定及び治安の維持
- 7 関係機関等の災害対策の実施に対する支援

第4 自衛隊

- 1 防災関係資料の基礎調査
- 2 災害派遣計画の策定
- 3 茨城県地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施
- 4 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧
- 5 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与

第5 指定公共機関

日本郵便株式会社

- 1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- 2 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- 3 被災地あて救助用郵便物等の料金免除
- 4 災害時における郵便局窓口業務の維持

日本銀行（水戸事務所）

- 1 通貨の円滑な供給の確保
- 2 金融機関間の資金決済の円滑の確保
- 3 金融機関の業務運営の確保
- 4 金融機関による金融上の措置の実施
- 5 上記各業務にかかる広報

日本赤十字社（茨城県支部）

- 1 災害時における救護班の編成
- 2 災害時における医療及び助産等の救護の実施
- 3 災害時における血液製剤の確保及び供給
- 4 災害救助の協力，奉仕団の連絡調整
- 5 義援金品の募集配布

日本放送協会（水戸放送局）

- 1 気象予報，警報等の周知徹底

- 2 災害状況及び災害対策室の設置
- 3 社会事業等による義援金品の募集，配布

東日本高速道路株式会社（関東支社）

会社の管理する高速自動車国道及び一般有料道路に係る道路の保全及び応急復旧工事の施行

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力緊急時支援・研修センター等を通じて次のような原子力防災対策への支援・協力

- 1 国，県，所在・周辺市町村が実施する原子力防災対策への積極的な支援・協力（緊急時モニタリング，緊急被ばく医療活動，広報活動等）
- 2 原子力事業者が実施する原子力防災対策への専門的・技術的支援（事故拡大防止，汚染拡大防止等）
- 3 原子力防災に必要な教育・訓練

日本原子力発電株式会社（東海発電所・東海第二発電所）

放射線災害の防止及び応急対策等

東日本旅客鉄道株式会社（水戸支社），日本貨物鉄道株式会社（水戸営業支店）

- 1 鉄道施設等の整備，保全
- 2 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力

N T T 東日本株式会社（茨城支店）

- 1 電気通信施設の整備及び点検
- 2 災害時における緊急電話の取扱い
- 3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧

東京ガス株式会社（茨城支社，日立LNG基地），東京ガスネットワーク株式会社

- 1 ガス施設の安全，保全
- 2 災害時におけるガスの供給
- 3 ガス供給施設の応急対策と災害復旧

日本通運株式会社（水戸支店），佐川急便株式会社，ヤマト運輸株式会社，西濃運輸株式会社

救助物資の輸送の協力

東京電力パワーグリッド株式会社（茨城総支社），株式会社 J E R A

- 1 災害時における電力供給
- 2 被災施設の応急対策と災害復旧

K D D I 株式会社（水戸支店）

- 1 電気通信施設の整備及び点検
- 2 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧

株式会社 N T T ドコモ（茨城支店）

- 1 電気通信施設の整備及び点検
- 2 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧

ソフトバンク株式会社

- 1 電気通信施設の整備及び点検
- 2 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧

第6 指定地方公共機関

茨城県土地改良事業団体連合会

各土地改良区の農地・農業用施設の復旧に関する支援及び復旧計画書策定

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会

- 1 災害時におけるボランティアの受入れ
- 2 生活福祉資金の貸付

医療関係団体（一般社団法人茨城県医師会，公益社団法人茨城県歯科医師会，公益社団法人茨城県薬剤師会，公益社団法人茨城県看護協会）

災害時における応急医療活動

運輸機関（茨城交通株式会社，関東鉄道株式会社，鹿島臨海鉄道株式会社，首都圏新都市鉄道株式会社，一般社団法人茨城県トラック協会，日立電鉄交通サービス株式会社，ジェイアールバス関東株式会社，一般社団法人茨城県バス協会）

災害時における避難者，救助物資その他の輸送の協力

一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会

- 1 高圧ガス事業所の緊急出動態勢の確立
- 2 高圧ガス施設の自主点検，調査，巡視
- 3 高圧ガスの供給
- 4 行政機関，公共機関等が行う高圧ガス災害対策の協力

報道機関（株式会社茨城新聞社，株式会社LuckyFM茨城放送）

- 1 村民に対する防災知識の普及と警報等の周知
- 2 村民に対する災害応急対策等の周知
- 3 行政機関，公共機関等が行う災害広報活動の協力

第7 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者

ひたちなか・東海広域事務組合消防本部

- 1 消火・救助・救急
- 2 消防団の動員・連携
- 3 避難住民の誘導・輸送
- 4 緊急情報の伝達
- 5 広域消防相互応援協定

東海村消防団

- 1 水防施設資材の整備・管理
- 2 水防計画の策定と水防訓練
- 3 水防活動

社会福祉法人東海村社会福祉協議会

- 1 災害時におけるボランティアの受入れ
- 2 福祉避難所の開設・運営

一般社団法人那珂医師会

災害時における応急医療活動

公益財団法人東海村文化・スポーツ振興財団

基幹避難所の開設・運営

土地改良組合（真崎浦・東海坏）

- 1 水路及びため池の施設整備及び防災管理
- 2 農業及び農業用施設の整備及び災害復旧
- 3 水防活動

農業協同組合，森林組合，商工会等の産業経済団体

- 1 被害調査
- 2 物資，資材等の供給確保及び物価安定
- 3 融資希望者のとりまとめ，あっせん等

村立東海病院・一般診療所・病院

- 1 災害時における収容患者に対する医療の確保
- 2 災害時における負傷者等の医療救護

一般運輸事業者

災害時における緊急輸送の確保

危険物関係施設の管理者

災害時における危険物の保安措置

第2章 地震災害予防計画

第1節 震災対策に携わる組織と情報ネットワークの整備

第1 対策に携わる組織の整備【防災原子力安全課】

■基本事項

1 趣旨

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、村は防災体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化する。

2 留意点

(1) 職員への災害時の役割と体制の周知徹底

村職員に対して、日常業務とは異なる災害時の担当業務やその実施体制等について、活動要領（職員行動マニュアル）を作成するなど周知徹底を図る。

(2) 関係課間等の連携体制の強化

村の各部局は、災害時に他部局とも連携が図れるよう情報交換を緊密に行うとともに、研修や訓練を共同で行うなど日常より部局間の連携体制の強化を図る。

また、震災時には十分な人員の確保ができない場合も想定されるため、関係業界等との協力体制の強化を図る。

(3) 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立

村は、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画の拡大を積極的に図る。

■対策

1 活動体系

村は、災対法第16条の規定に基づき村防災会議を設置し、地域の災害特性及び地域特性に対応し、かつ地震災害の特色を考慮した本計画を策定し対策推進を行う。また、男女共同参画の視点から対策推進を図るため、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むものとする。

2 活動体制の整備

村は、災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう、日頃から研修会等を通じ、職員に対し災害時の役割と体制の周知徹底を図るとともに、本計画に基づき震災応急対策に関する活動要領（職員行動マニュアル）の整備を図る。

この際、業務継続計画（BCP）を策定することなどにより、村長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

また、村の各課は災害時に他課とも円滑に連携が図れるよう、情報交換を緊密に行うとともに、研修及び訓練を共同で行うなど部局間の連携体制を整備する。

3 第6次地震防災緊急事業五箇年計画の推進

村が実施する事業については、本計画に定められたものとする。

4 資料・関連項目

(1) 資料

資料2.1.1 防災関係機関窓口一覧

(2) 関連項目

第3章 第1節 初動対応 第1「職員参集・動員」

第3章 第1節 初動対応 第2「災害対策本部」

第2 相互応援体制の整備【防災原子力安全課】

■基本事項

1 趣旨

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、村は防災体制を整備し、応援協定の締結等により、相互の連携を強化して防災組織の万全を図る。

2 留意点

(1) 他機関との連携体制の事前整備

他市町村、県、防災関係機関等との応援・協力体制について、協定の締結、マニュアルの整備、平常時における訓練・情報交換の実施等の具体的な方策に基づき、連携体制の強化を図る。

(2) 広域的な相互応援体制の整備

大規模災害時（その後の復旧・復興対策を含む。）には、被災地の地方公共団体だけですべての対策を実施することは困難であり、また隣接する市町村は同時に大きな被害を受ける可能性もあるため、近隣の市町村のみならず、広域的な相互応援体制を確立する。

(3) 実効性の確保

相互応援体制や連携体制の確保に当たっては、災害時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、実効性の確保が必要である。

また、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進を図る。

■対策

1 応援要請・受入体制の整備

(1) 市町村間の相互応援

1) 協定の締結

村は、村内の地域にかかる災害について適切な応急措置を実施するため、大規模災害時の応援要請を想定し、災対法第67条の規定等に基づき県外の市町村との応援協定の締結を推進するとともに、既に締結された協定については、より具体的、実践的なものとするよう常に見直しを図っていく。

また、消防組織法第39条の規定に基づき、県下の消防本部間における「茨城県広域消防相互応援協定」を締結している。

2) 応援要請体制の整備

村は、災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等についてマニュアルを整備し、職員への周知徹底を図るとともに、応援部隊の執務スペースの確保に努める。その際、感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施する。

3) 応援受入体制の整備

村は、応援要請後、他市町村からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、受入窓口や指揮連絡システムの明確化及びマニュアルを整備し、職員への周知徹底を図るとともに、応援部隊の執務スペースの確保に努める。その際、感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合には、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。なお、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施する。

(2) 国等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせん

村は、災害時の国等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせんが迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等についてのマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。

(3) 公共的団体等との協力体制の確立

村は、その区域内又は所掌事務に係る公共的団体に対して震災時において応急対策等に対しその積極的協力が得られるよう協力体制を整える。

このため、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るよう指導し、相互の連絡を密にして災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

2 資料・関連項目

(1) 資料

資料2.1.1 防災関係機関窓口一覧

資料2.1.2 応援協定一覧

資料2.1.3 法律に基づく職員派遣

(2) 関連項目

第3章 第3節 応援・派遣 第2 「応援要請・受入体制の確保」

第3 防災組織等の活動体制の整備【防災原子力安全課・地域福祉課・産業政策課・消防本部・社会福祉協議会】

■基本事項

1 趣旨

大規模な地震災害が発生した場合には、災害の防止又は軽減を図るため、行政や防災関係機関のみならず、村民が自主的に防災活動に参加し、地域で助け合うことが重要である。

このため、災害時に幅広い知識や技能をもって対応できるボランティアの養成及び登録を行うとともに、円滑な救援活動が行えるよう平常時からボランティア団体間のネットワーク化を促進する。

また、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災の現場における女性の参画の拡大、男女共同参加の視点を取り入れた防災体制の確立に努めつつ、自主防災組織の活動環境を積極的に整備する。

2 留意点

(1) 地域性を考慮した自主防災組織の編成

自主防災組織の編成に当たっては、地域における昼夜間人口の構成を十分考慮し、時間帯によって偏りがないようあらかじめ構成員を調整する。

(2) ボランティアの自主性・自発性の尊重

ボランティアの自主性・自発性を損ねない範囲で、防災ボランティアの活動環境の整備に努める。

(3) ボランティア意識の醸成

ボランティア活動の普及・振興を図るために、家庭、学校及び地域において、幼少時からボランティア活動への理解・関心を育む。

(4) 既存のボランティア組織の活用

既存のボランティア組織を防災体制に組み入れ、活用を図る。

■対策

1 自主防災組織の育成・連携

(1) 自主防災組織の整備

村は、自主防災組織の結成や育成の強化を図り、消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携等を通じて自治会等における防災体制の充実を図る。

また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できる環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促す。

1) 普及啓発活動の実施

村は、防災講演会や研修会の開催、パンフレットの作成等を通じ、広く村民に自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発する。

2) 自主防災組織の編成

①自主防災組織は、原則として地域コミュニティの核である自治会を単位とする。

②地域内の事業者と協議の上、地域内の事業者の防災組織を自主防災組織として位置付けて連携を図る。

3) 自主防災組織の活動内容

[平常時]

- ①避難行動要支援者を含めた地域住民のコミュニティの醸成
- ②日頃の備え及び災害時の的確な行動に関する防災知識の普及，地域の危険箇所の点検・把握
- ③情報収集・伝達，初期消火，避難誘導，救出・救護等の防災訓練の実施
- ④消火用資機材，応急手当用医薬品の防災用資機材の整備・点検等
- ⑤災害発生時における行政，消防団等地域内との連絡手段や伝達事項等のマニュアルの策定

[発災時]

- ①初期消火の実施
- ②情報の収集・伝達
- ③救出・救護の実施及び協力
- ④集団避難の実施
- ⑤炊き出し及び給水，救助物資の分配に対する協力
- ⑥避難行動要支援者の安全確保等

(2) 協力体制の整備

村は，自主防災組織間の協力体制の整備を目的として，連絡協議会的な組織を設置し，組織間の情報交換等を行うなど連携体制を強化する。

(3) 自主防災組織への活動支援

村は，自主防災組織に対し，その結成及び資機材の整備について支援する。

(4) リーダーの養成

村は，自主防災組織のリーダーを養成するための教育，研修等を実施し自主防災組織の活動の活性化を図る。

2 事業者防災体制の強化

(1) 防火管理体制の強化

学校，病院等多数の人が出入りする施設について，施設管理者は消防法第8条の規定により防火管理者を選任し，消防計画の策定，各種訓練の実施，消防用設備の点検・整備等を行うことになっていることから，消防本部は出火の防止，初期消火体制の強化等を指導する。

(2) 危険物等施設等関係事業者の防災組織

危険物等施設は，災害が発生した場合周囲に及ぼす影響が大きいことから，事業者の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。

また，高圧ガスには爆発性，毒性等の性質があり，災害によって高圧ガス取扱施設等に被害が生じた場合には防災機関のみでは十分な対応が図れないことが考えられる。

このため，消防本部は，危険物等施設管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導する。

3 ボランティア組織との連携

(1) ボランティアの担当窓口の設置

村は、災害発生時におけるボランティア活動を支援するため、あらかじめボランティアの担当窓口を設置する。

村社会福祉協議会は、災害発生時におけるボランティア活動の受入窓口となることとし、災害発生時には、その活動が円滑に行われるよう、被災地ニーズの集約体制等あらかじめその機能を整備するものとする。

(2) ボランティアの受入窓口の整備と応援体制の確立

ボランティアの受入れを円滑に進めるため、市町村社会福祉協議会間における相互応援協定を締結し、災害時の協力体制強化を図る。

(3) ボランティアの養成・登録

1) コーディネート機能の強化

村社会福祉協議会は、災害時、「災害ボランティアセンター」における、ボランティアの受入れ、調整、照会を組織として一元化して行えるよう、あらかじめ職員への研修の充実や訓練の強化をするとともに、関係機関等と共同でマニュアルを作成し、ボランティアのニーズへの的確な対応を図るものとする。その際、災害ボランティアセンターが行う業務は次のとおりとする。

①紹介先、紹介人数、活動内容等のボランティアの調整

②①に基づくボランティアの紹介

③ボランティアが不足している場合の県社会福祉協議会への応援の要請

(4) 災害ボランティア団体との連携

村は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、NPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

村は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、村地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（村社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。

また、村及び社会福祉協議会は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

さらに、社会福祉協議会は、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。

(5) 災害ボランティアの活動環境の整備

1) ボランティア活動の普及啓発

村及び社会福祉協議会は、災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため、村民、事業者等に対するボランティア活動の普及啓発を行うとともに、

学校教育においてもボランティア活動の普及に努める。

また、村及び社会福祉協議会は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努める。

2) 災害ボランティアの活動拠点等の整備

村及び社会福祉協議会は、災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から活動拠点（東海村総合福祉センター「絆」）の整備に努めるとともに、情報通信手段となる非常時用電話、ファクシミリ、パソコン等通信機器等の資機材の整備を進める。

3) ボランティア保険への加入促進

村は、ボランティア活動を支援するため、ボランティア保険への加入促進を図るとともに、ボランティア保険への加入者に対する助成に努める。

4) 被災者支援の迅速・適切な実施

インターネットを活用したボランティアの募集等に係る情報の収集・提供の充実、資機材の十分な確保等ボランティア実施に係る環境整備の推進、ボランティア等の個人情報保護や感染症予防への配慮などにより、被災者支援の迅速化や適切な実施を図る。

4 事業者による防災の促進

(1) 事業継続計画の策定及び事業継続マネジメントの構築

事業者は、災害時に事業者の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、各事業者において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するように努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、施設の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など、災害対応策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

このため、村及び各業界の民間団体は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。

また、村は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定及び事業継続マネジメント（BCM）構築等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に努める。

さらに、村及び商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

加えて、村は、事業者を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等へ積極

的に参加を呼びかけるなど、事業者と自主防災組織や消防団等との積極的な連携を図るとともに、事業者に対し防災に関するアドバイスを行う。

(2) 情報連絡体制の整備

村は、あらかじめ商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

(3) 施設利用者の安全確保・帰宅困難者対策

事業者は、地震発生時に施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

また、災害発生時に従業員等を一定期間事業所内等に留めておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や必要な物資等の備蓄など、帰宅困難者対策に努める。

5 関連項目

第3章 第5節 被災者生活支援 第2「ボランティア活動の支援」

第4 情報通信ネットワークの整備【防災原子力安全課・地域戦略課】

■基本事項

1 趣旨

災害発生時、村は国・県・防災関係機関の間で緊密な情報連絡をとることがすべての対策の基本となるため、平常時からソフト・ハード両面で情報通信ネットワークの強化を図る。

2 留意点

(1) 多様なネットワークの構築

災害時の通信の基本は防災行政無線等の無線通信であるが、災害時にとりかわされる多種多様な情報を扱うためには、様々なレベルの情報通信ネットワークが必要である。

このため、村は、携帯端末の緊急速報メール、SNS、Lアラート、防災アプリの活用による警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。

また、Lアラートで発信する災害関連情報等の多様化や、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

(2) 業務継続性の強化

村は、情報システムの耐災性の向上とバックアップの強化を図り、各種重要データの消失を防止するとともに、それを扱う情報システムを継続的に維持・稼働させる。

(3) 最新の情報通信関連技術の導入

被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、最新の情報通信関連技術の導入に努め、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。

また、デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備に留意する必要がある。

■対策

1 情報通信設備の整備

(1) 防災行政無線等

村は、村民に対して災害情報等を伝達するため、防災行政無線、IP無線等を含めた多様な手段の整備とともに、その伝達体制の充実を図るよう努める。

(2) 災害時の優先通信

村は、必要な部局等に災害時優先電話を配置するとともに、電話帳を管理し関係機関との情報共有を図る。

(3) 茨城県災害情報共有システム

村は、茨城県災害情報共有システムの活用による警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。

2 情報通信設備の耐震化

情報通信設備については災害時においてもその機能を確保するため、保守点検の実施と操作の習得に努めるとともに、以下の事項に留意し、その耐震化対策を十分に行う。

(1) バックアップ化

通信回線の多ルート化，制御装置の二重化等に努め，中枢機器や通信幹線が被災した場合でも通信が確保できるようにする。

(2) 非常用電源の確保

避難所，災害対策本部拠点等の重要施設においては，地震時の停電に備え，バッテリー，無停電電源装置，自家発電設備，太陽光発電設備等の整備に努めるとともに，発電機等の燃料の確保を図る。

(3) 耐震化・免震化

通信設備全体に関して，強い地震動に耐えられるような耐震措置を行うとともに，特に重要な設備に対しては免震措置を施す。

3 サーバの負荷分散

災害時の機器の損傷や電力の枯渇によるサーバの停止，災害発生後のホームページ用サーバにアクセスが集中し，情報が閲覧しにくい状況が生じる場合においても情報発信を継続できるよう，ミラーリング（代替）サーバの確保など，サーバの負荷を分散する手段について情報通信事業者等と調整を図る。

4 資料・関連項目

(1) 資料

資料2.1.1 防災関係機関窓口一覧

(2) 関連項目

第3章 第2節 災害情報の収集・伝達 第1「通信手段の確保」

第2章 地震災害予防計画

第2節 地震に強いまちづくり

第1 災害に強いまちづくりの推進【都市政策課・道路整備課】

■基本事項

1 趣旨

災害に強いまちづくりを進めるためには、市街地の同時多発的な火災へ対応するための延焼遮断空間、避難や救急車両の通行のための交通路の確保が不可欠であるため、市街地における防災空間を形成する道路や公園、河川等の整備を推進する。

2 留意点

(1) 道路の機能

災害時における道路は避難や救急・消火活動、火災の延焼防止、緊急輸送ルートとしての機能も有しているほか、道路の新設拡幅は沿道構築物の不燃化を促し、オープンスペースとして火災の延焼を防止するなど、災害に強いまちづくりに貢献する。

(2) 避難路の整備

災害時の緊急活動を支え、地域住民の円滑な避難を確保するための避難路を整備する際、都市の構造、交通、防災等を総合的に検討し、特にその効果の著しい広幅員の道路は、緊急性の高いものから整備する。

■対策

1 延焼遮断空間の形成

延焼遮断空間を確保するため、幹線道路、都市公園、河川等の整備等の総合的な推進を図る。

2 避難路の整備

村は、市街地の状況に応じ、原則として以下の基準により避難路を指定する。

また、村職員、警察官、消防職員その他避難の措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう通行の支障となる行為を排除し、避難路の確保に努める。

(1) 避難路は概ね8 m以上の幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物や危険物施設がないこと。

(2) 地盤が耐震的で地下に危険な埋設物がないこと。

(3) 避難路は相互に交差しないこと。

3 資料

資料2.2.1 避難路及び緊急輸送道路一覧

第2 建築物の耐震化等の推進【都市政策課・道路整備課・生涯学習課】

■基本事項

1 趣旨

地震による建築物の損壊，焼失を軽減するため，耐震化，不燃化を推進する。特に旧耐震基準の建築物については，東海村耐震改修促進計画に基づき耐震化を推進する。

2 留意点

(1) 耐震診断・耐震改修

既存建築物の耐震診断・耐震改修の促進を効率的に実施していくためには，耐震診断を行う建築技術者を養成しつつ，一般村民，特に建築物の所有者等への理解を求めるため普及啓発を行う。

また，公共施設については計画的な耐震化に取り組む。

(2) 被災建築物等に係る危険度判定制度の充実

地震により被災した建築物の危険度判定（以下「応急危険度判定」という。）を行う茨城県震災建築物応急危険度判定士（以下「判定士」という。），及び大規模災害（地震等）により被災した宅地の危険度判定（以下「被災宅地危険度判定」という。）を行う茨城県被災宅地危険度判定士（以下「被災宅地判定士」という。）を計画的に養成し，応急危険度判定制度の確立と災害時に迅速に活動するための体制の整備を図る。

(3) 地域特性との対応

村内においても，地域によって地形，地質，地盤等の自然条件が異なり，地域ごとに建築物の受ける被害の要因や内容が異なるため，地域の地形，地質，地盤等の自然条件に対応した対策を実施する。

また，延焼危険性は，木造住宅が密集している地域が高く，不燃化対策はこのような地域を中心に進める。

(4) 防災上重要な建築物の耐震化等

地震発生後の避難，救護，その他応急対策活動の拠点となる防災上重要な建築物の耐震化は，震災対策全体に対して果たす役割が大きく，非構造部材を含む耐震対策等により，発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものし，指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には，優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

また，地震時の停電に備え，関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、重要施設の非常用電源の設置状況等のリスト化や応急対策活動に必要な非常用電源の確保に努める。

■対策

1 建築物の耐震化の推進

(1) 既存建築物の耐震診断・耐震改修の促進

1) 耐震改修促進計画に基づく耐震化の推進

東海村耐震改修促進計画に基づき，住宅，多数の者が利用する建築物，避難路沿道建築物，公共施設の耐震化を推進する。

2) 耐震診断基準の周知

建築士による耐震診断の促進を図るため、（一財）日本建築防災協会発行の耐震診断基準及びその講習会等の案内・周知を行う。

3) 住宅の耐震化の促進

地震による家屋の倒壊等を未然に防止するため、茨城県木造住宅耐震診断士による耐震診断を推進し、木造住宅の耐震化を促進する。

4) 広報活動等

建築技術者、建築物所有者等を対象に、建築物の耐震化に関する意識啓発を目的とした講習会を開催し、村民等の耐震診断等に関する相談窓口を開設するとともに、広報活動を展開する。

5) 所有者等への指導等

特に、定期報告対象建築物（主に不特定多数の者が利用する建築物）の所有者等を対象とし、耐震診断・耐震改修の実施を積極的に促進する。

(2) 応急危険度判定体制の充実

1) 判定士の養成

地震等による二次災害を防止するため、応急危険度判定を行う判定士を確保することを目標として計画的に養成する。

2) 動員体制の整備

災害時に迅速かつ効率的な応急危険度判定活動を行うため、村の応急危険度判定コーディネーターの養成、判定士の応急危険度判定訓練の実施や、判定士の連絡・動員のための組織体制の整備を図る。

(3) 被災宅地危険度判定体制の充実

1) 被災宅地判定士の養成

宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保するため、被災宅地危険度判定を行う被災宅地判定士を計画的に養成する。

2) 動員・実施体制の整備

災害発生時に迅速かつ効率的な被災宅地危険度判定を行うため、実施主体と被災宅地判定士との連絡調整等を行う判定調整員の養成や、被災宅地判定士の速やかな動員のための連絡網の強化等、組織体制の整備を図る。

(4) ブロック塀の倒壊防止対策

村は、地震によるブロック塀（石塀を含む。以下同じ。）の倒壊を防止するため、以下の施策を推進する。

1) 村民に対し、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し啓発するとともに、ブロック塀の造り方、点検方法、補強方法等についてパンフレット等を作成し知識の普及を図る。

2) 市街地内のブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。
なお、実態調査は通学路、避難路、避難所等に重点を置く。

3) ブロック塀を設置している村民に対し日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀の造り替えや生垣化等を奨励する。

4) ブロック塀を新設又は改修しようとする村民に対し、建築基準法の遵守を指導する。

2 建築物の液状化被害予防対策の推進

(1) 液状化予防対策

1) 木造建築物は、必要に応じて地盤が軟弱な区域を指定する。(建築基準法施行令第42条)

2) 小規模建築物(階数が3以下)を対象に液状化発生予測手法等を指導する。

(2) 液状化対策工法

地盤に液状化の可能性がある場合、以下の対策を指導する。

1) 基礎を一体の鉄筋コンクリート造の布基礎とする。

2) 締固め、置換、固結等有効な地盤改良を行う。

3) 基礎杭を用いる。

3 防災対策拠点施設の耐震性の確保等

(1) 村及び防災上重要な施設の管理者による施設の耐震化

村及び病院、学校、不特定多数者利用施設等の防災上重要な施設の管理者は、東海村耐震改修促進計画に基づき、県の耐震化事業に準じて耐震診断及び耐震補強工事を推進するとともに、地震時の停電に備え、バッテリー、自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を推進する。

(2) 不特定多数の者が利用する建築物の所有者による施設の耐震化

不特定多数の者が利用する一定の建築物や避難路沿道建築物(以下「特定建築物等」という。)の所有者は耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努めるほか、村は特定建築物等の耐震診断及び耐震改修について必要な指導・助言を行う。

4 文化財の保護

村及び文化財の管理者は、防災施設・設備(収蔵庫、火災報知器、消火栓、貯水槽等)の整備の促進を図るほか、文化財の所在を明確化及び見学者に対しての防災のための標識等の設置を図る。

5 関連項目

第3章 第7節 応急復旧・事後処理 第1「建築物の応急復旧」

第3 ライフライン施設の耐震化の推進【水道課・下水道課】

■基本事項

1 趣旨

上下水道等のライフライン施設は、地震発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。したがって、震災後直ちに機能回復を図ることはもちろん、事前の予防措置を講じることはより重要かつ有効である。このため、施設ごとに耐震性を考慮した設計指針に基づき、耐震性の強化及び代替性の確保、系統多重化等被害軽減のための諸施策を実施して、被害を最小限に抑えるよう万全の予防措置を講じる。

2 留意点

(1) 被害想定結果の対策への反映

被害想定調査を行うことにより、それぞれの地域における各ライフライン施設の被害状況が把握できるため、被害想定結果を活用し、各地域特性に応じた耐震性の確保や資機材の配備等の対策を実施する。

(2) 都市機能確保のための事前対策の重要性

大規模な地震によってライフライン施設が被災し、その復旧に長期間を要することは、震災後の応急対策活動や村民生活に大きな影響を与えるため、事前に各施設の耐震化を図る。

■対策

1 上水道施設の耐震化

村は、水道施設の耐震化、液状化対策について目標を定め、計画的に事業を推進する。

(1) 配水池等の緊急補強又は更新

配水池等の重要施設のうち耐震性に問題があるものについては、二次災害を回避するため緊急に補強又は更新を図る。

(2) 石綿セメント管等老朽管の更新

石綿セメント管等老朽化した管、耐震性に劣る管路について速やかに更新を終えることを目標に整備を図る。

(3) 給水装置・受水槽の耐震化

利用者の理解と協力を求め給水装置や受水槽の耐震化を進めるよう指導する。特に、避難所や病院等の防災上重要な施設について優先する。

(4) 緊急時給水能力の強化

緊急時の給水量を確保するため、非常用発電設備を設置するなど緊急時に備えた施設整備を図る。

2 下水道施設の耐震化

(1) 既存施設の耐震化

村は、被災した場合の影響度を考慮して、避難所等の重要施設から下水処理場までの管路等について上下水道一体となった耐震化を図る。

1) 耐震診断

新耐震設計基準に適合しない施設を中心に耐震診断を実施する。

2) 耐震補強工事

補強対策工事の年度計画に従い、耐震補強工事を実施する。

3) 耐震化の具体例

①可とう性・伸縮性を有する継手の採用

②地盤改良等による液状化対策の実施

(2) 新設施設の耐震化

村は、施設の計画，調査，設計及び施工の各段階において耐震化対策を講じる。

3 関連項目

第3章 第7節 応急復旧・事後処理 第3「ライフライン施設の応急復旧」

第4 地盤災害防止対策の推進【防災原子力安全課・建設部】

■基本事項

1 趣旨

地震による被害を未然に防止するには、その土地の地盤、地形を十分に理解し、その土地の災害に対する強さに適した土地利用を行う。

また、災害危険度の高い場所については、災害防除のための対策を実施して住民の生命、財産の保全に努める。

2 留意点

(1) 地盤情報の一元化

地盤災害の防止のためには、その土地の性状を知ることが重要である。地盤、地質、地形等に関する調査は様々な機関により実施されており、これらのデータの一元化を進め、各種の行政施策へ反映させる。

(2) 警戒体制の確立

地震による土砂災害は地震後時間をおいて発生することもあり、地震発生後は危険度の高い斜面を中心に、危険な徴候がないか警戒することが重要であり、そのための体制、通信手段等を平常時から確立する。

■対策

1 地盤災害危険度の把握

(1) 地盤情報のデータベース化

村は、村内の地形、地質、土質、地下水位等に関する各種調査から得られる情報を収集し、データベース化することにより、地盤災害の危険度に関する情報を提供する。

(2) 地盤情報の公開

村は、上記により作成したデータベースを公開し、公共工事、民間工事における液状化対策工法の必要性の判定等に活用する。

また、データベースを利用して地域の災害危険度に関する調査を行い、その結果を液状化マップ等に反映して公開する。

2 土地利用の適正化の誘導

(1) 安全を重視した土地利用の確保

村は、都市の災害危険度の把握を的確に行うとともに、これらの災害情報を提供する。

また、災害に弱い地区の土地利用について、安全性の確保という観点から総合的な検討を行い、土地利用の適正化を誘導する。

(2) 土砂災害警戒区域等の周知の徹底と砂防法等の適切な運用

村は、土砂災害ハザードマップ等により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の周知を図るとともに、砂防法等の適切な運用を図る。

3 斜面崩壊防止対策の推進

村は、地震による土砂災害から村民の生命及び身体を保護し、安全で快適な生活環境を確

保するため、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条に基づき警戒避難体制の整備を進める等、村民への周知及び土砂災害に対する意識の高揚に努める。

4 造成地災害防止対策の推進

造成地に発生する災害の防止は、都市計画法、建築基準法及び森林法においてそれぞれ規定されている開発許可、建築確認等の審査及び当該工事の施工に対する指導・監督を通じて行う。

また、巡視等により違法な開発行為の取り締まり、梅雨期や台風期の巡視強化及び注意の呼びかけを実施する。

なお、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土については、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正措置を行う。

5 液状化防止対策の推進

液状化による被害を軽減するため、村及び公共・公益施設の管理者は、埋め立て地や旧河道敷等の液状化のおそれのある箇所等の地盤データの収集とデータベース化に努めるとともに、締固め、置換、固結等の有効な地盤改良等により液状化防止対策に努める。

6 関連項目

第2章 第4節 防災教育・訓練 第3「災害に関する調査研究」

第5 危険物等施設の安全確保【消防本部】

■基本事項

1 趣旨

地震による火災及び死傷者を最小限に抑えるためには、危険物等（石油類等、高圧ガス、火薬類、毒劇物及び放射性物質をいう。以下同じ）の取扱施設の現況を把握し、消防法令等関係法令に基づく安全確保対策を推進するため、今後とも法令遵守の徹底を図る。

そのため、各危険物等取扱事業所等への災害に対するマニュアル（災害時の応急措置・連絡系統の確保）作成指導を徹底するとともに、施設への立入検査を実施し、法令遵守に基づく危険物等施設の安全確保を推進ほか、施設全体の耐震性能の向上を図る。

2 留意点

（1）地震時の被害の予測と対策の推進

危険物等の貯蔵等については各種法令の規制及び消防機関をはじめとする各機関の調査・指導が平常時から行われているが、災害時には各種ライフラインの途絶や、液状化現象等のために通常では考えにくい被害が起こる可能性がある。それらに備えて、地震時の状況を予測し、各種安全装置の点検等を実施し、より耐震性を高める。

また、危険物等の取扱者は取扱う危険物等の管理・責任体制を明確にし、それらの流出による被害を未然に防止するため、管理マニュアル等を整備する。

さらに、地震の際の危険物等施設の被害・機能障害を想定し、応急措置が速やかに実施されるよう、訓練や従業員への啓発、自衛消防隊育成の推進を図り、体制面の強化を進める。

（2）新たな危険物への対応

先端技術産業で使用される新たな危険物等の出現、流通形態等の変遷、施設の大規模化・多様化に備えた安全対策マニュアルを整備する。

■対策

1 石油類等危険物施設の予防対策

危険物施設は、消防法及び関係法令により細部にわたり規制基準が示されており、消防本部はこれらの法令に基づき規制の強化、事業者に対する指導の強化を行う。

また、危険物施設の被害・機能障害を想定したマニュアル作成の指導を推進し、マニュアルに基づく訓練、啓発等の実施励行による防災意識の高揚を図る。

さらに、消防本部は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要に応じて事業者等に対し、災害防止上必要な助言・指導を行う。

2 関連項目

第3章 第4節 被害軽減対策 第6「危険物等災害防止対策」

第2章 地震災害予防計画

第3節 地震被害軽減への備え

第1 緊急輸送への備え【防災原子力安全課・都市政策課・道路整備課】

■基本事項

1 趣旨

地震による被害を最小限に抑えるために、地震発生後の消防や人命救助、応急復旧や救援のための物資輸送等を効果的に実施する。そのためには、緊急通行車両の調達と交通経路（緊急交通経路）の確保のための道路啓開等を、地震発生後迅速に行うことが望まれ、その事前対策として、緊急輸送道路を整備し、道路啓開資機材、緊急通行車両等の調達体制を整備する。

2 留意点

(1) 事業者との効果的な連携体制の整備

がれきを取り除く道路啓開の作業は、建設会社等の協力により行われるため、関連業界団体を通じて、建設会社等との地震発生後の効果的な連携が講じられるよう、平常時から防災訓練や協定締結による体制を整備する。

また、緊急通行車両等が不足した場合においては、民間からの車両等の調達の必要があるため、関連業界団体を通じて、協定の締結による車両等の調達体制を整備する。

(2) 地震発生後の情報連絡手段の整備

地震発生後に、整備した事業者との連携体制を効果的に活用し、迅速に道路啓開や緊急輸送に着手するために、地震発生後に有効に機能する関係者間の情報連絡手段を確保する。

また、電気通信設備に被害が発生した場合においても、確実に情報連絡がとれるような環境を整備する。

■対策

1 緊急輸送道路の整備

県が指定する緊急輸送道路の管理者は、緊急輸送道路の耐震強化を図り、整備を行う。

2 緊急輸送道路における無電柱化の推進

県が指定する緊急輸送道路の管理者は、緊急輸送道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の推進を図るものとする。

3 ヘリポートの指定・整備

村は、緊急輸送の中継基地となる臨時ヘリポートを関係機関と協議の上指定するとともに、これらの場所が災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び村民に対し周知徹底を図るなど所要の措置を講じる。

4 関連項目

第3章 第4節 被害軽減対策 第2「緊急輸送」

第2 消火活動・救助・救急活動への備え【防災原子力安全課・消防本部】

■基本事項

1 趣旨

地震による火災及び死傷者を最小限に抑えるため、消防力の充実強化、救助・救急体制の整備等、消防対応力・救急対応力の強化を図る。

また、特に初期段階で重要となる地域住民、自主防災組織による初期消火、救出、応急手当能力の向上を図る。

2 留意点

(1) 地震時の出火要因への対処

過去の地震事例を中心に、出火に結びつく要因を把握し、それらを予防する対策を実施する。特に、通電火災等の新たな出火要因に対する対策を十分に検討する。

(2) 広域応援体制の確立

県内の消防本部間の相互応援体制の確立を図る。

(3) 地域の初期消火、救出、応急手当能力の強化

地震の規模が大きい場合、消防機関等の防災関係機関のみでは十分な消火・救助活動は不可能であるため、地域の住民は自主防災組織等を結成し、「自らの地域は自らで守る」という気概のもと、初期消火・救出・応急手当能力の強化に努める。

■対策

1 出火予防

(1) 一般火気器具からの出火の予防

1) コンロ、ストーブ等からの出火の予防

村及び消防本部は、村民に対し、地震を感じたら身体の安全を図るとともに、すばやく火を消すこと、対震自動消火装置の設置とその定期的な点検、火気周辺に可燃物を置かないことなどを普及啓発する。

2) 電気器具からの出火の予防

村及び消防本部は、村民に対し、地震を感じたら安全が確認できるまで、電気器具のプラグを抜き、特に長期に自宅を離れる場合はブレーカーを落とすなどの普及啓発をする。

(2) 化学薬品からの出火の予防

村及び消防本部は、化学薬品を保管している事業者、教育機関、研究機関等が、地震による容器の破損が生じないように、管理を適切かつ厳重に行うよう周知・指導する。

2 消防力・救助力の強化

地震による火災の消火、人命救助等の初動活動が速やかに実施できる体制を確立するために、消防本部の消防対応力を強化するとともに、消防車両や資機材の適正配備を行う。

(1) 消防水利の確保

防火水槽の設置及び耐震化を促進するほか、ビル保有水の活用、河川・ため池の利用、プールの利用等、水利の多様化を図るとともに、消火栓使用不能時等の緊急時に備え、管

内の水利状況の把握に努める。

(2) 消防車両・資機材の充実

通常の消防力の強化に加え、震災時の活用が期待される可搬式ポンプ、水槽車等を整備する。

また、停電による通信機能不能に備え、発電機や消防団無線の充実を図るとともに、燃料の確保対策や自家発電設備の整備を推進する。

(3) 消防団の育成・強化

災害時に円滑に活動できるよう、資機材の整備、体制の確保、処遇の改善、団員の教育訓練、青年層・女性層を始めとした入団促進等を総合的に推進し、消防団の充実強化を図るとともに、震災時活動マニュアル等を整備し、参集基準の明確化に努める。

(4) 救助隊員に対する教育訓練の実施

大規模かつ広域的な災害に対応するため、救助隊員に対する教育訓練を充実強化し、適切な状況判断能力と救助技術の向上を図る。

(5) 救助活動体制の強化

災害現場から要救助者を安全な場所へ救出するため、救助隊の設置を進めるとともに、救助工作車・救助用資機材等の計画的な整備を促進し、救助活動体制の整備を図る。その際、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意する。

(6) 広域応援体制の整備

大規模震災時に相互に応援活動を行うため、消防本部は広域消防応援協定を締結するとともに、複数の消防本部合同での消火・救助訓練を実施し、対応力の強化を図る。

また、応援する立場、応援を受け入れる立場のそれぞれの対応計画を具体的に立案する。その際には、情報の共有化、通信手段、指揮系統、資機材の共同利用等について明確化する。

(7) 津波時の消防計画

消防本部は、津波警報下での安全・的確な消防活動の実施のため、県や村の防災担当部局等と連携した消防計画の策定等により、津波時の浸水想定を勘案した消防体制の整備に努める。

3 救急力の強化

(1) 救急活動体制の強化

大規模な震災によって大量に発生することが予想される傷病者に対し迅速・的確な応急処置を施し、医療機関への効率的な搬送をする体制を確立するため、以下の事業を推進する。

- 1) 救急救命士の計画的な養成
- 2) 高規格救急自動車・高度救命処置用資機材の整備促進
- 3) 救急隊員の専任化の促進
- 4) 救急教育の早急かつ計画的な実施
- 5) 消防本部管内の医療機関との連携強化（緊急時の通信機能の確保）
- 6) 村民に対する応急手当の普及啓発

(2) 集団救急事故対策

集団災害発生時を想定した救急事故対策訓練を、救急業務計画に基づき関係機関との連携により実施する。

4 地域の初期消火・救出・応急手当能力の向上

(1) 初期消火力の向上

自主防災組織を中心とし、消火器、バケツ、可搬ポンプ等の消火資機材を備えるとともに、防火用水の確保、風呂水のためおき等を地域ぐるみで推進する。

また、事業者は、地域の自主防災組織等との連携を図り、初期消火力の向上に努める。

(2) 救出・応急手当能力の向上

1) 救出資機材の備蓄

自主防災組織等は、家屋の倒壊現場からの救出などに役立つ、ジャッキ、バール、のこぎり、角材、鉄パイプ等の救出資機材の備蓄や、地域内の建築業者等からの調達を推進するほか、村は、こうした地域の取組を支援する。

2) 救助訓練

自主防災組織を中心として、家屋の倒壊現場からの救助を想定した救助訓練を行う。村及び消防本部はその指導・助言をするとともに、訓練の安全確保について十分に配慮する。

また、救急隊到着前の地域での応急手当は救命上極めて重要であるため、村及び消防本部は、村民に対する応急手当方法の普及啓発を図る。

5 資料・関連項目

(1) 資料

資料2.1.2 応援協定一覧

(2) 関連項目

第3章 第3節 応援・派遣 第2「応援要請・受入体制の確保」

第3章 第4節 被害軽減対策 第4「消火・救助・救急活動」

第3 医療救護活動への備え【地域福祉課・防災原子力安全課・消防本部】

■基本事項

1 趣旨

地震災害においては、広域あるいは局地的に多数の傷病者が発生することが予想され、情報の混乱と医療機関自体の被災等があいまって、被災地域内では十分な医療が提供されないおそれがある。

これら医療救護需要に対し迅速かつ的確に対応するため、平常時から村、医療機関等は医療救護活動に備える。

2 留意点

(1) 情報伝達体制の確立

大災害発生時には公衆回線の途絶、輻輳等が十分予想されるため、平常時から無線、インターネット接続等災害時医療に係る情報連絡体制を確保するとともに、非常用通信手段を確保する。

(2) 災害医療専門家の養成

災害時において、限られた医療資源が十分に活用されるためには、災害医療コーディネーター等災害医療の知識と経験の豊富な専門家の養成を図るとともに、病院レベルでの災害対策を強化する。

■対策

1 医療救護施設の耐震性の確保

村は、医療救護の活動上重要な拠点となる村立病院、保健センター等の医療救護施設について計画的に耐震診断を行い、必要に応じ、耐震・免震改修を行う。

2 ライフライン施設の代替設備の確保

(1) 自家発電装置の整備

村は、ライフラインが寸断された場合でも診療能力を維持するため、3日分程度の電気供給が可能な自家発電装置の整備を図る。

(2) 飲料水等の備蓄

村は、ライフラインが寸断された場合でも診療能力を維持するため、飲料水、生活用水等を備蓄する。

また、受水槽（貯水槽）の耐震性の強化等により、水の漏洩防止対策を図るとともに、容量拡充を図る。

3 医療機関間情報網の整備

病院は、電力・通信が寸断された場合でも、広域的に医療機関の稼働状況、医師・看護師等医療スタッフの状況、ライフラインの確保、医薬品の備蓄状況等災害医療に係わる情報の収集のために、広域災害救急医療情報システム（EMIS）が入力できるよう、データ通信が可能な通信機器（衛星電話等）の整備促進に努める。

4 医療関係者に対する訓練等の実施

(1) 病院防災マニュアルの作成

病院防災に当たっては、災害により病院が陥る様々な場合分けに応じて、適切な対応が行われる必要がある。

病院は、防災体制、災害時の応急対策、自病院内の入院患者への対応策、医薬品・食料・水・物資・燃料の備蓄・確保等について留意した病院防災マニュアルを作成するとともに、災害時に重要業務を継続するため、事業継続計画（BCP）を策定するほか、定期的に内容を検証し、必要に応じて見直しを図る。

(2) 防災訓練の実施

防災は、日常からの心構えが重要であり、訓練を通じて、病院防災マニュアルの職員への徹底が必要であることから、病院は、年2回の防火訓練に加え、年1回以上の防災訓練の実施に努める。

防災訓練の実施に当たっては、夜間時の発災を想定した訓練も交えて実施するとともに、地域の防災関係機関や地域住民との共同による訓練実施にも努める。

4 医療関係団体との協力体制の強化

村は、災害時における医師や看護師等の派遣をはじめとした医療救護活動について、医療関係団体との協定の締結を進めることにより協力体制の強化を図る。

医療関係団体は、村が実施する防災訓練に積極的に参加するほか、協議会の設置又は会議等を通じ、平常時から相互の連携を図る。

5 関連項目

第3章 第4節 被害軽減対策 第4 「応急医療」

第4 被災者支援のための備え【防災原子力安全課・地域福祉課・総合相談支援課・水道課，財政経営課】

■基本事項

1 趣旨

発災後，避難場所に避難した被災者のうち，住居等を喪失するなど引き続き救助を必要とする者に対しては，受入れ保護を目的とした施設の提供が必要であるため，避難所としての施設の指定及び整備を積極的に行う。

また，住宅の被災等による各家庭での食料，飲料水，生活必需品の喪失，流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には，被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要であるため，災害発生直後から被災者に対し円滑に食料，生活必需品及び飲料水の供給が行えるよう物資の備蓄及び調達体制の整備を行う。

2 留意点

(1) 協力体制の整備

直下型地震など被害が一部の地域に限られる災害が発生した場合には，避難所の開設及び生活救援物資の供給について，相互利用及び相互応援ができることが望ましいため，災害時に近隣市町村やその他関係機関と連携が図れるよう協力体制を整備しておく。

また，県内全域が被災するような大規模な災害が発生した場合には，近隣市町村やその他関係機関と連携が機能しないという認識に立って，他の都道府県や遠方の市町村等との広域連携体制を整備しておく。

(2) 最大規模の被害を想定した対策の対応

備蓄・調達数量の目標値は，被害が最大となる災害を想定して設定する。

(3) ライフライン施設の被害に対応した備蓄品目の確保

電気，水道，ガス等村民生活に必要不可欠なライフライン施設の供給停止等に対応した食料，飲料水，毛布等生活必需品を確保する。

(4) 発災時の確実かつ迅速な対応及びリスクの分散

災害時に確実かつ迅速な対応を図るため，集中備蓄を行うとともに，広域的な分散備蓄を行い，災害時のリスクを分散させる。

(5) ニーズに応じた調達・確保

被災地域で求められる物資は，時間の経過とともに変化することを踏まえ，時宜を得た物資の調達に留意するとともに，避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ，夏期には扇風機等，冬期には暖房器具，燃料等を含めるなど被災地域の実状を考慮した物資を調達・確保する。

(6) 要配慮者に配慮した備蓄・調達

要配慮者に配慮した備蓄品目を選定し，必要量を確保する。

■対策

1 指定緊急避難場所・指定避難所の指定

(1) 指定緊急避難場所の指定

村は，コミュニティセンター，学校等の公共施設等を対象に，地域の人口，誘致圏域，

地形，災害に対する安全性等に応じ，その管理者の同意を得た上で，指定緊急避難場所をあらかじめ指定する。

また，指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は，日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して，どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとし，あわせて村民に対し周知徹底を図る。

指定緊急避難場所については，地震に伴う津波や火災に対応するため，災害に対して安全な構造を有する施設，又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって，災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定し，指定緊急避難場所となる施設のオープンスペースについては，必要に応じ，大規模な火事の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

また，村は，災害の想定等により，必要に応じ，近隣の市町村の協力を得て，指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるとともに，防災マップ等に記載し，村民への周知徹底を図るものとする。

なお，避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては，指定緊急避難場所への移動を原則とするものの，避難時の周囲の状況等により，指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと村民自身が判断する場合は，「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて，日頃から村民への周知徹底に努める。

(2) 指定避難所の指定

村は，地域的な特性や過去の教訓，想定される災害等を踏まえ，被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し，平常時から，指定避難所の場所，収容人数，家庭動物の受入れ方法等について，住民への周知徹底を図るとともに，避難所運営マニュアルの整備に努め，訓練等を通じて避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際，住民への普及に当たっては，住民が主体的に避難所を運営できるように配慮する。

指定避難所は，被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し，速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって，想定される災害による影響が比較的少なく，災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとし，設置場所としては，物資の運搬，集積，炊事，宿泊等の利便性を考慮し，コミュニティセンター，総合体育館，総合福祉センター，総合支援センター，小・中学校等の公共建築物とする。

指定避難所となる施設については，良好な生活環境を確保するために，あらかじめ避難所内の空間配置図，レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。

また，村は，指定避難所において貯水槽，井戸，給水タンク，仮設トイレ，マンホールトイレ，マット，非常用電源，ガス設備，衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか，空調，洋式トイレなど，要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

学校を指定避難所として指定する場合には，学校が教育活動の場であることに配慮するものとし，避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上，施設の利用方法等について，事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

なお、必要に応じ、県の「災害時支援協力に関する協定」に基づき、民間施設の活用を図るほか、被災者用の住宅として利用可能な公営住宅や空屋等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるように、あらかじめ体制を整備する。

(3) 避難所の耐震性の確保・代替施設の確保

村は、平常時より建物の耐震診断を積極的に推進していくものとし、特に、避難所に指定されている施設等で、昭和56年度以前に建築された建物については、耐震診断を実施した結果に基づき、必要に応じて補強や改築に努める。

なお、大規模な地震が発生した場合には、指定されている避難所が被災することも想定されることから、事前に代替施設を選定しておく。

(4) 避難所の備蓄物資及び設備の整備

村は、避難所又はその近傍において地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、洗濯設備、毛布等避難生活に必要な物資等を確保するとともに、通信途絶や停電等を想定し、通信機材や非常用発電設備等設備の整備に努める。

また、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。

備蓄すべき主なものは、次のとおりである。

- 1) 食料（乳幼児用を含む）、飲料水
- 2) 生活必需品（要配慮者、女性、こどもにも配慮する）
- 3) ラジオ、テレビ
- 4) 通信機材（衛星携帯電話、衛星通信を活用したインターネット機器、災害時用公衆電話（特設公衆電話）、防災行政無線、IP無線を含む。）
- 5) 放送設備
- 6) 照明設備（非常用発電機、太陽光発電等再生可能エネルギーを活用したものを含む。）
- 7) 炊き出しに必要な機材及び燃料
- 8) 給水用機材、給水タンク
- 9) 救護所及び医療資機材（感染症対策に必要な物資、常備薬含む。）
- 10) 物資の集積所（備蓄倉庫等）
- 11) 仮設の小屋又はテント、仮設のトイレ、マンホールトイレ
- 12) マット、簡易ベッド、段ボールベッド、パーティションテント
- 13) 工具類

また、避難所の設備の整備については、出入口の段差の解消や表示の外国語併記のほか、空調、洋式トイレなど高齢者や障害者等の要配慮者への配慮や専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置など乳児や女性への配慮を積極的に行う。

なお、物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。

(5) 避難所の運営体制の整備

村は、住民に対し、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民への普及に当たっては、住民が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

また、村は、指定管理施設が指定避難所となっている場合は、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

さらに、村及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換や避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域のボランティア人材の確保・育成に努める。

2 基幹避難所・補完避難所・福祉避難所の指定

(1) 基幹避難所の指定

村は、災害発生時において、他の避難所に優先して開設する避難所を基幹避難所として指定する。

基幹避難所には、備蓄物資及び設備を優先的に整備し、特に、災害発生直後の混乱期に必要なとされる資機材等を備蓄するほか、備蓄倉庫も併せて整備しておく。

(2) 補完避難所の指定

村は、災害発生時において、必要に応じて開設する避難所を補完避難所として指定する。

(3) 福祉避難所の指定

村は、災害発生時において、要配慮者のうち、避難生活において一定の介助が必要な方を受け入れるための体制を整えた福祉避難所として、総合福祉センター及び総合支援センターを指定する。

福祉避難所には、要配慮者の介助に必要なとされる備蓄物資や資機材、設備を整備しておく。

3 食料の備蓄及び調達体制の整備

(1) 村の体制整備

村は、想定されるり災人口のおおむね3日分を目標として食料等の備蓄に努める。その際、避難所に指定されている施設又はその近傍で地域完結型の備蓄施設の確保に努めるものとし、必要に応じ、備蓄倉庫の整備を実施するとともに、新物資システム（B-P L o）を活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

備蓄の確保に当たっては、地域における生産者、生活協同組合、農業協同組合、スーパーその他販売業者等との物資調達に関する契約及び協定の締結・更新に努めるが、大規模な地震が発生した場合には、事業者が被災して流通在庫備蓄が機能しないことも想定し、十分な量の公的備蓄の確保に努める。

また、村で十分な量を確保できない場合は、県や他市町村に要請して必要量を確保するため、関係機関との連絡・協力体制の整備を図る。

なお、備蓄数量の設定に当たっては、備蓄計画を策定するとともに定期的に見直しを図る。また、備蓄・調達品目の設定においては、要配慮者への配慮や、アレルギー対策、感染症対策等を考慮する。

(2) 住民、地域、事業者等の備蓄

住民及び地域は、災害時におけるライフラインの寸断や食料等の流通途絶、役場庁舎及び施設の被災による支援の途絶等を想定し、必要な物資を最低3日分、推奨1週間分備蓄するとともに、災害時に非常持ち出しができるよう努める。

事業者は、災害発生後、安全が確保されるまでは従業員等を一定期間事業所内に留めて

おくことができるよう、食料等必要な物資をおおむね3日分備蓄するよう努める。

4 応急給水・応急復旧体制の整備

(1) 行動手順

村が、応急給水・応急復旧の行動指針として定めておくべき事項は次のとおりとする。

なお、行動指針は、職員に周知徹底しておくとともに、水道施設の耐震化の進展等、状況の変化に応じて見直す。

- 1) 緊急時の指揮命令系統，給水拠点・水道施設・道路の図面の保管場所（同一図面の複数の場所への保管場所を含む。），指揮命令者等との連絡に必要な手順等を定めること。
- 2) 県，他都道府県，国土交通省，自衛隊等に対する支援要請を行う場合の手順を定めること。
- 3) 外部の支援者に期待する役割とその受け入れ体制を定めること。
 - ①集結場所，駐車場所，居留場所
 - ②職員と支援者の役割分担と連絡手段
- 4) 住民に理解と協力を呼びかけるために広報する内容等を定めること。
 - ①緊急時給水拠点の位置等の情報について広報や給水拠点の表示の徹底
 - ②地震規模に応じた断水時期の目処
 - ③住民に求める飲料水の備蓄の量及びその水の水質保持の方法
- 5) 他の水道事業者等の応急対策を支援する場合の留意事項を定めること。
 - ①指揮命令系統の整った支援班の編成
 - ②自らの食事，宿泊用具，工所用資材の携行

(2) 応急給水資機材の備蓄及び調達体制の整備

村は、地震により水道施設が損壊し、供給が不能となった場合、施設の早期復旧を図るとともに、速やかに応急給水活動が行えるよう、以下の応急給水資機材の備蓄・更新及び調達体制の整備を行う。

- 1) 給水タンク車（2トン1台）
- 2) 給水タンク（2トン1台，1トン2台）
- 3) ポリ容器
- 4) ポリ袋等

(3) 検査体制の整備

村は、井戸水等を飲用しなければならない場合に、飲用の適否を調べるため、水質検査が行える体制を整備しておく。

5 り災証明書

村は、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局を定め、住家の被害認定調査の担当者の育成，他の市町村や民間団体との応援協定の締結，応援の受け入れ体制の構築等を計画的に進めるなど，り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の充実強化に努める。

また、村は、効率的なり災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムを活用する。

6 資料・関連項目

(1) 資料

資料2.3.1 避難所一覧

資料2.3.2 備蓄物資の保管状況

(2) 関連項目

第3章 第4節 被害軽減対策 第1「避難指示（緊急）等・誘導」

第3章 第5節 被災者生活支援 第2「避難生活の確保」

第3章 第5節 被災者生活支援 第4「生活救援物資の供給」

第3章 第5節 被災者生活支援 第8「帰宅困難者対策」

第5 要配慮者及び福祉施設等入所者の安全確保の備え

【防災原子力安全課・地域福祉課・総合相談支援課・健康増進課・子育て支援課・指導室・政策推進課・村民活動支援課・都市政策課・道路整備課】

■基本事項

1 趣旨

災害時に配慮を要する対象として、高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者、妊婦、乳幼児、未就学児童、児童生徒、難病者、人工透析患者、外国人、災害により負傷し自立歩行が困難になった者等が挙げられる。要配慮者の安全確保対策として、要配慮者の対象者別に定めるとともに、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いすにも支障のない出入口のある避難所の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等、要配慮者に配慮した防災基盤整備を促進する。

また、これらの要配慮者のうち、災害が発生したときに自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者を「避難行動要支援者」と位置付け、別に計画を作成し、地域で支援するための体制づくりを進める。避難行動要支援者に関する情報について関係部署における共有に努めるとともに、住所・氏名等の基本的な情報については、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等への情報提供を行う。

福祉施設等の入所者については、地震災害から入所者を守るため福祉施設等の管理者と連携し、施設の安全体制・対策の一層の充実を促進する。

2 留意点

(1) 要配慮者の状況把握

災害時に迅速な救助活動を実施するために、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から要配慮者の所在等の状況について把握する。

(2) 避難行動要支援者の状況把握と情報共有

災害時に迅速な避難支援を実施するために、平常時から避難行動要支援者の状況を把握し名簿化しておく。名簿化した避難行動要支援者の情報は、地域での避難支援に役立てるため自治会等と共有する。

(3) 地域の避難支援体制の整備

避難行動要支援者がどの地域に居住していても避難支援が受けられるよう、避難支援体制整備を村内全地域で進める。

■対策

1 要配慮者対策

(1) 要配慮者全体への対策

1) 災害時の情報提供、緊急通報システムの整備

村は、要配慮者が迅速に避難できるよう、防災関係機関や福祉関係者と協力して、避難に関する情報の伝達マニュアルの策定をするとともに、情報伝達体制の整備に努める。

また、村は、災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、要配慮者に対する緊急通報装置の給付の促進等、緊急通報システムを整備する。

2) 要配慮者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
避難準備情報や災害関連情報は、要配慮者本人のみならずその家族や避難支援等関係者に対しても広く周知する必要があるため、村は、発生し得る電話回線の混雑や停電等による通信手段の途絶等に対処できるよう、特定の伝達手段にとらわれることなく、多様な情報伝達手段の確保に努める。

3) 要配慮者の避難所等における支援体制の確保

村は、県と協力し、避難所等で福祉的支援を行うDWA T（災害派遣福祉チーム）が災害発生時に迅速な派遣及び受け入れが可能となるよう、DWA Tに参加する福祉専門職、福祉避難所運営の関係者に対する研修を推進する。

(2) 対象者別対策

1) 高齢者，身体障がい者，知的障がい者への対策

地域住民や自主防災組織，福祉施設等との連携を強化して，避難や避難生活に対する支援体制を整備するとともに，要配慮者自身の備えを促すため，災害に対する啓発活動に努める。

2) 未就学児童等への対策

保育施設や放課後児童クラブの管理者は，災害時における保護者との連絡方法を定め，管理者と保護者との協力により，日常的に訓練を行い，保護者，未就学児童等の安否や所在の情報を把握できるように努める。

3) 児童生徒等への対策

学校は，教職員，児童生徒等に対して，防災教育や訓練を通じて，災害に対する心構えや，防災に関する正しい知識の普及啓発に努めるとともに，災害時を想定した保護者との協力体制を整える。

4) 妊婦・乳幼児，難病者，人工透析患者，精神障がい者，発達障がい者への対策

医療機関等と連携して避難や避難生活に対する支援体制を整備するとともに，要配慮者自身の備えを促すため，災害に対する心構えや，防災に関する正しい知識の普及啓発に努める。

5) 外国人への対策

①外国人の所在の把握

村は，災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように，平常時における外国人の人数や所在の把握に努める。

②外国人を含めた防災訓練の実施

村は，平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため，外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。

③防災知識の普及啓発

村は，外国語による防災に関するパンフレットを作成し，外国人との交流会，外国人雇用事業者等を通じて配布を行うほか，インターネット等を利用して防災知識の普及啓発に努める。

④災害時マニュアルの携行促進

村は，外国人が被災した場合の確認，連絡や医療活動等を円滑に行うため，様々な機会を捉え，氏名や住所，連絡先，言語，血液型等を記載する災害時マニュアルを配

布し、携行の促進に努める。

⑤外国人が安心して生活できる環境の整備

ア 外国人相談体制の充実

村は、外国人が日常生活の中で抱える様々な問題について、身近なところで気軽に相談し適切なアドバイスを受けられるよう、外国人相談窓口の充実を図る。

イ 外国人にやさしいまちづくりの促進

村は、避難施設の案内板について、外国語の併記も含め、その表示とデザインの統一を図る。

ウ 外国人への行政情報の提供

村は、生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報を外国人に周知するため、広報「とうかい」やガイドブック、インターネット、SNS等、各種の広報媒体を利用して外国語による情報提供を行う。

エ 外国人と日本人とのネットワークの形成

村は、外国人も日本の地域社会にとけこみ、その一員として地域で協力し合いながら生活できるよう、地域住民との交流会の開催など様々な交流機会の提供を行い、外国人と日本人とのネットワークの形成に努める。

オ 語学ボランティアの支援

村は、災害発生時に通訳、翻訳等を行うことにより、外国人との円滑なコミュニケーションの手助けをする語学ボランティアの活動を支援する。

カ 外国人を受け入れている事業者の取組

村内には多くの外国人の研究者、研修生等が来村し滞在しているため、外国人を多く受け入れている事業者は、避難誘導・保護のための計画を策定するなどの対策を講じる。

キ 外国人ボランティアの育成

外国人に配慮した継続的な生活情報の提供等を行うため、外国人ボランティアの育成を図る。

2 避難行動要支援者避難支援対策

村は、「災害時避難行動要支援者避難支援計画（災援プラン）」を作成し、それに基づいた必要な支援を充実させるなど、避難行動要支援者に対する支援体制の強化を図る。

(1) 避難行動要支援者名簿の整備及び個別避難計画の作成

村は、避難行動要支援者に対する避難支援、安否確認等をより確実なものとするため、その基礎となる名簿（避難行動要支援者名簿）を災対法第49条の10第1項の規定に基づき整備するとともに、個別避難計画を災対法第49の14第1項の規定に基づき作成する。この場合、地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

被災者支援事業の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作

成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

以下のいずれかの基準に該当する者を避難行動要支援者とし、名簿に登載する。

- ①自力又は同居家族により基幹避難所等へ避難することができない高齢者
- ②身体障害手帳を所持し、「肢体不自由（1～2級）」の者のうち、災害時、自力又は同居家族により基幹避難所等へ避難することができない者
- ③身体障害手帳を所持し、「聴覚障害・平衡機能障害」の者のうち、災害時、自力又は同居家族により基幹避難所等へ避難することができない者
- ④身体障害手帳を所持し、「視覚障害」の者のうち、災害時、自力又は同居家族により基幹避難所等へ避難することができない者
- ⑤療育手帳○A又はAを所持し、災害時、自力又は同居家族により基幹避難所等へ避難することができない者
- ⑥精神保健福祉手帳1級を所持し、災害時、自力又は同居家族により基幹避難所等へ避難することができない者
- ⑦上記に準じる者で、自ら支援を希望し個人情報を提供することに同意した者

2) 避難行動要支援者名簿の記載項目

名簿には、以下の項目を記載・記録する。

- ①氏名
- ②生年月日
- ③性別
- ④住所又は居所
- ⑤電話番号及び家族等の緊急連絡先
- ⑥避難支援等を必要とする事由
- ⑦避難支援等の実施に関し村長が必要と認める事項

3) 避難行動要支援者名簿作成のための情報収集

村は、避難行動要支援者に該当する村民を特定し、名簿に記載するため、以下の台帳

と訪問・聞き取り調査により情報収集を行う。

- ①住民基本台帳
- ②身体障害者手帳交付台帳
- ③療育手帳交付台帳
- ④精神保健福祉手帳交付台帳

4) 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況変化に対応するため、村は、毎年度、名簿情報を更新する。

5) 避難行動要支援者の名簿情報外部提供に関する同意の取得

村は、避難支援等関係者に平常時から避難行動要支援者の名簿情報を外部提供するために、避難行動要支援者を名簿に登載する際に、外部提供に関する同意を取得する。

(2) 避難行動要支援者の支援体制整備

村は、作成した避難行動要支援者名簿を避難支援等関係者に提供し情報の共有を図るとともに、単位自治会ごとの地域での支援体制整備に努める。

1) 避難支援等関係者の範囲

- ①単位自治会及び自主防災組織
- ②民生委員・児童委員
- ③消防本部
- ④警察署
- ⑤東海村社会福祉協議会
- ⑥地域医師会

2) 地域の支援体制整備

広域にわたって被害をもたらす地震災害に対しては、行政だけでなく、地域の住民が主体となって協力し合い避難行動要支援者の安全確保に取り組んでいく必要があり、避難行動要支援者がどの地域に居住していても地域による避難支援が受けられるよう体制整備を進める必要がある。このため、村は、地域で避難行動要支援者の避難支援体制整備を促進するため、防災意識や避難行動要支援者避難支援体制の必要性等の啓発、マニュアルの整備等の支援をしていく。

3) 避難支援等関係者の安全確保

村は、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮するとともに、避難行動要支援者に対し、避難支援等関係者は自身とその家族の安全を確保した上で安否確認や避難支援等を行うものとし、避難支援等を必ず受けられるとは限らないことを周知する。

(3) 避難支援等関係者との情報共有

1) 避難行動要支援者名簿の提供方法

村は、避難支援等の実施に必要な範囲で、避難行動要支援者名簿情報提供の同意が得られた避難行動要支援者の名簿情報を、避難支援等関係者に紙媒体で提供する。

2) 情報漏えい防止のための措置

村は、平常時の避難支援等関係者に対する避難行動要支援者名簿の提供に際し、情報漏えいを防止するため、以下の措置を講じる。

- ①避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限定した提供
- ②災害対策基本法に基づく避難支援等関係者の守秘義務についての周知徹底

- ③受け取った避難行動要支援者名簿の保管方法（施錠保管等）の指導
- ④受け取った避難行動要支援者名簿の複製禁止
- ⑤避難行動要支援者名簿の提供先が団体の場合，その団体内で避難行動要支援者名簿を取り扱う者及び閲覧者の限定等の指導
- ⑥避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有・利用されないための注意喚起

3 社会福祉施設等の安全体制の確保

(1) 防災組織体制の整備

社会福祉施設等管理者は，災害時に備えて防災組織を整え，職員の職務分担，動員計画・避難誘導體制等の整備を図るとともに，地震防災応急計画を策定するほか，施設入所者の情報（緊急連絡先，家族構成，日常生活自立度）について整理・保管する。

村は，社会福祉施設等における防災組織体制の整備を促進し，地震防災応急計画の策定に当たって指導・助言し，施設入所者等の安全を図る。

(2) 緊急応援連絡体制の整備

社会福祉施設等管理者は，非常用通報装置の設置等，災害時における通信手段の整備を図るとともに，他の社会福祉施設との相互応援協定の締結，地域住民，自主防災組織，ボランティア組織等との連携等施設入所者等の安全確保についての協力体制を整備する。

(3) 社会福祉施設等の耐震性の確保

社会福祉施設等管理者は，震災時における建築物の倒壊等を未然に防止するため，耐震診断の実施や耐震補強工事に努め，村はこれを促進する。

また，村は，福祉避難所となる総合福祉センター「絆」及びなごみ総合支援センターについて，施設利用者の安全を図るため，計画的に耐震診断を行い，必要に応じ耐震補強工事を行う。

(4) 防災資機材の整備，食料等の備蓄

社会福祉施設等管理者は，非常用自家発電機等防災資機材を整備するとともに，食料，飲料水，医薬品等の備蓄に努める。

(5) 防災教育，防災訓練の実施

社会福祉施設等管理者は，施設職員等に対し，防災知識や災害時における行動等についての教育を行うとともに，夜間・休日における防災訓練や防災関係機関，地域住民，自主防災組織，ボランティア組織等と連携した合同防災訓練を定期的実施する。

村は，社会福祉施設等管理者に対し，防災知識及び意識の普及啓発を図るとともに，防災関係機関，地域住民，自主防災組織，ボランティア組織等を含めた総合的な地域防災訓練への参加を促進する。

4 資料・関連項目

(1) 資料

資料2.2.1 避難路及び緊急輸送道路一覧

資料2.3.1 避難所一覧

(2) 関連項目

第3章 第5節 被災者生活支援 第5「要配慮者及び福祉施設等入所者の安全確保の

備え」

第6 燃料不足への備え【財政経営課・防災原子力安全課】

■基本事項

1 趣旨

災害の発生に伴い、燃料供給が滞る事態が発生した場合に備え、石油商業組合、高圧ガス保安協会等と連携し、災害応急対策車両の優先・専用給油所や優先的に燃料を供給すべき施設及び車両をあらかじめ指定しておくなど、燃料の優先供給体制を整備し、村民の生命の維持及びライフラインの迅速な復旧等を図る。

2 留意点

(1) 連絡体制の整備

大規模地震が発生した場合には、電話の輻輳等による通信の断絶が危惧されるため、あらかじめ、村、石油商業組合、高圧ガス保安協会等の間で連絡方法を複数用意するとともに、日頃から確認しておく。

(2) 燃料の優先供給を行うべき重要施設の指定等

災害時において、優先的に燃料を供給すべき役場庁舎その他の重要な施設をあらかじめ指定し、自家発電用燃料の供給方法を定めておく。

(3) 応急復旧等を実施する車両の指定

災害時において、応急復旧や村民の生活を維持するために優先的に燃料を供給すべき車両をあらかじめ指定するとともに、優先供給するための給油所も指定しておく。

(4) 村民への普及啓発

応急対策や村民の生活維持のために必要な施設や車両への燃料供給の制度について、村民への理解を促進するとともに、災害に備え、村民や事業者に対し、燃料の備蓄等自らできる備えについての啓発を行う。

■対策

1 燃料の調達及び供給体制の整備

村は、災害発生時において可能な限り早期に生活基盤の復旧を図るため、あらかじめ、石油商業組合等と必要な協定等を締結するなどして、燃料の優先供給を行うべき重要施設や災害の応急復旧等に必要な車両について、優先的な給油を受ける給油所を指定しておく。

2 重要施設・災害応急対策車両等の指定

(1) 災害応急対策車両等の指定

村は、別に定める基準に基づき、災害応急対策や医療の提供を行うための車両を、あらかじめ指定しておく。また、指定車両には別に定める基準に基づき、ステッカーを作成し備えておく。

(2) 重要施設・災害応急対策車両管理者等の責務

重要施設の管理者は、災害に伴う停電が発生した場合においても、最低限3日間継続して電力を賄うことができるよう、自家発電設備を備えるとともに、必要な燃料の備蓄を行う。

また、災害応急対策車両に指定された車両の所有者又は使用者は、日頃から燃料を満量

近く給油しておくことを心がける。

3 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定

村は、協定等に基づき、災害発生時において災害応急対策車両が専用又は優先により給油を受けるべき給油所をあらかじめ指定しておくとともに、災害対応力の強化に努める。

4 平常時の心構え

村は、災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、村民、事業者等に対し、車両の燃料を日頃から半分以上にしておくよう心掛けるなど、災害発生時に備えた燃料管理の普及啓発を行う。

5 関連項目

第3章 第4節 被害軽減対策 第7「燃料対策」

第2章 地震災害予防計画

第4節 防災教育・訓練

第1 防災教育【防災原子力安全課・消防本部・指導室・学校教育課・村民活動支援課】

■基本事項

1 趣旨

地震による被害を最小限に抑えるためには、村民一人ひとりが日頃から災害に対する認識を深め、災害から自らを守り、お互いに助け合うという意識と行動が必要であり、また、行政による「公助」、個々人の自覚に根ざした「自助」、地域コミュニティ等による「共助」が連携して減災のための社会をつくる運動の展開が必要である。

このため、村は、防災教育活動を推進することとし、推進に当たっては、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮することに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

2 留意点

(1) 体験重視の教育

テキスト中心の教育では十分な教育効果が得られにくいいため、ワークショップ等の体験・参加型の教育に取り組む。

(2) 幅広い教育

防災はすべての人々に関連のあるテーマであるため、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、学校教育、社会教育のあらゆる機会を通じて、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、幅広い層に対する教育を実施していく。

特に、災害時の地域活動の中心となる自主防災組織、事業者を通じた教育に取り組む。この場合、地域の防災リーダーを防災教育に積極的に活用する。

■対策

1 村民向けの防災教育

村民一人ひとりが平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要であり、また、災害時には、初期消火、近隣の負傷者を救助する等の防災への寄与に努めることが求められるため、村は自主防災意識の普及啓発を図る。

(1) 普及啓発すべき内容

村は専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、村民に対し、ハザードマップや災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知する。

また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明のほか、以下の事項について普及啓発を図る。

1) 「自助」「共助」の推進

①最低3日分、推奨1週間に相当する量の食料、飲料水等の備蓄

非常持出や定期的な点検，玄関や寝室への配置等についても推進する。

また，自動車へのこまめな満タン給油についても推進する。

②家具・ブロック塀等の転倒防止対策

寝室等における家具の配置等についても，見直しを推進する。

③避難行動をあらかじめ認識するための取組

警報等や避難指示（緊急）発令時にとるべき行動をあらかじめ認識するため，避難に当たり把握しておくべき情報を記載する「災害・避難カード」（「避難勧告等に関するガイドライン（内閣府）」）の作成や，ハザードマップをもとに地域の緊急避難場所や避難所，危険箇所等を記載した地図などの作成を促進する。

④災害時の家族内の連絡体制の確保

発災当初の安否確認等による輻輳を回避するため，災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル，SNS等の利用及び複数の手段の確保を促進する。

⑤地域で実施する防災訓練への積極的参加

初期消火等，初歩的な技術の習得や地域内での顔の見える関係の構築を促進する。

⑥保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

地震保険・共済加入をはじめとした自助による地震への備えについて普及啓発を図る。

⑦「茨城県地震被害想定」に係る被害状況等

県が平成30年12月に公表した「茨城県地震被害想定」にて想定される被害状況について周知するとともに，被害軽減のための対策や行動について理解促進を図る。

⑧飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所等での飼養についての準備

家庭動物との同行避難が円滑に実施できるよう，飼い主による平時からの備えについて普及・啓発を図る。

⑨適切な避難行動

避難行動への負担感，過去の被災経験などを基準とした災害に対する危険性の認識，正常性バイアス等を克服し，避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切に行動する。

⑩避難場所・避難経路の確認

平時において，指定緊急避難場所，安全な親戚・知人宅，ホテル・旅館等の避難場所や経路等を確認する。

⑪被災状況の記録

家屋が被災した際に，片付けや修理の前に，家屋の内外の写真を撮影するなど，生活の再建に資する行動をとる。

2) 地震保険の活用

地震保険は，地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり，被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから，村は，その制度の普及促進に努める。

3) 防災関連設備等の準備

①消火器

②ガスのマイコンメーター

③感震ブレーカー

④非常持出品等

(2) 普及啓発手段

村は、村民の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを、以下の普及啓発手段を用いるなどして分かりやすく発信する。

1) 広報紙、パンフレット等の配布

村は、広報紙、パンフレット等を作成し、広く村民に配布することにより、災害・防災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図る。

2) 講習会等の開催

村は、防災をテーマとした講演会、講習会、シンポジウム、座談会等を催し、広く参加を呼びかけ、知識の普及、防災意識の高揚を図る。

3) その他メディアの活用

①テレビ、ラジオ局の番組の活用

②ビデオ、DVD、機材等の貸出

③インターネット（ホームページ、メール、SNS、防災アプリ等）の活用

④防災情報ネットワークシステムの活用

2 児童生徒等向けの防災教育

(1) 児童生徒向けの防災教育

1) 幼稚園、小学校及び中学校（以下「学校等」という。）においては、各学校等で策定した学校安全計画に従って幼児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という。）の発達段階に応じた防災教育を継続して行い、防災に関する知識の普及啓発及び防災意識の高揚を図る。

2) 地理的要件など地域の実情に応じ、津波、がけ崩れ、液状化等、様々な災害を想定した防災教育を行う。

3) 災害時に一人ひとりがどのように行動すべきかなどを自ら考え、学ばせる「自立的に行動するための防災教育」や、学校等を核とした地域での避難訓練や避難所運営等を行う「地域活動と連携した実践的な防災教育」の視点による指導を行う。なお、実施に当たっては、登下校時、通園時、降園時等、学校外も含めたあらゆる場面を想定し、授業等による指導や避難訓練等の体験的学習の充実に努めるとともに、保護者等も一緒に防災に関する知識等を学べる機会を設けるよう努める。

4) 自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）による危険を理解するため、避難訓練等を通して必要な知識の習得に努める。

(2) 指導者に対する防災教育

指導のための手引書等の作成・配布及び防災に関する研修会を通して、指導者の資質向上を図る。

(3) 住民による災害の伝承

過去にどのような地震災害があったのか、次の世代に伝えるために住民の語りによる防災教育を行う。

3 職員向けの防災教育

災害対策本部要員及び災害対策出動要員は、災害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求されるため、以下の防災教育・研修に努め、長期的な視点に基づいた人材育成を実施する。

(1) 応急対策活動の習熟

被災者救護活動、情報収集活動、応急復旧活動等に従事するすべての村職員に対して、職員行動マニュアルによる研修等を行うことにより、対策の周知徹底を図る。

また、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤルの安否確認手段の使用方法や、家具転倒防止対策等の災害予防に関する基礎的な知識について、村民へ普及啓発できるよう周知徹底を図る。

(2) 研修会及び講演会の開催

災害に関する学識経験者、防災機関の担当者、災害を被った自治体の担当者等を講師として招き、研修会や講演会を開催するとともに、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤルを実際に体験してもらうなどの体験型の項目を組み込む。

第2 防災訓練【防災原子力安全課・消防本部】

■基本事項

1 趣旨

災害時の迅速かつ的確な行動のためには、日常からの訓練が重要である。関係機関相互の連携のもと地震発生時の対応行動の習熟が図れるよう、緊急地震速報を活用するなど災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な訓練を定期的、継続的に実施する。また、訓練の実施に当たっては、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮することに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズに配慮するよう努めるとともに、物資の備蓄状況や運送手段の確認、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

2 留意点

(1) 実践的な訓練の実施

訓練実施の際にはリアリティが大切である。安全性の確保は前提であるが、その範囲内で実践的な訓練環境を作り出し、参加者自身の判断も求められる内容も盛り込み、体験することにより、災害対応力の強化を図る。

また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する必要がある。

(2) 図上訓練による対策検証

具体的な状況想定に基づく図上での対策シミュレーションの実施は、防災要員の計画内容の習熟に効果的であるばかりでなく、計画自体の検証、関係機関間での役割の明確化等の副次的な効果が高い。

(3) 地域の実状に即した訓練の実施

地震被害は、地域によりその様相が大きく異なるため、地盤、土地利用、建築物状況、道路状況、人口流動、防災施設状況等の地域の特性を踏まえた訓練計画を策定する。

■対策

1 総合防災訓練・避難力強化訓練

(1) 訓練種目

訓練に当たっては、展示・体験スペースを設置し、村民が災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板、救急法等を体験できる機会を積極的に設ける。

- 1) 災害対策本部の設置・運営
- 2) 交通規制及び交通整理
- 3) 避難準備、避難誘導及び避難所の設置・運営
- 4) 救出・救助、救護・応急医療
- 5) ライフライン復旧
- 6) 各種火災消火
- 7) 道路復旧及び障害物排除
- 8) 緊急物資輸送
- 9) 無線による被害情報収集伝達

- 10) 要配慮者の支援（避難所への避難等）
- 11) 応急給水活動
- (2) 訓練参加機関

自主防災組織，ボランティア組織，事業者，要配慮者を含めた，できるだけ多くの地域住民の参加を呼びかけるとともに，警察や消防などの防災関係機関と協力し，村等が主催して実施する。

2 各機関が実施する訓練

(1) 避難訓練

1) 村による避難訓練

災害時の迅速な避難を期するため，村が中心となり，警察，消防本部その他の関係機関の参加のもと，自主防災組織，事業者，災援リーダー等村民の協力を得て避難訓練を実施する。

2) 学校等，病院，社会福祉施設等における訓練

施設管理者は，要配慮者，児童生徒等の生命・身体の安全を確保し，被害を最小限に抑えるため，防災訓練を実施する。

3) 学校と地域が連携した訓練の実施

学校と地域が連携し，児童生徒等を含めた地域住民の参加により，学校における避難所運営，炊き出し等の実践的な訓練を行う。

(2) 非常参集訓練等

村は，災害時の迅速な職員参集のため，非常参集訓練を実施するほか，災害時の即応体制の強化を図るために本部運営訓練及び情報収集伝達訓練を実施する。

(3) 通信訓練

村は，災害の発生を想定した被害状況の把握及び伝達が迅速かつ適切に行えるよう定期的に通信訓練を実施するとともに，非常用電源設備を活用しての通信訓練も実施する。

また，防災行政無線が使用不能になった場合に備え，非常時の通信連絡の確保を図る。

(4) 自治会，自主防災組織等による訓練

自治会，自主防災組織等は，地域住民の防災行動力の強化，防災意識の向上，組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため，村及び消防本部の指導のもと，地域の事業者とも協調して，組織的な訓練を定期的にも実施するよう努める。

訓練種目は，初期消火訓練，応急救護訓練，避難訓練，避難行動要支援者の避難支援訓練等を主として行う。

また，住民は，防災の重要性を理解し，各種の防災訓練への積極的・主体的な参加，防災教育施設での体験訓練，家庭における話し合い等の防災行動を継続的に実施する。

第3 災害に関する調査研究及び災害教訓の伝承【防災原子力安全課】

■基本事項

1 趣旨

地震による災害は、建物の倒壊や火災の延焼、ライフライン施設の破壊等、災害事象が広範でかつ複雑であるため、地震及び地震防災に関する調査研究機関との連携を図りながら、地域の自然特性、社会特性等を正確に把握し、震災対策を総合的・効果的に推進する。

2 留意点

(1) 調査研究に用いるデータ及び手法

実際の震災対策に資することを目的として行う調査研究であるため、できる限り最新のデータを用い、現実に即した成果が得られるよう努めるとともに、時間の経過に対応し、データを更新する。

また、調査研究に用いる手法としては、科学技術等の進歩に対応し、その時点で最も有効な手法を活用する。

(2) 既存の調査研究成果の活用

県が集約した県内外の地方公共団体その他の機関が行った既存の調査研究の成果に関する情報を有効に活用する。

(3) 対策に資するための計画的な調査研究の実施

災害予防計画の一環として行う調査研究は、最終的には災害対策に資することを目的と基礎的調査や被害想定調査を行うものであるため、解決すべき問題の優先順位を明確化し、計画的な調査研究を実施していく。

■対策

1 基礎的調査研究

県内の自然条件及び社会条件の把握は、災害に関する調査研究の基礎となるものであり、ハード、ソフト両面で全県の地域別データを調査、収集し、データベース化して、情報の利用を図る。

また、地震及び地震防災に関する観測、調査、研究を実施している官民の各研究機関との連携、観測データ及び研究成果の流通、情報の一元化等を行い、総合的な視点から調査研究が行える体制を強化する。

(1) 自然条件

1) 地盤及び地質

ボーリング柱状図、表層地質図等

2) 活断層の状況（活断層の分布、活断層の動態等）

活断層の分布、活動状況等

3) 地震観測

気象庁等防災関係機関の設置している地震観測機器のネットワーク化を図る。

(2) 社会条件

1) ハード面

①建築物の用途、規模、構造等の現況

- ②道路，橋梁，ライフライン施設等公共土木施設の現況
- ③ガソリンスタンド等危険物施設の現況
- ④耐震性貯水槽等消防水利の現況等

2) ソフト面

- ①昼夜間人口，避難行動要支援者等の人口分布
- ②村民の防災意識等

(3) 災害事例

国内外において発生した地震の被害，その後の社会的混乱，復旧・復興対策等過去の災害事例に対する調査研究を行い，対策立案に資する。

2 被害想定調査の実施

(1) 村全域を対象とした被害想定の実施

災害に関する総合的な被害想定調査は，災害対策を具体化するための目標を設定するために有効であることから，県や防災関係機関と協力し，実施していく。

(2) 継続的な見直しの実施

被害想定の手法及び結果については，社会状況の変化等に応じるため，原則として10年ごとに見直しを図る。

3 災害対策に関する調査研究

災害の発生に地域性，時代性があることは過去の実例から明らかであるため，過去の災害の経験を基礎として，災害の拡大原因となるものは何か，被害を最小限に抑える方法は何かを常に調査研究して災害の防止策の向上に努める。

災害対策に関する主な調査研究テーマとしては，以下のものが挙げられる。

- (1) 災害に強いまちづくりのための調査研究
- (2) 地震被害軽減のための調査研究
- (3) 防災教育・訓練のための調査研究
- (4) 応援・派遣に関する調査研究
- (5) 災害情報の収集・伝達に関する調査研究
- (6) 被災者生活救援のための調査研究
- (7) 応急復旧・事後処理のための調査研究
- (8) 復興のための調査研究

4 災害教訓の伝承

村は，過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため，大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し，適切に保存するとともに，広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。

住民は，自ら災害教訓の伝承に努める。村は，災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか，大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により，住民が災害教訓を伝承する取組を支援するよう努める。

5 関連項目

第2章 第2節 地震に強いまちづくり 第6 「地盤災害防止対策の推進」

第3章 地震災害応急対策計画

第1節 初動対応

第1 職員参集・動員【総務班】

■基本事項

1 趣旨

村は、村内において災害が発生した場合、職員の安全の確保に十分配慮しつつ、災害応急対策を迅速かつ的確に進めるための体制を直ちに整える。地震発生直後、あらかじめ定められた職員は業務時間内、時間外を問わず速やかに参集し、所定の業務に当たる。

2 留意点

(1) 参集基準の明確化及び周知徹底

災害の発生時刻が夜間や休日の場合、地震の影響で情報連絡機能が低下した場合等を考慮し、あらかじめ職員の参集基準を分かりやすい形で明確化し、その内容を周知徹底することにより、災害発生時の参集の遅れや混乱が生じないようにする。

(2) 公共交通機関停止時の参集手段の事前検討

大規模地震が発生した場合、通常利用している公共交通機関が停止することも予想されることから、その際の参集手段についてあらかじめ検討しておく。

(3) 動員のための情報連絡手段の確保

地震発生直後の職員の参集・動員を確実なものにするためにも、携帯電話等の災害時の情報連絡手段を確保しておく。

■対策

1 職員の配備基準

職員の配備基準は、村内での地震の揺れの規模、津波の予報、災害の状況等により定める。

2 職員の参集・動員

(1) 職員の配備の決定

職員の動員配備体制の区分は、村内での地震情報、津波警報、被害情報等に基づき村長が決定する。

ただし、初動体制にあつては、あらかじめ震度の規模等によって定められた体制に基づき、職員は自主的に判断し、決定を待つことなく参集する。

また、村長が不在かつ連絡不可能な場合は、副村長又は教育長が代行する。

(2) 職員の動員

村民生活部長は、前記(1)における動員配備体制の決定に基づき、応急対策等実施のため、必要な職員を動員する。

また、動員に当たっては、各課において職員の安否を確認する必要があるため、安否確認の手順についてあらかじめ定める。

1) 動員の伝達系統

動員伝達系統を別に示す。

なお、警戒体制の伝達については、村民生活部長の指示に基づき防災原子力安全課長が行う。

2) 動員の伝達手段

①勤務時間中における動員の伝達

防災原子力安全課長は、庁内放送及び庁内電話により、職員に対し動員の伝達をする。

庁内放送及び庁内電話が使用できない場合は、防災原子力安全課長は課員の使送により、動員伝達担当課を通じ各部長に動員の伝達をする。

②勤務時間外における動員の伝達

防災原子力安全課長は、職員緊急招集システム等を用いて災害対策本部本部員、本部事務局員及び防災原子力安全課職員に動員の伝達をする。

3) 動員状況の報告

各部長は、職員の動員状況を速やかに把握し、村民生活部長に報告し、村民生活部長は村長、副村長及び教育長に報告する。

[報告事項]

- ・ 部, 班名
- ・ 動員連絡済人員数
- ・ 動員連絡不可能人員数及び同地域
- ・ 登庁人員数
- ・ 登庁不可能なため最寄りの地区の拠点等に非常参集した人員

(3) 義務登庁

職員は、勤務時間外に村内の地震の規模が震度6弱以上を記録した場合又は村周辺地域で震度6弱以上を記録した場合は、登庁することを義務とする。

(4) 自主参集

職員は、勤務時間外に村内の地震の規模が震度5弱以上を記録した場合又は村周辺地域で震度5弱以上を記録した場合は、自主的に登庁するよう努める。

なお、あらかじめ定められた災害対策本部要員は、原則として速やかに参集する。

(5) 非常時の措置

職員は、速やかにあらかじめ定められた課所への登庁を目指すこととし、その際、身分証明書、食料(3食分程度)、飲料水、ラジオ等の携行に努める。

なお、通常利用している公共交通機関等が停止することも予想されることから、その際の手段は、可能な限り自転車、バイク又は徒歩とする。

(6) 登庁が不可能な場合

災害により登庁が不可能な場合には、最寄りの地区の拠点に参集し、地区の拠点の長に自己の所属課・氏名及び参集できない理由を報告した上で、応急対策に従事するか、従事班長の指示を待つ。

地区の拠点の長は、前述により報告を受けた職員の氏名、勤務状況等について当該職員の所属長に速やかに連絡する。

また、災害状況の好転に伴い、参集職員の登庁が可能となった場合は、当該職員に復帰を命じるとともに、その旨を当該職員の所属長に連絡する。

3 資料・関連項目

(1) 資料

資料3.1.1 職員の配備基準

資料3.1.2 職員の伝達系統（勤務時間内）

資料3.1.3 職員の伝達系統（勤務時間外）

(2) 関連項目

第2章 第1節 震災対策に携わる組織と情報ネットワークの整備

第1「対策に携わる組織の整備」

第3章 第1節 初動対応 第2「災害対策本部」

第2 災害対策本部【総務班】

■基本事項

1 趣旨

村は、村内において災害が発生した場合、民間団体、村民等とともに一致協力して災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限に抑えなければならない。

このため、村は、防災対策の中核機関として、災害対策本部等を速やかに設置し、防災業務の遂行に当たる。

2 留意点

(1) 村長との情報連絡手段の確保

休日・夜間又は村長の外出、出張中等において地震が発生した場合であっても、災害対策本部は、原則として村長が必要と認めた場合に、その決定に基づき設置されるため、迅速に情報を提供する。

(2) 意思決定者不在の場合への対応

交通や通信の途絶により、意思決定者に連絡不能状態となるといった最悪のケースも想定し、速やかな意思決定ができるよう意思決定の代行者を設定しておく。

(3) 設置基準の明確化

地震発生から災害対策本部設置までの対応を迅速かつ適切に行うため、あらかじめ災害対策本部の設置基準を分かりやすい形で明確化しておく。

(4) 災害対策本部の機能の充実・強化

災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。

■対策

1 災害対策本部の体制

(1) 総合防災体制

村防災会議は、本村の地域に係る総合防災体制の中核として防災関係機関等との連絡調整を図り、総合的かつ効果的な応急対策の実施を推進する。

(2) 設置基準

1) 災害対策連絡会議設置基準

災害対策連絡会議は、以下の場合等において、村長が必要と認めたときに設置する。

- ① 村内で震度5弱以上を観測した場合
- ② 「津波注意報」, 「津波警報」又は「大津波警報」が発表された場合
- ③ 南海トラフ地震臨時情報(調査中)又は「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)」が発表された場合
- ④ 「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表された場合

2) 災害対策連絡会議廃止基準

災害対策連絡会議は、以下の場合に廃止する。

- ① 災害対策本部が設置された場合
- ② その他村長が必要なしと認めた場合

3) 災害対策本部設置基準

災害対策本部は、以下の場合等において、村長が必要と認めたときに設置する。

なお、村内において地震の規模が震度6弱以上を記録した場合は、自動的に設置する。

- ①地震により相当程度の局地災害が発生した場合
- ②「津波警報」又は「大津波警報」が発表された場合
- ③「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合
- ④大規模な災害が発生した場合

4) 災害対策本部廃止基準

災害対策本部は、以下の場合に廃止する。

- ①災害応急対策が概ね完了した場合
- ②その他村長が必要なしと認めた場合

5) 動員配備基準との対応

災害対策本部及び災害対策連絡会議の設置基準及び動員配備基準は、第3章 第1節 第1「職員参集・動員」のとおり。

(3) 組織

1) 災害対策連絡会議

災害対策連絡会議は本部長を村長、副本部長を副村長及び教育長及び村民生活部長、構成員を関係部課長、防災原子力安全課員とする。

また、災害対策連絡会議では、以下の事項を迅速かつ的確に行う。

- ①災害対策本部を設置するに至るまでの措置
- ②災害対策本部を設置する必要がないと認められる災害についての措置

なお、災害対策連絡会議の庶務は、防災原子力安全課が行う。

2) 災害対策本部

災害対策本部は、本部長を村長、副本部長を副村長及び教育長、構成員を関係部課長及び防災原子力安全課員とする。

なお、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けた場合は、村長の職務代理の順序により、副本部長がその職務を代理する。

本部長及び副本部長とともに事故があるとき又は欠けた場合は、本部員のうち、村長の職務代理者を定める規則（昭和50年東海村規則第19号）に規定する職員である者が、本部長の職務を代理する。

①各部の編成及び分掌事務

災害対策本部に置く部の編成及び分掌事務については、「災害対策本部の分掌事務」で定める。

なお、喫緊の課題が生じた場合、各部各班はその緊急性に応じて、本部長の指示に基づき流動的かつ重点的に業務を行う。

②活動体制別職員配備数

活動体制別職員配備数の基準は、原則として第3章 第1節 第1「職員参集・動員」によるが、各部長は災害対策状況の推移に応じ、適宜職員配備数を増減して、対策の効率的運営に努める。

ただし、本部長は、災害の状況等により必要があると認められた時は、当該災害の状況等に応じた組織編成及び分掌事務を定めることができる。

(4) 設置の決定

1) 災害対策連絡会議設置の決定

村長は、村民生活部長及び防災原子力安全課長から収集した情報を勘案し、必要と認める場合は、災害対策連絡会議を設置する。

2) 災害対策本部設置の決定

地震情報、津波警報、被害情報等に基づき、村民生活部長の報告をもとに村長が状況を判断し、必要と認められた場合は、災対法第23条の2第1項の規定に基づき設置する。

ただし、緊急を要し、村民生活部長が不在かつ連絡不可能な場合は防災原子力安全課長が代行する。村長が不在かつ連絡不可能な場合は、副村長又は教育長が代行する。

(5) 災害対策本部の設置

1) 設置に関する指示及び伝達

災害対策本部事務局（以下「事務局」という。）長（防災原子力安全課長）は、災害対策本部設置及び活動体制について村長の命を受けた場合は、副本部長に連絡する。

2) 現地災害対策本部の設置

特定の地域に著しい被害が生じるなど、本部長が防災対策上必要と認める場合、現地災害対策本部を設置する。

① 現地災害対策本部の組織

現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

② 現地災害対策本部の分掌事務

ア 現地の被害状況、復旧状況等の情報収集及び分析に関すること

イ 現地における災害応急対策の指揮・指令に関すること

(6) 本部員の動員

総合対策部長は、災害対策本部の設置及び活動体制の決定に基づき、応急対策実施のため必要な職員の動員を行う。

なお、動員の手順については第3章 第1節 第1「職員参集・動員」のとおりとする。

(7) 災害対策本部の運営

1) 災害対策本部会議

① 組織及び協議事項

本部会議は本部長、副本部長、本部員をもって組織し、概ね以下の災害予防、災害応急対策その他の防災に関する重要な事項について協議する。

なお、各部長は、災害情報、被害状況及び災害応急対策の状況、その他必要な事項について、随時、本部会議に報告する。会議の庶務は、事務局総務班が担当する。

ア 救助法の実施に関すること

イ 本部の活動体制に関すること

ウ 現地災害対策本部に関すること

エ 災害応急対策の実施及び調整に関すること

- オ 応援の受入れ及び職員の派遣に関すること
- カ 自衛隊の災害派遣要請及び配備に係る調整に関すること
- キ 災害広報に関すること
- ク 国に対する要望に関すること
- ケ 県との調整に関すること
- コ 災害対策本部の廃止に関すること
- サ その他重要な事項に関すること

②招集

本部長が必要に応じて招集する。

招集の伝達は、本部事務局長が勤務時間中においては庁内放送等を通じて行い、勤務時間外においては、携帯電話、職員招集システム等を用いて職員を招集する。

2) 本部設置等の通知及び公表

本部を設置し、又は廃止した場合は、本部長は、村民及び各関係機関に対し、電話、防災行政無線等によりその旨を通知し、及び公表する。

3) 防災関係機関等に対する連絡員の派遣要請

本部長は、被害状況及び応急対策実施状況に関する情報を交換し、効率的な応急対策を実施するため必要があると認める場合は、防災関係機関等に対し連絡員の派遣を要請する。

要請を受けた機関は、速やかに連絡員を派遣するものとし、連絡員には、所属機関との連絡を確保するための、無線機等を携行させるよう配慮する。

4) 職員の健康管理及び給食

本部事務局長は、職員の健康管理及び給食等に必要な基本的な措置を講じるものとし、各部長及び各班長は、班員の健康及び勤務の状態等を常に配慮し、適切な措置をとる。

5) 関係者以外の立入り制限

本部室は円滑に業務を行うため、関係者以外の立入りを制限する。

2 国及び県の現地対策本部との連携

村は、国及び県の非常（緊急）災害現地対策本部との合同会議等を通じて、情報の共有と状況認識の統一を図るとともに、救助・救急、医療及び消火活動等の関係機関と密接に連携し、災害応急対策の実施を推進する。

3 資料・関連項目

(1) 資料

- 資料2.1.1 防災関係機関窓口一覧
- 資料3.1.1 職員の配備基準
- 資料3.1.4 災害対策連絡会議の構成員
- 資料3.1.5 災害対策本部の構成員
- 資料3.1.6 災害対策本部の体制
- 資料3.1.7 災害対策本部の事務分掌
- 資料3.1.8 班別の動員数

(2) 関連項目

第2章 第1節 震災対策に携わる組織と情報ネットワークの整備

第1 「対策に携わる組織の整備」

第3章 第1節 初動対応 第1 「職員参集・動員」

第3章 地震災害応急対策計画

第2節 災害情報の収集・伝達

第1 通信手段の確保【総務班】

■基本事項

1 趣旨

災害発生後における迅速な応急対策を実施するため、災害の状況、被害の状況を的確に把握するための通信手段を確保する。

2 留意点

(1) 優先度の高い情報の伝達

被災の中心では、無線通信を含め通信手段の確保が困難な場合もあるため、関係機関間の協力を密にし、確保できた設備を用いて優先度の高い情報を伝達する。

(2) 情報通信手段の機能確認

村は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行い、そのための要員を直ちに現場に配置する。

(3) 緊急情報連絡用の回線設定

村及び電気通信事業者は、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努める。

■対策

1 専用通信設備の運用

災害後直ちに専用の無線、有線通信設備の機能確認を行い、支障が生じている場合には緊急に復旧させる。

N T T等の公衆回線を含め、すべての情報機器が使用不能となった場合には、他機関に依頼してその旨を総務省に連絡し、代替通信手段の確保を依頼する。

保有する設備の機能が確保された場合は、情動的に孤立している他機関の行う情報連絡を積極的に支援する。

2 代替通信機能の確保

応急対策実施上必要な情報通信が著しく困難であり、対策に支障が生じる場合は以下のような代替手段を用いる。

(1) N T Tの災害時優先通信等の利用

災害の救援、復旧や公共の秩序を維持するため、法令に基づき、防災関係等各種機関等に対し、提供しているサービスである。

1) 災害時優先電話の指定

村は、既設の電話番号を「災害時優先電話」として、N T T東日本茨城支店長に事前申請し、承認を受け登録しておく。

2) 災害時優先電話の利用

一般の加入電話が大変かかりにくい場合でも「災害時優先電話」からの電話は比較的

かかりやすいが、相手等の通信設備の被害状況によっては利用が困難な場合もある。

なお、災害時優先電話は発信のみ優先扱いとなり、着信については、一般電話と同じであるので、緊急時には発信用として使用することが望ましい。

(2) 非常通信の実施

村は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できないか、又はこれを利用することが著しく困難である場合において、災害応急対策等のため必要と認める場合は、電波法第52条第4項の規定による非常通信を利用する。

なお、非常通信は無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発受する。この場合、あらかじめ関東地方非常通信協議会に対し非常の際の協力を依頼しておく。

また、無線局の免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関するもの、及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断の上行う。

1) 通信の内容

非常通信における通報（以下「非常通報」という。）の内容は、次に掲げるもの、又はこれに準ずるものとする。

- ①人命の救助に関するもの
- ②天災の予報（主要河川の水位を含む。）及び天災その他の災害の状況に関するもの
- ③緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料
- ④電波法第74条実施の指令及びその他の指令
- ⑤非常事態に際しての実態の收拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- ⑥暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの
- ⑦非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- ⑧遭難者救護に関するもの
- ⑨非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
- ⑩鉄道、道路、電力設備、電信電話回線の破壊または障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他緊急措置に関するもの
- ⑪中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物質及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの
- ⑫救助法第7条及び災対法第71条第1項の規定に基づき、都道府県から医療、土木、建築工事または輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

2) 取扱い無線局

官公庁、会社、船舶等のすべての無線局は、非常通信を行う場合には、許可業務以外の通信を取り扱うことができることとなっている。

ただし、無線局の機能及び通信可能範囲は様々であるため、各防災関係機関は非常災害時に利用できる無線局の機能（通信範囲）を十分把握しておく。

3) 発信の手続

非常通信を依頼する場合は、通信文を以下の順序で電報発信紙（電報発信紙がない場

合は、任意の用紙で差し支えない。)に電文形式(カタカナ)又は平文ではっきり書いて、無線局に依頼する。

(3) 他機関の通信設備の利用

村は、予警報の伝達等に際して緊急通信のため特別の必要がある場合は、次の者が設置する有線電気通信設備又は無線設備を使用することができる(災対法第55～57条)。

また、村は、災害発生時における応急措置の実施上緊急かつ特別の必要がある時は、次の者が設置する有線電気通信設備または無線設備を使用することができる(災対法第79条)。

1) 使用又は利用できる通信設備

- ①警察通信設備
- ②消防通信設備
- ③国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所
- ④国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所
- ⑤日本原子力発電株式会社東海・東海第二発電所

2) 事前協議の必要

- ①村は、災対法第57条に基づく他機関の通信設備の使用については、あらかじめ当該機関と使用協定を締結するなどの措置を講じておく。
- ②災対法第79条に基づく災害が発生した場合の優先使用については、この限りではない。

3) 警察通信設備の使用

村が警察通信設備を使用する場合は、警察通信設備の使用手続に示す手続によって行う。

(4) 放送機能の利用

村は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備又は無線設備による通信ができない場合、又は、著しく困難な場合においては、あらかじめ協議して定めた手続により、災害に関する通知、要請、伝達、予警報等の放送をNHK水戸放送局及び(株)LuckyFM茨城放送に要請する。

なお、村の放送要請は、県を通じて行う。

(5) 防災相互通信用無線電話の利用

災害の現地において防災関係機関が災害応急対策のため相互の連絡を行う場合は、防災相互通信用無線電話を利用する。

(6) 使送による通信連絡の確保

有線通信及び無線通信が利用不能または困難な場合、村は、使送により通信を確保する。

(7) 自衛隊の通信支援

村は、自衛隊による通信支援の必要が生じた場合は、「第3章 第3節 第1 自衛隊派遣要請・受入体制の確保」に基づき要請手続を行う。

3 資料・関連項目

(1) 資料

資料2.1.1 防災関係機関窓口一覧

(2) 関連項目

第2章 第1節 震災対策に携わる組織と情報ネットワークの整備

第4 「情報通信ネットワークの整備」

第2 災害情報の収集・伝達・報告【総務班・情報班】

■基本事項

1 趣旨

地震発生後の応急対策を実施していく上で不可欠な地震情報、津波警報、被害情報及び措置情報を防災関係機関相互の連携のもと、迅速かつ的確に収集・伝達する。

2 留意点

(1) 被害の全体像の把握

発災直後に被害の全体像を把握するよう努め、初動体制に遅れが生じないようにする。

(2) 被災地の収集能力の支援

被害が甚大であればあるほど、被災地からの情報収集は困難となるため、現地から情報が上がってくるのを待つのではなく、災害対策本部から人員を派遣し、積極的な情報収集を行う。

また、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、無人航空機、巡視船、車両、SAR衛星を含む人口衛星等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するよう努める。

(3) 収集した情報の処理

収集した情報を各種の応急対策活動に生かすため、関係する防災関係機関間での密接な連携により、情報の共有化を図る。

また、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、県と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努める。

■対策

1 地震情報の収集・伝達

(1) 地震情報の収集

村は、茨城県震度情報ネットワークシステム及び気象庁から得られる震度情報を迅速に入手し、必要な防災体制を確立する。

(2) 地震情報の伝達

村は、地震情報を受け取った時は、速やかに村民に周知徹底する。特に、全国瞬時警報システムにより緊急地震速報を受信した場合は、防災行政無線を活用し、速やかに村民に伝達する。

(3) 地震解説資料の収集

発生した地震現象への理解を深め、今後の防災対応に資するため、水戸地方气象台で作成された次の地震解説資料等が提供される。

1) 地震解説資料（速報版）

大津波警報、津波警報、津波注意報発表時又は震度4以上(※)の地震発生時において、地震発生後30分程度を目途に、防災関係機関の初動対応に資するため、津波警報等の発表状況、震度分布、地震・津波の情報、防災上の留意事項等を取りまとめた防災関係機関向けに提供する資料。

2) 地震解説資料（詳細版）

大津波警報，津波警報，津波注意報発表時又は震度5弱以上の地震若しくは社会的に関心の高い地震の発生時において，地震発生後1・2時間を目途に，地震や津波の特徴を解説するため，より詳しい状況等を取りまとめ，地震解説資料（速報版）の内容に加えて，防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し，津波や長周期地震動の観測状況，緊急地震速報の発表状況，周辺の地域の過去の地震活動等，関連する情報を編集した資料。

3) 管内地震活動図

毎月初旬において，地震・津波に係る防災予想図の作成，その他防災に係る活動を支援するために，毎月の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。

(4) 異常現象発見者の通報義務

地割れ，海面の急激な低下等，災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は，対法に基づき，直ちにその旨を村，警察，又は海上保安庁に通報しなければならない。

また，何人もこの通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。この通報を受けた警察又は海上保安庁は，その旨を速やかに村に，村は，水戸地方気象台，県その他の関係機関に通報しなければならない。

2 被害情報・措置情報の収集・伝達

(1) 被害情報・措置情報の種類

1) 被害情報

死者，行方不明者，負傷者，要救助者，建物損壊，火災，道路・鉄道・港湾被害，公共施設被害等に関する以下の項目を指す。

- ①被害発生時刻
- ②被害地域（場所）
- ③被害様相（程度）
- ④被害の原因

2) 措置情報

以下の項目に関する情報を指す。

- ①災害対策本部の設置状況
- ②主な応急措置（実施，実施予定）
- ③応急措置実施上の措置
- ④応援の必要性の有無
- ⑤救助法適用の必要性

(2) 情報収集・情報伝達活動

1) 村は，地域内に以下の事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は，直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し，県等に対して茨城県災害情報共有システムを用いて報告する。ただし，緊急を要する場合は電話等により行い，事後速やかに報告するものとする。

また，被害の把握ができない状況にあっても，迅速に当該情報の報告に努める。

なお，確定した被害及びこれに対して取られた措置の概要については，被害状況報告を用

い災害応急対策完了後10日以内に行う。

- ①村災害対策本部を設置した場合
- ②救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生した場合
- ③災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがある場合
- ④地震が発生し、震度4以上を観測した場合
- ⑤災害の状況、それが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められる場合

- 2) 県に報告することが出来ない場合には、国（消防庁）に対して直接報告するものとし、報告後速やかにその内容について連絡する。
- 3) 災害規模が大きく、村の情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請する。
- 4) 地域住民等から119番への通報が殺到している状況下にあつては、直ちに県及び国（消防庁）へ同時に報告する。
- 5) 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、村は、住民登録の有無にかかわらず、村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

3 資料・関連項目

(1) 資料

資料2.1.1 防災関係機関窓口一覧

(2) 関連項目

第3章 第2節 災害情報の収集・伝達 第3「災害情報の広報」

第3 災害情報の広報【広報班】

■基本事項

1 趣旨

流言，飛語等による社会的混乱を防止し，民心の安定を図るとともに，被災地の村民の適切な判断と行動を助けるため，村及び防災関係機関は相互に協力し，正確な情報の速やかな公表と伝達，広報活動を実施する。

2 留意点

(1) 報道機関との連携

村は，報道機関各社と連携を密にし，特に被災した村民への情報提供媒体として活躍してもらえよう，必要な情報を提供する。

また，報道機関は，被災地域の被害の状況を被災地域外に伝えるにとどまらず，最も情報が必要な被災地域の村民に対する伝達媒体としての役割を積極的に担うことが期待される。

(2) 情報が入手困難な被災者への対応

村は，要配慮者，災害により孤立化する危険のある地域の被災者，在宅での避難者，応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者，所在が把握できる広域避難者，帰宅困難者，在日外国人，訪日外国人等情報が入手困難な被災者等に対する情報の伝達に配慮する。

(3) 各種情報伝達手段の住民への周知

村は，災害情報を住民に提供するための各種情報伝達手段について，あらゆる機会を利用して平時より周知する。

(4) 各種情報伝達手段を用いた訓練の実施

村は，災害時に使用する各種情報伝達手段を用いた訓練を平時より実施し，実効性の確保に留意する。

(5) 危機感が伝わる情報提供の実施

村が避難情報等の災害情報を住民に伝達する際は，一人ひとりに確実に事態の危機感が伝わるよう，わかりやすい情報提供，状況に応じた切迫感のある情報の発信に留意すること。

■対策

1 広報活動

(1) 広報内容

1) 被災地域の村民に対する広報内容

村は，被災地域の村民の行動に必要な以下の情報を優先的に広報する。

また，聴覚障がい者に対しては，正確でわかりやすい文書，文字放送等による広報を行う。

①火災防止の呼びかけ（通電火災の防止，ガスもれの警戒，放火警戒等）

②避難指示等の出されている地域住民に対する指示等の呼びかけ

③流言，飛語の防止の呼びかけ

- ④治安状況，犯罪防止の呼びかけ
- ⑤近隣の助け合いの呼びかけ
- ⑥公的な避難所，救護所の開設状況
- ⑦電気・電話・ガス・上下水道の被害状況，復旧状況
- ⑧鉄道，バスの被害状況，運行状況
- ⑨救援物資，食料，水の配布等の状況
- ⑩し尿処理，衛生に関する情報
- ⑪被災者への相談サービスの開設状況
- ⑫死体の安置場所，死亡手続等の情報
- ⑬臨時休校等の情報
- ⑭ボランティア組織からの連絡
- ⑮全般的な被害状況
- ⑯防災関係機関が実施している対策の状況

2) 被災地以外の村民に対する広報内容

村は，被災地以外の村民に対し，被災地での応急対策が円滑に行われるようにするための協力の呼びかけを中心に広報を行う。この際，聴覚障がい者に対する広報は，正確でわかりやすい文書や字幕付き放送等によるものとする。また，必要に応じて，被災した村民向けの情報と同様の内容についても広報する。

- ①避難指示等の出されている地域及び内容
- ②流言，飛語の防止の呼びかけ
- ③治安状況，犯罪防止の呼びかけ
- ④被災地域への見舞い電話自粛の呼びかけ
- ⑤被災地域への物資支援自粛の呼びかけ
- ⑥ボランティア活動への参加の呼びかけ
- ⑦全般的な被害状況
- ⑧防災関係機関が実施している対策の状況

(2) 広報手段

1) 独自の手段による広報

村は，その保有する人員，資機材を活用し，災害に関する情報を随時入手したいというニーズに柔軟に答えるために，村民に対して効果的な広報活動を次の方法により行う。

- ①防災行政無線
- ②防災情報ネットワークシステム
- ③インターネット（メール，ホームページ，SNS，防災アプリ）
- ④広報車
- ⑤立看板，掲示板
- ⑥茨城県災害情報共有システム（報道機関を通じた広報）
- ⑦IP通信網，ケーブルテレビ網

2) 自衛隊等への広報要請

村は，必要な広報を自ら行うことが困難な場合は，自衛隊等に要請し，ヘリコプター等による広報活動の展開を依頼する。

3) Lアラートの活用

村は、避難指示等を発令又は解除した場合及び避難所を開設又は閉鎖した場合、Lアラートに迅速・確実に情報を送信する。

2 報道機関への対応

(1) 報道機関への要請

村は、NHK、LyckyFM茨城放送等の報道機関に対し、電話、ファクシミリ等により被災者に必要な情報の発信を要請する。

(2) 報道活動への協力

村は、報道機関から独自の記事、番組制作に当たり資料提供の依頼があった場合は、可能な範囲で提供する。

(3) 報道機関への発表

1) 災害に関する情報の報道機関への発表は、応急活動状況、災害情報及び被害状況等の報告に基づいて収集されたもののうち、災害対策本部が必要と認める情報について、速やかに実施する。

2) 発表は、原則として本部長が行う。なお、発表すべき情報を持つ担当班は、あらかじめ災害対策本部広報班長に発表事項及び発表場所等について調整する。

3) 災害対策本部広報班長は、報道機関に発表した情報を、災害対策本部各班のうち必要と認められる班及び関係機関に送付する。

3 資料・関連項目

(1) 資料

資料2.1.1 防災関係機関窓口一覧

(2) 関連項目

第3章 第2節 災害情報の収集・伝達 第2「災害情報の収集・伝達・報告」

第3章 第5節 被災者生活支援 第3「相談窓口の設置」

第3章 地震災害応急対策計画

第3節 応援・派遣

第1 自衛隊派遣要請・受入体制の確保【渉外班】

■基本事項

1 趣旨

地震により災害が発生し、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合は、自衛隊に災害派遣を要請する。

2 留意点

(1) 被害状況の早期把握

村は、自衛隊の災害派遣を必要とする被害があるか否かを速やかに判断しなければならないため、被害の概要を地震後短時間で把握する。

(2) 自衛隊と村との情報伝達路の確保

自衛隊は、独自の情報網により被害状況を把握するとともに、独自の判断による派遣もできるが、その場合であっても受入側である村との連携や、被害状況を踏まえた活動先・活動内容等の調整は不可欠である。そのため、村は自衛隊との情報伝達に積極的に努める。

■対策

1 自衛隊に対する災害派遣要請

(1) 災害派遣要請の手続

村は、村内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、応急措置を実施するため必要があると認める場合は、県に対してその旨を文書により申し出る。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに文書を提出する。

村は、前記の申出ができない場合には、その旨及び当該地域に係る災害の状況を直接最寄りの部隊に通知し、速やかに県に対してその旨を通知する。

(2) 災害派遣の活動範囲

自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、被害状況の把握、避難の援助、避難者の捜索・救助、水防活動、消防活動、道路・水路の啓開、応急医療、救護、防疫、人員・物資の緊急輸送、給食、給水、救援物資の無償貸与・譲与、危険物の保安・除去、通信支援、広報活動等である。

(3) 自衛隊との連絡

村は、自衛隊の派遣要請が予測される災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、陸上自衛隊施設学校（警備課）に通報するほか、必要な情報の交換をする。

2 自衛隊受入体制の確立

(1) 受入側の活動

村は、派遣部隊の受入に際しては、以下の事項に留意して派遣部隊の救援目的が十分

に達成できるように努めなければならない。

1) 災害派遣部隊到着前

- ① 応援を求める活動内容について、速やかに作業が開始できるよう計画し資機材等を準備する。
- ② 連絡職員を指名する。
- ③ 派遣部隊の展開、宿営の拠点等を準備する。

2) 災害派遣部隊到着後

- ① 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関と競合重複しないよう、かつ最も効果的に分担できるよう派遣部隊指揮官と協議する。
- ② 派遣部隊指揮官名、編成装備、到着日時、作業内容、作業進捗状況等を県に報告する。

(2) ヘリコプターの受入れ

村は、本計画に定める箇所又は他の適切な箇所にヘリポートを以下の要領により設営する。

1) 着陸地点にはH記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。夜間使用時は着陸に必要な灯火施設を設置する。

2) 危害予防の措置

① 離着陸地帯への立入禁止

離着陸地帯及びその近傍において運行上の障害となるおそれのある範囲には立ち入らせない。

② 防塵措置

表土が砂塵の発生しやすいところでは、ヘリコプターの進入方向に留意して散水等の措置を講じる。

3 災害派遣部隊の撤収要請

村は、自衛隊の災害派遣の目的を達成した場合は、速やかに県に対して撤収要請を依頼する。

4 経費の負担

自衛隊の災害派遣活動に要した経費のうち、依頼者が負担する経費は概ね以下のとおりとする。

- (1) 派遣活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものは除く。）等の購入費、借上げ料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用料及び借上げ料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く。）の補償
なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と依頼者が協議する。

5 資料

資料3.3.1 ヘリコプター発着場一覧

第2 応援要請・受入体制の確保【総務班・渉外班・消防班】

■基本事項

1 趣旨

村は、地震による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、あらかじめ締結した相互応援協定に基づき、迅速・的確な応援要請の手続を行うとともに、受入体制の確保を図る。

2 留意点

(1) 広域的な相互応援の実施

大規模災害時には、村だけですべての対策を行うことは困難であり、また隣接市は同時に大きな被害を受ける可能性もあるため、広域的な相互応援を実施する。

(2) 密接な情報交換

村は、災害時の相互応援を効果的に実施するために、平常時から他市町村等と応援要請・受入体制等についての情報交換を密接に行う。

(3) 応援手続の迅速化

村は、応援要請実施の判断等を迅速に行うために地震被害の的確な把握を速やかに行う必要があるため、被害情報の収集・伝達体制を整備する。

(4) 地域や災害の特性を考慮した派遣職員の選定

村は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

(5) 村は、感染症対策のため、職員の派遣に当たっては派遣職員の健康管理やマスクの着用等を徹底するものとする。また、応援職員の受入れの際は適切な空間の確保に配慮する。

■対策

1 応援要請の実施

(1) 応援要請

1) 他市町村への要請

村は、村内の災害について適切な災害応急対策を実施する必要があると認める場合は、あらかじめ締結した応援協定に基づき、他の市町村に対し応援要請を行う。

2) 県への応援要請又は職員派遣のあつせん

村は、県又は指定地方行政機関等に応援又は職員派遣のあつせんに求める場合は、県に対し、以下の事項を記載した文書をもって要請する。

なお、村は、県に対し、指定地方行政機関等に対する応急措置の実施の要請ができない場合、その旨及び本村の災害の状況を指定行政機関等に通知する。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができない場合は、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

① 応援要請時に記載する事項

ア 災害の状況

イ 応援（応急措置の実施）を要請する理由

ウ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量

エ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所

オ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）

カ その他必要な事項

②職員派遣あつせん時に記載する事項

ア 派遣のあつせんを求める理由

イ 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員

ウ 派遣を必要とする期間

エ その他職員の派遣のあつせんについて必要な事項

3) 国の機関に対する職員派遣の要請

村は、村内の災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認める場合は、指定地方行政機関の長に対し、以下の事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請する。

①派遣を要請する理由

②派遣を要請する職員の職種別人員

③派遣を必要とする期間

④その他職員の派遣について必要な事項

4) 民間団体等に対する要請

村は、村内の災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認める場合は、民間団体に協力を要請する。

2 応援受入体制の確保

(1) 連絡体制の確保

村は、応援要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、国、県、他市町村等に通報するほか、必要な情報交換を行う。

(2) 受入体制の確保

1) 連絡窓口の明確化

村は、国、県、他市町村等との連絡を速やかに行うため連絡窓口を定める。

2) 受入施設の整備

村は、国、県、他市町村等からの人員、物資等の応援を速やかに受け入れるための施設をあらかじめ整備する。

また、防災ボランティア等の人的応援についてもあらかじめ受入施設を定める。

なお、他都道府県からの応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合には、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

3) 海外からの支援の受入れ

村は、国の非常（緊急）災害対策本部等が海外からの支援の受入れを決定した場合には、その円滑な受入れに努める。

(3) 経費の負担

応援に要した費用は以下のとおりとし、原則として村の負担とする。

なお、共助のボランティア活動と村の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及

び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

- 1) 職員等の応援に要した交通費，諸手当，食料費
- 2) 応援のために提供した資機材等物品の費用，輸送費等

また，指定公共機関等が村に協力した場合の経費負担は，その都度定めたもの，又は事前に相互に協議して定めた方法に従う。

3 消防機関の応援要請・受入体制の確保

(1) 応援要請

村が被災し、消防本部の消防力も低下して十分な活動が困難である場合、県下の他の消防機関に対し、茨城県広域消防相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行う。

(2) 応援受入体制の確保

1) 受入窓口の明確化

村の応援受入窓口は消防本部総務課とする。ただし、災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部とする。

2) 受入施設の整備

村は、人、物資等の応援を速やかに受け入れるための施設をあらかじめ整備しておく。

3) 応援隊との連携

指揮系統、情報伝達方法等を明確にし、茨城県消防広域応援基本計画に基づき応援隊との連携により効率的な消防応援活動を行う。

- ①災害状況の情報提供、連絡・調整（応援部隊指揮本部等の設置）
- ②応援部隊の配置・活動場所の協議及び指示（指揮本部と代表消防機関協議）
- ③部隊の活動、宿営等のための拠点となる後方支援拠点等の提供
- ④消防活動資機材の調達・提供

4) 経費負担

応援隊が応援活動に要した費用は、原則として応援を受けた村の負担とする。

4 資料・関連項目

(1) 資料

資料2.1.2 応援協定一覧

資料2.1.3 法律に基づく職員派遣

(2) 関連項目

第2章 第1節 震災対策に携わる組織と情報ネットワークの整備

第2「相互応援体制の整備」

第2章 第3節 地震被害軽減への備え 第2「消火・救助・救急活動への備え」

第3章 第4節 被害軽減対策 第3「応急活動」

第3章 地震災害応急対策計画

第4節 被害軽減対策

第1 避難指示，誘導【総務班・消防班・渉外班】

■基本事項

1 趣旨

災害が発生し，又は発生するおそれがある場合において，村民の生命又は身体を災害から保護し，その他災害の拡大を防止するため，村は，関係機関の協力を得て，村民の避難に関する避難指示のほか，一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに，避難行動要支援者等，特に避難行動に時間を要する者に対して，早めの段階で高齢者等避難の伝達を行い，また安全に誘導して未然に被害をくい止める。

2 留意点

(1) 迅速かつ的確な情報収集

避難の指示の決定に際して必要な情報を，迅速かつ的確に収集する。災害時にはこれらの情報は村よりも消防や警察に集まりやすいため，これら関係機関との連携を密にして情報の遺漏がないようにする。

(2) 関係機関の協力

混乱なく速やかに避難を実施するために，関係機関は情報共有の徹底を図る。

(3) 要配慮者に配慮した避難誘導

避難は地域住民，自主防災組織，ボランティア組織等の協力を得て，地域の全員が安全に行うことが重要であるため，特に高齢者，病弱者，乳幼児，障がい者，外国人等の要配慮者に配慮する。

■対策

1 避難指示，高齢者等避難

(1) 避難が必要となる災害

地震発生後，被害の拡大要因となる災害としては以下のものがある。これらについては十分な警戒を行い，積極的な情報収集に努め，適切な避難指示を伝達する。

また，必要に応じて高齢者等避難を適切に出す。

1) 津波

2) 地震による建物倒壊

3) 崖崩れ，地すべり

4) 地震水害（河川，海岸，ため池等）

5) 延焼火災

6) 危険物漏洩（毒劇物，爆発物）

7) その他

(2) 避難指示，高齢者等避難

村は，火災，崖崩れ，津波，洪水，高潮等の事態が発生し，又は発生するおそれがあり，住民の生命，身体に危険を及ぼすと認める場合は，危険地域の住民に対し，速やかに立退

きの指示を行う。

また、村は、必要に応じ、立退きの指示の前の段階で、住民に立退きの準備又は立退きに時間を要する者に対して立退きを適切に促すよう努める。

なお、村は、避難指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができる。

さらに、村は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、必要に応じて専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の技術的な助言の活用や、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

（3）避難指示及び高齢者等避難の内容

避難指示及び高齢者等避難は、以下の内容を明示して実施する。

- 1) 要避難（準備）対象地域
- 2) 避難先及び避難経路
- 3) 避難指示及び高齢者等避難の理由
- 4) その他必要な事項

（4）避難措置の周知

1) 村民への周知徹底

村は、避難指示、高齢者等避難について、速やかに村民に対して周知する。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合は、屋内での待避等の安全確保措置にも留意するものとし、避難所への避難がかえって危険であると判断できる場合は、必要となる地域の村民に対し、待避・垂直移動の指示を行う。

また、避難の必要がなくなった場合も速やかに周知する。この場合、文書（点字版を含む。）や掲示板により周知し、視聴覚障がい者への周知徹底を期するとともに、情報の混乱を防止する。

さらに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることについて周知する。

- ①直接的な周知として、防災行政無線、広報車等を活用する。避難呼びかけの際には住民の避難行動を促すため、緊迫感を持たせるような工夫をほどこした呼びかけを行う。
- ②報道機関等の協力を得て間接的に住民に広報する。

また、自主防災組織、自治会等との協力・連携を図り、要配慮者を含めた住民への周知漏れを防ぐ。

2) 関係機関相互の連絡

避難指示及び解除を行った場合は、その旨を関係機関に連絡し、現場での情報混乱を未然に防止する。

また、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の配慮に努める。

2 警戒区域の設定

（1）警戒区域の設定

村又は消防本部は、必要に応じて警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限、禁止又は退去を命じる。

(2) 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った場合は、避難の指示と同様に村民への周知及び関係機関への連絡を行う。

3 避難の誘導

(1) 避難誘導の方法

村、警察等が行う避難誘導は、村民の安全のため以下の事項に留意して速やかに行う。

特に、要配慮者が避難できるよう、あらかじめ定めるマニュアルや計画に沿った避難支援を行う。

- 1) 避難誘導に当たり、指定緊急避難場所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めること。
- 2) 避難経路はできる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たな災害発生場所を避け、安全な経路を選定すること。
- 3) 危険な地点には標示や縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期すること。
- 4) 自主防災組織その他適切な者に依頼して避難者の誘導措置を講じること。
- 5) 村民に対し、要配慮者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いによる全員の安全避難を図ること。
- 6) 避難誘導は受入れ先での救援物資の配給等を考慮して、できれば自治会等の単位で行うこと。

(2) 村民の避難対応

- 1) 避難に当たっては、要配慮者等の避難を優先する。
- 2) 緊急を要する場合は貴重品（現金、貯金通帳、印鑑、有価証券等）、タオル、ティッシュ等とし、比較的時間に余裕のある場合は若干の食料、生活用品等とする。

4 指定緊急避難場所

村は、発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所等を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

5 広域避難（広域一時滞在）

村は、村外への広域避難が必要となるような大規模広域災害時に、円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努めるとともに、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。

また、村は、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、村外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への入居が必要であると判断した場合において、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

なお、被災した市町村は、広域一時滞在の受入れ先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実にを行うものとする。

また、受入れ先の市町村は、受入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。

6 資料・関連項目

(1) 資料

資料2.3.1 避難所一覧

(2) 関連項目

第2章 第2節 地震に強いまちづくり 第1 「災害に強いまちづくりの推進」

第2章 第3節 地震被害軽減への備え 第4 「被災者支援のための備え」

第2 緊急輸送【都市整備班・消防班】

■基本事項

1 趣旨

災害応急対策の実施において、人員及び救援物資の輸送を迅速かつ円滑に行うため、緊急輸送道路の被害状況を迅速に把握し、緊急輸送道路の啓開作業を行うほか、輸送車両等を確保する。

2 留意点

(1) 迅速な道路被害状況等の収集

緊急輸送道路の各管理者は、迅速に緊急輸送道路の応急復旧に着手することから、地震発生後、関係機関と協力するとともに、交通情報提供者、RV車等を効果的に活用し、迅速に緊急輸送道路及び沿道の被害状況等の情報を収集する。

(2) 人員、資機材等の確保のための関連業界等との協力体制の強化

災害時の緊急輸送活動を支援する道路啓開作業を迅速に行うための人員、資機材の確保を目的として、あらかじめ応急復旧作業と関係する建設業界等との協力体制の強化を図る。

■対策

1 緊急輸送の実施

緊急輸送は、以下の優先順位に従って行う。

(1) 総括的に優先されるもの

- 1) 人命の救助，安全の確保
- 2) 被害の拡大防止
- 3) 災害応急対策の円滑な実施

(2) 災害発生後の各段階において優先されるもの

1) 第1段階（地震発生直後の初動期）

- ①救助・救急活動，医療活動の従事者，医薬品等人命救助に要する人員，物資
- ②消防，水防活動等災害の拡大防止のための人員，物資
- ③被災地域外の医療機関へ搬送する負傷者，重症患者
- ④自治体等の災害対策要員，ライフライン応急復旧要員等，初動期の応急対策要員及び物資
- ⑤緊急輸送に必要な輸送施設，輸送拠点の応急復旧，交通規制等に必要な人員，物資

2) 第2段階（応急対策活動期）

- ①前記1)の続行
- ②食料，水等生命の維持に必要な物資
- ③傷病者及び被災地域外へ退去する被災者

3) 第3段階（復旧活動期）

- ①前記2)の続行
- ②災害復旧に必要な人員，物資
- ③生活用品
- ④郵便物

⑤廃棄物の搬出

2 緊急輸送道路の確保

(1) 被害状況の把握

村は、所管する緊急輸送道路の被害状況、緊急輸送道路上の障害物の状況を把握するため、RV車等を効果的に活用し、速やかに調査を実施するとともに、応急対策を実施する関係機関に対し調査結果を伝達する。

(2) 緊急輸送道路啓開の実施

村は、行政区域内の緊急輸送道路の被害状況、緊急輸送道路上の障害物の状況を把握し、速やかに県常陸大宮土木事務所に報告するとともに、所管する緊急輸送道路については啓開作業を実施する。

(3) 放置車両対策

村は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、関係機関と協力して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。

(4) 啓開資機材の確保

村は、建設業者等との災害協定等に基づき、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

3 輸送車両の確保

村は、地域防災計画に基づき車両等の調達先、予定数を明確にしておくとともに、災害発生時に必要とする車両等が調達不可能な場合、県に対して調達・あっせんを要請する。

4 資料・関連項目

(1) 資料

資料2.2.1 避難路及び緊急輸送道路一覧

(2) 関連項目

第2章 第3節 地震被害軽減への備え 第1「緊急輸送への備え」

第3 応急活動【消防班】

■基本事項

1 趣旨

地震発生による火災、浸水、海上災害及びこれら災害による死傷者等をできる限り軽減するため、防災関係機関は相互の連携を図りつつ、地域住民、自主防災組織等の協力のもとに効果的な応急活動を実施する。

2 留意点

(1) 被害情報の早期把握

通信回線が途絶した場合等を想定した情報収集体制を確立し、被害情報を早期に把握する。

(2) 対策活動の優先度の考慮

大規模な地震では、火災、建物倒壊、浸水等の災害が同時に多発する。これらに対処する要員、資機材、車両等の消防力は限られるため、活動の優先順位、応援隊との分担を決めて的確に配分する。

(3) 応援隊との連携

大規模な地震では、被災地域のみでの対応は困難であるため、他地域からの応援隊との連携をいかにうまくとって対応するかが鍵となる。早期に指揮系統、情報伝達方法を明確にし、混乱なく効率的な対策活動を行う。

(4) 活動障害の考慮

消火栓の水圧低下による使用不能や、道路通行支障による緊急車両の到着遅れ等、地震後の混乱期には様々な障害要因が存在するため、災害時は臨機応変な応急活動を実施する。

(5) 航空機の安全な活動による活動体制の構築

輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報（ノータム）の発行を依頼するものとする。また、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとし、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。

■対策

1 消火活動

(1) 消防機関による消火活動

1) 情報収集・伝達

①被害状況の把握

119番通報、駆け込み通報、参集職員、消防団員、自主防災組織等からの情報等を総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

②災害状況の報告

消防本部は、災害の状況を村及び県に対して報告するとともに、応援要請等の手続に遅れのないよう努める。

2) 同時多発火災への対応

火災の発生状況に応じて、以下の原則によりそれぞれの防御計画に基づき鎮圧に当たる。

①避難地及び避難路確保優先の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消火活動を行う。

②重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域の消火活動を優先する。

③重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消火活動を優先する。

④火災現場活動の原則

ア 出場隊の指揮者は、火災の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止、救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

イ 火災規模と対比して消防力が優勢と判断した場合は、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。

ウ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断した場合は、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

3) 応援派遣要請

村は、自らの消防力では十分な活動が困難である場合には、消防相互応援協定に基づき他の消防本部に対して、応援を要請する。

また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できない場合は、県に対し電話等により他都道府県への応援要請を依頼する。

4) 応援隊の派遣

村が被災しなかった場合、消防本部は消防相互応援協定及び県の指示により、また緊急消防援助隊の一部として、消防隊を被災地域に派遣し、被災自治体の消防活動を応援する。特に、近隣都県での被害に対してはあらかじめ定めた消防計画等により直ちに出勤できる体制を確保する。

(2) 自主防災組織等による消火活動

1) 出火防止

村民、自主防災組織等は、発災後直ちに火気の停止、ガス・電気の使用停止等を近隣へ呼びかけ、火災が発見された場合は自発的に初期消火活動を行うとともに、消防本部及び消防団に協力するよう努める。

2) 消火活動

村民、自主防災組織等は、消防本部及び消防団に協力し、又は単独で地域での消火活動を行うほか、倒壊家屋、留守宅等の出火に関する警戒活動に努める。

2 救助・救急活動

(1) 消防機関による救助・救急活動

1) 情報収集・伝達

①被害状況の把握

119番通報，駆け込み通報，参集職員からの情報，消防団員，自主防災組織等からの情報などを総合し，被害の状況を把握し初動体制を整える。

②災害状況の報告

消防本部は災害の状況を村及び県に対して報告するとともに，応援申請等の手続に遅れのないよう努める。

2) 救助・救急要請への対応

地震後，多発すると予想される救助・救急要請に対してあらかじめ定めた救助・救急計画に基づき，以下の組織的な対策を取る。

①救助・救急活動は緊急性の高い傷病者を優先とし，その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせるとともに，他の防災機関との連携の上実施する。

②延焼火災が多発し同時に多数の救助・救急が必要となる場合は，火災現場付近を優先に救助・救急活動を行う。

3) 救助資機材の調達

家屋の圧壊，土砂崩れ等により，通常の救助用資機材では対応困難な被害が生じた場合は，民間の建設業者等の協力を得て迅速な救助活動を行う。

4) 応急救護所の設置

災害現場では，必要に応じ応急救護所を設置し，医療機関，自主防災組織，医療ボランティア等と協力し，傷病者の応急手当，トリアージを行う。

5) 後方医療機関への搬送

①応急救護所ではトリアージの結果によって，傷病者の傷病程度に応じ必要な応急手当を行い医療機関に搬送する。

②搬送先の医療機関が施設・設備の被害，ライフラインの途絶等により，治療困難な場合も考えられるため，茨城県救急医療情報システムにより各医療機関の応需状況を早期に情報収集し，救急隊に対して情報伝達する。

③県防災ヘリコプターによる重篤傷病者等の搬送について，搬送体制の整備を行い，積極的に活用を図る。

6) 応援派遣要請

村は，自らの消防力で十分な活動が困難である場合は，消防相互応援協定に基づき他の消防本部に対して応援を要請する。

また，消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できない場合は，県に対して電話等により他都道府県への応援要請を依頼する。

7) 応援隊の派遣

村が被災しなかった場合，消防本部は消防相互応援協定や県の指示により，また緊急消防援助隊の一部として，救助隊や救急隊を被災地域に派遣し，現地の消防機関と協力して救助救急活動を行う。

特に，近隣都県での被害に対しては，あらかじめ定めた救助・救急計画等により直ちに出動できる体制を確保する。

(2) 自主防災組織等による救助・救急活動

住民，自主防災組織等は，自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに，救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

3 水害防止活動

地震が発生した場合，ため池，河川等の堤防，護岸の決壊，津波による浸水の発生が予想されるので，村は地震（震度4以上）が発生した場合は，水防に関する計画に基づく通信，情報，警戒，点検及び防御体制を強化する。

また，水防活動に当たっては，村は，堤防等の施設の管理者，警察・海上保安庁・消防の各機関，自主防災組織等との連携を密にし，特に避難及び被災者の救出に重点を置く。

4 海上災害対策活動

(1) 流出油等応急対策

沿岸の危険物貯蔵所等の損壊により油等が流出した場合，又はこれに伴う油火災が発生した場合，村及び消防本部は，相互に緊密な連携のもとに必要な措置を講じ，損害の拡大防止または被害の軽減を図る。

また，災害が発生した場合は，直ちに関係機関と通報連絡体制を確立し，人命救助，消火活動，油拡散防止，付近船舶の安全確保，沿岸住民の安全確保等の応急措置を講じる。

(2) 海難対策

海難事故が発生した場合，村は，水難救済会その他関係機関と緊密な連携のもとに捜索及び救助を実施する。

5 資料・関連項目

(1) 資料

資料2.1.2 応援協定一覧

(2) 関連項目

第2章 第3節 地震被害軽減への備え 第2「消火・救助・救急活動への備え」

第3章 第3節 応援・派遣 第2「応援要請・受入体制の確保」

第4 応急医療【住民福祉班・村立東海病院・消防班】

■基本事項

1 趣旨

災害発生時には、広域あるいは局地的に救助・医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。

このため、村は、災害時における応急医療体制を確立し、関係医療機関及び各防災関連機関との密接な連携のもと、一刻も速い医療救護活動を行う。

2 留意点

(1) 地域レベルでの災害対策の強化

村は、保健所、地域の医療機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、消防本部等の関係機関と連携し、災害時における各関係機関からの情報を収集するとともに、県災害対策本部保健福祉部等と連携を図りながら、医療救護チームの配置調整等を行う。

また、急性期における災害医療を担うDMAT（専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム）については、DMAT調整本部が災害対策本部等と連携・調整を図りながら派遣調整を行う。

(2) 情報途絶を前提とした医療救護体制の確立

被災地域内での医療機能の低下や、ライフラインの被災による情報の途絶を前提とした医療救護体制を構築する。

(3) 後方搬送体制の確立

災害時の傷病者搬送を円滑に行うため、消防機関と医療機関間に災害に強い通信手段を確保するほか、ヘリコプターによる広域搬送体制を確立する。

■対策

1 応急医療体制の確保

(1) 初動体制の確保

災害時に迅速かつ確に救援・救助を行うため、村の災害対策本部設置にあわせて、各医療機関、医療関係団体においても災害対策部門を設置し、初動体制を整える。

また、すべての医療関係者は、可能な手段を用いて迅速かつ正確な情報の把握に努め、被災により医療機能の一部を失った場合においても可能な限り医療の継続を図るとともに、自らの施設において医療の継続が困難と認めた場合には、自発的に医療救護所等の医療提供施設に参集するなど応急医療の確保に協力するよう努める。

(2) 医療救護チームの編成、DMATの派遣

村は、必要に応じて医療救護班を編成し出動するとともに、災害の種類・程度により医師会に出動を要請し、災害の程度に即応した医療救護活動を行う。

また、災害の程度により村の能力では不足すると認められる場合は、県及びその他関係機関に協力を要請する。

(3) 医療救護所の設置

村は、コミュニティセンター等の避難所、保健センター等に医療救護所を設置する。

2 応急医療活動

(1) 医療施設による医療活動

村内の国立病院機構茨城東病院及び村立東海病院は、設備・人員等において患者の急増に即応できる体制を確保するとともに、トリアージを効果的に実施する。

(2) 医療救護チーム及びDMATの輸送

医療救護チーム（日赤救護班，国立病院や県医師会等による医療救護チーム，JMAT等）及びDMATは，自らの移手段の確保等に努める。

村は，医療救護活動が円滑に実施できるよう，医療救護チーム及びDMATへの災害時緊急給油票の発行など特段の配慮を行う。

3 後方支援活動

(1) 後方医療施設の確保

医療救護所では対応できない重傷者については，後方医療施設（被災をまぬがれた全医療施設）に搬送し，入院・治療等の医療救護を行う。

(2) 搬送手段の確保

病院等から患者搬送の要請を受けた消防本部は，自己所有の救急自動車又は応援側消防機関の救急自動車により後方搬送を実施する。ただし，救急自動車確保できない場合，あるいは救急自動車のみでの搬送が困難な場合は，関係機関と連携し，安全に搬送するための輸送車両の確保に努める。

(3) 人工透析の供給等

1) 人工透析

透析医療については，慢性透析患者に対し，災害時においても継続して提供する必要があるほか，クラッシュ・シンドロームによる急性患者に対して提供することが必要であることから，村は，茨城透析医災害対策連絡協議会と連携し，被災地域内における人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し，透析患者，患者団体及び病院等へ提供するなど受療の確保に努める。

病院等は，断水時にも人工透析医療を継続するため，備蓄や災害用井戸等透析用水の確保に努める。なお，人工透析の提供ができなくなった場合は，災害透析基幹病院や茨城透析医災害対策連絡協議会と調整し，他の病院等へのあつせんに努める。

2) 人工呼吸療法，酸素療法，経静脈栄養療法，経管栄養療法等

村は，県，保健所，医療機関，訪問看護ステーション等と協力して村内の在宅患者等の被災状況を確認するとともに，必要に応じ在宅患者のために医療提供を行う。人工呼吸用酸素，経静脈栄養剤，経管栄養剤等の医療品に不足があった場合は，関係団体（県薬剤師会，日本産業・医療ガス協会等）に供給を依頼するほか，消防本部への依頼等により適切な患者の搬送を実施する。

病院等は，人工呼吸器のバッテリー，非常用発電機等を準備している場合は，在宅患者への貸し出しを行うほか，人工呼吸用酸素等の必要な医療材料を提供する。

3) 周産期医療

村は，県が広域災害救急医療情報システム（EMIS），周産期センター等から得た周産期医療機関及び小児医療機関の受入状況を把握する。

また、保健師は、被災地域の小児慢性疾患児及び妊婦の巡回相談及び訪問指導を実施するとともに、消防本部に患者の搬送を依頼する。

4 資料・関連項目

(1) 資料

資料3.3.1 ヘリコプター発着場一覧

(2) 関連項目

第2章 第3節 地震被害軽減への備え 第3「医療救護活動への備え」

第3章 第7節 応急復旧・事後処理 第5「行方不明者等の捜索」

第5 危険物等災害防止対策【総務班・消防班】

■基本事項

1 趣旨

地震による危険物等災害を最小限に抑えるためには、危険物等施設の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための応急措置を講じて施設の被害を最小限に抑え、施設の従業員や周辺住民に対する危害防止を図るために、関係機関は相互に協力し、総合的な被害軽減対策を確立する。

2 留意点

(1) 被害状況の緊急点検

地震による危険物等施設の損壊の早期発見は、二次災害の防止や軽減につながるため、危険物等取扱事業所は、地震が発生した場合、被害状況を緊急に点検する。

(2) 連絡体制の確保

地震により危険物等施設が損傷した場合、危険物の流出等二次災害が発生するおそれがあるため、危険物等取扱事業所と防災関係機関は、相互に情報連絡体制を確保する。

■対策

1 危険物等流出対策

地震により危険物等施設が損傷し、河川、海域等に大量の危険物等が流出又は漏洩した場合は、村及び危険物等取扱事業所は以下の対策を講じ、迅速かつ適切にその被害の防止に努める。

(1) 連絡体制の確保

危険物等取扱事業所は、地震等により危険物等流出事故が発生した場合、速やかにその状況を把握し、県、村等に通報するとともに、防災関係機関、隣接事業所とそれぞれの業務等について相互に密接な連携を図り、応急措置が迅速かつ確に行えるよう協力して実施する。

(2) 危険物等取扱事業所の自衛対策

危険物等取扱事業所は、危険物等が大量に流出した場合には拡散を防止するため、あらかじめ定めた防災マニュアルに基づき、迅速に危険物等の作業の停止、施設等の緊急停止、オイルフェンスの展張等の自衛措置を実施するとともに、化学処理材等により処理する。

(3) 村の対応

村は、危険物等取扱事業所から危険物等流出の連絡を受けた場合には、速やかに被害状況を調査し、その結果を県に報告する。

(4) 村民に対する広報

地震等により危険物等流出事故が発生した場合、村民の安全を図るため、以下のとおり広報活動を実施する。

1) 危険物等取扱事業所

危険物等取扱事業所は広報車、拡声器等を利用し、迅速かつ的確に広報するとともに、村等に必要な広報を依頼する。

2) 村

村は、防災行政無線、広報車等により災害の状況や避難の必要性等の広報を行うとともに、県及び報道機関の協力を得て周知を図る。

2 石油类等危険物施設の安全確保

(1) 事業所における応急処置の実施

地震による被害が発生した場合、危険物施設の管理者は、各危険物施設の災害マニュアル等に基づく応急処置を適正かつ速やかに実施するほか、被害状況等を消防本部、警察署等に速やかに報告する。

(2) 被害の把握と応急措置

村及び消防本部は、管轄範囲の危険物施設の被害の有無を確認し、被害が生じている場合は、消火・救助等の措置を講じる。

また、被害状況を県に報告し、村のみでは十分な対応が困難な場合には応援を要請する。

3 毒劇物取扱施設の安全確保

(1) 施設の調査

毒劇物取扱施設の管理者は、毒物又は劇物のタンク及び配管に異常がないかどうかの点検を行う。

施設外への毒物若しくは劇物の流出等を起こすおそれがある場合、又は流出等を起こした場合は、直ちに応急措置を講じるとともに、村等に報告する。

(2) 施設付近の状況調査及び村民の避難誘導

村は、毒物又は劇物の流出等の届出を受けた場合には、速やかに施設付近の状況を調査し、県に報告するほか、消防本部及び警察署と協力の上で、村民への広報活動及び避難誘導を行う。

(3) 流出等のあった毒劇物の処理

県は、村から毒物又は劇物の流出等の連絡を受けた場合は、消防機関等と連携を図り、毒物又は劇物の中和、希釈等の応急措置を講じ、被害の拡大を防止する。

4 有害物質の漏えい及び石綿飛散防止対策

村、施設管理者等は、建築物等への被害があり、有害物質の漏えいが懸念される場合は、有害物質の漏えいを防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

建築物等の倒壊・損壊により石綿の飛散が懸念される場合は、石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策について「災害時における石綿飛散防止に係るマニュアル」（平成29年9月 環境省水・大気環境局大気環境課）により行う。

5 関連項目

第2章 第2節 地震に強いまちづくり 第5「危険物等施設の安全確保」

第6 燃料対策【渉外班】

■基本事項

1 趣旨

災害時においても、役場等の施設の自家発電用燃料、応急対策を実施する災害対応車両等の燃料は継続して供給する。

このため、燃料の供給状況や給油所の被災状況を確認するとともに、指定された重要施設や災害対応車両への優先給油を実施する。

2 留意点

(1) 迅速な状況の確認

適切な燃料対策を実施するため、村内の燃料供給の状況や給油所の被災状況を速やかに確認する。

(2) 役場、避難所等の重要施設への燃料の優先供給

指定された重要施設に燃料を供給するため、必要に応じて優先給油所を立ち上げるとともに、村内の事業者等に協力を依頼するなど、適切な燃料供給を実施する。

(3) 応急復旧等を実施する車両への燃料の優先供給

災害対応車両に燃料を供給するため、必要に応じて優先給油所を立ち上げるとともに、適切な燃料供給を実施する。

(4) 村民への普及啓発

燃料不足に伴う村民の混乱を防止するため、定期的に燃料の供給状況や今後の見込み等について情報を提供する。

■対策

1 連絡体制の確保及び情報の収集

村は、石油商業組合との連絡手段が使用可能な状態にあるか確認を行うとともに、必要に応じて連絡先を確認した上で、情報の収集に努める。

2 重要施設への燃料の供給

村は、指定された重要施設における自家発電用燃料に不足が見込まれる場合には、石油商業組合があらかじめ指定した給油所から優先給油を行うよう依頼する。

また、石油商業組合からの供給が困難な場合には、燃料を保有する村内の事業者等に対し、事業者等の安全確保及び活動に影響のない範囲で依頼する。

3 災害対応車両への燃料の供給

村は、燃料の供給が途絶え、災害対応車両への燃料の供給が難しいと判断した場合には、石油商業組合に対し、あらかじめ指定した給油所において災害対応車両への優先給油を行うよう依頼する。

また、村は、事前に指定のできない県外からの応援車両や応急復旧等に必要な工事・調査等を実施する車両に対し、必要に応じて「災害時緊急給油票」を発行する。

なお、「災害時緊急給油票」により給油を行う場合は、その車両がどのような応急対策等

を実施するの分かるような表示を行っておく。

4 村民への広報

村は、給油所における車列の発生などの混乱を防ぐため、村民に対し、燃料の供給状況や今後の見込み等について定期的に情報を提供する。

5 関連項目

第2章 第3節 地震被害軽減への備え 第6 「燃料不足への備え」

第3章 地震災害応急対策計画

第5節 被災者生活支援

第1 被災者の把握等 【総務班・渉外班・住民福祉班】

■基本事項

1 趣旨

地震による災害が発生した場合には、迅速かつ的確な応急並びに復旧対策を推進していくことが必要であり、特に、救助法の適用、避難所の開設、救援物資の供給、応急仮設住宅入居者の選定、義援金の配分、災害弔慰金等の支給等被災者の生活支援に関わる対策については、被災者状況を十分に把握し、それに基づいた対策を推進していくことが重要であるため、被災者の把握に関わる業務を積極的に行っていく。

なお、村は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。さらに、災害時には、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

2 留意点

(1) 被災者把握のための調査体制の整備

各関係部局の職員等からなる調査チームを編成し、各調査チームが調査した事項の調査結果を共用化できるようあらかじめ調査体制を整備しておくとともに、調査項目を整理しておく。

(2) 避難者把握のための窓口の明確化

避難者状況を迅速かつ的確に把握するため、避難所に登録窓口を設置するなどできる限り避難者自身でその所在を明らかにできるように体制を整備しておく。

(3) 避難者、疎開者、自宅被災者等の把握

村は、指定避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所以外の場所（自宅、車中泊、テント泊等）で生活し、食料、水等を受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努める。また、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。

■対策

1 避難者、疎開者、自宅被災者の把握

(1) 登録窓口の設置及び被災者台帳の作成

村は、発災後、避難者の氏名、自宅住所、性別、年齢等について登録できるよう登録窓口を設置する。

また、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の支援の総合的かつ効率的な実施

に努める。

なお、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するように積極的に検討する。

(2) 避難者等の調査の実施

1) 調査体制の整備

村は、救助法の適用、避難所の開設、食料・水・生活必需品等の供給、義援金の配分、災害弔慰金等の支給、応急仮設住宅の入居者選定等被災者に関わる事項の調査を効率的に実施できるようあらかじめ調査体制を整備する。

2) 調査の実施

村は、1)に基づき調査を実施する。必要があれば、県に調査を要請する。

3) 調査結果の報告

村は、調査結果を統括し、救助法の適用、避難所の開設、食料・水・生活必需品等の供給、義援金品の配分、災害弔慰金等の支給、応急仮設住宅の入居者選定について、県に対し調査結果を報告する。

2) 災証明書の交付

村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に災証明書を交付する。

なお、村は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するほか、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

また、村は、住家被害の調査や災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

3) 関連項目

- 第3章 第5節 被災者生活支援 第2 避難生活の確保
- 第3章 第5節 被災者生活支援 第5 生活救援物資の供給
- 第3章 第6節 救助法の適用
- 第3章 第7節 応急復旧・事後処理 第1 建築物の応急復旧
- 第4章 第1節 被災者の生活の安定化

第2 避難生活の確保【住民福祉班】

■基本事項

1 趣旨

災害によって住居等を損壊・喪失した被災者に対しては、避難所等を開設し一時的に受け入れ、保護する必要があるが、不特定多数の被災者を受け入れる場合、感染症疾病や食中毒の発生、プライバシー保護の困難性が起因する精神不安定等様々な弊害が現れる。

このため、避難所の生活環境の整備を図り、良好な避難生活の提供・維持ができるよう、避難所の開設・運営、健康管理等に関する業務を積極的に推進する。

2 留意点

(1) 使用可能施設・設備の把握

災害時において、避難所として使用可能な施設（協定・届出避難所として位置付けられた避難所を含む。）及び設備をあらかじめ把握しておく。特に、避難生活に不可欠なトイレ、手洗い場、床の状態等は詳細に把握するほか、避難生活時も常に把握する。

(2) 協力体制の確保

大規模な地震が発生した場合、村職員のみでは避難所を運営することは不可能であるため、基幹避難所開設時に自治会や自主防災組織等との協力体制を確保するほか、避難所に指定されている学校においても、学校長以下教職員の協力体制を確保する。

(3) 避難所運営マニュアルの活用と避難所運営委員会の設置

地区ごとに設置する基幹避難所では、基幹避難所運営マニュアルに基づき避難所運営委員会等を設置するほか、避難所に指定されている学校においても、あらかじめ教職員の役割を明確にし、教職員間で共通理解しておくとともに、マニュアル等を整備し、避難所の円滑な運営に努める。

(4) 避難者の状態把握

避難所を円滑に運営するため、避難者の人数、性別、年齢、疾病の有無等を把握や要介護高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人や性的マイノリティの者のニーズへの適切な対応を行う。特に、高齢者等の要配慮者については病状の悪化等に対応するため、その状態を詳細かつ継続的に把握する。

■対策

1 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設及び運営

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設

村は、発災時に必要に応じて、指定緊急避難場所、指定避難所及び要配慮者のための福祉避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。併せて、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れることとする。

また、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て指定緊急避難場所又は指定避難所として開設する。

なお、災害の想定等により必要に応じ、近隣市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けることとする。

さらに、要配慮者に配慮して、必要に応じ、県の「災害時支援協力に関する協定」に基づき、旅館・ホテル等を避難所として借り上げ、実質的に福祉避難所として開設するなど多様な避難所の確保に努める。

また、村は、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても、原則として開設しない。

1) 基本事項

①対象者

- ア 住家が被害を受け居住の場所を失った者
- イ 現に災害に遭遇（旅館の宿泊人，通行人等）した者
- ウ 災害によって現に被害を受けるおそれのある者

②設置場所

- ア 避難所としてあらかじめ指定している施設
- イ 広域避難地等に設置する小屋，テント等の野外受入れ施設

2) 避難所開設の要請

村は、避難所が不足する場合は、県に対し、避難所の開設及び野外受入施設の設置に必要な資材の調達への協力を要請する。

3) 避難所開設の報告

村は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、直ちに以下の事項を県に報告する。

- ①避難所開設の目的
- ②箇所数及び受入人員
- ③開設期間の見込み
- ④全国共通避難所・避難場所 I D

(2) 避難所の運営管理

村は、避難所の開設に伴い、職員を各避難所に配置し、あらかじめ策定した避難所運営マニュアルに基づき、各避難所運営委員会、教職員等とともに避難所を運営管理する。その際、女性の参画を推進し、避難の長期化等必要に応じて、次のような男女のニーズの違い等男女双方の視点、避難所の安全性の確保やこども・若者のニーズに応じた居場所の確保に十分配慮するよう努めるとともに、空き家等利用可能な既存住宅のあつせん等により避難所の早期解消に努める。

さらに必要があれば、県や近隣市町村に対しても協力を要請するほか、避難所の安全確保及び秩序の維持のため、警察官の配置についても配慮する。

1) 男女双方の視点

- ①女性専用の物干し場，授乳室の設置，男女別の更衣室等

②生理用品・女性用下着等の女性用品の女性による配付

2) 避難所の安全性の確保

巡回警備や防犯ブザーの配布

3) こども・若者の居場所

キッズスペースや学習スペース

(3) 避難所における村民の心得

避難所に避難した村民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止に努め、以下の点に配慮するほか、村は、平常時から避難所における生活上の心得について、村民に周知を図る。

1) 避難所運営委員会の運営

2) 正確な情報の伝達、食料・飲料水等の配布、清掃等への協力

3) ごみ処理、トイレ使用等生活上のルールへの遵守

4) 要配慮者への配慮

5) プライバシーの保護

6) その他避難所の秩序維持に必要と思われる事項

(4) 福祉避難所における支援

1) 福祉避難所の指定

要配慮者は心身の状態や障害の種別によっては通常の指定避難所内の一般避難スペースでは生活への順応が難しく、症状を悪化させたり体調を崩したりしやすいため、村は、要配慮者に配慮した福祉避難所を事前に指定し、必要な介護や情報提供等の支援を行う体制を整備する。

特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。

2) 福祉避難所の周知

村は、公示や様々な媒体を活用し、福祉避難所に関する情報を広く住民に対して周知する。特に、要配慮者やその家族、避難支援者に対しては、直接配布するなどして、周知を徹底する。

なお、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、受入れ対象者を特定する。

3) 福祉避難所の整備

避難生活が長期化することも想定し、要配慮者が過ごしやすいような設備を整備し、必要な物資・機材を確保する。

4) 食料品・生活用品等の備蓄

村は、食料品の備蓄に当たっては、メニューの多様化や栄養バランスの確保に留意し、食事療法を必要とする内部障がい者、食物アレルギーがある者等へ配慮する。

5) 福祉避難所の開設

村は、一般の避難所において福祉避難所の対象となる者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、対応可能な福祉避難所を開設する。ただし、事前に福祉避難所の対象となる者を把握し、関係者と調整の上、個別避難計画等を作成した要配慮者が、避難が必要となった場合は、福祉避難所へ直接避難することができるよう開設するもの

とする。

6) 福祉避難所開設の報告

村は、福祉避難所を開設した場合には、直ちに以下の事項を県に報告する

- ①避難者名簿（名簿は随時更新する。）
- ②福祉避難所開設の目的
- ③福祉避難所名、各対象受入人員（高齢者、障がい者等）
- ④開設期間の見込み

2 避難所等における生活環境の整備

(1) 避難所等における生活環境の維持

村は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努め、被災者が健康状態を損なわずに生活を維持するために避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、必要な各種生活物資、清潔保持に必要な石鹸・うがい薬の提供、仮設トイレの管理、必要な消毒及びし尿処理、入浴の提供を行うほか、食事供与の状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。仮設トイレは、衛生的で誰もが快適に使える仕様のトイレを設置するよう努める。

また、必要に応じ、被災者支援等の観点から避難所における家庭動物のためのスペースや災害応急対策に必要な車両の駐車のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

さらに、避難の長期化等必要な場合には、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施、扇風機、暖房器具の提供等の暑さ寒さ対策等を講じるよう努めるほか、やむを得ず避難所以外の場所に滞在する被災者に対しても、食料等必要な物資の配布等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

なお、避難所運営にあたっては、県で策定した「市町村避難所運営マニュアル基本モデル」や「新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所マニュアル作成方針」等を参考に運営を図るものとする。

(2) 対象者に合わせた場所の確保

村は、避難所に複数の部屋がある場合には、乳幼児用や高齢者用、障がい者用、体調不良者用等対象別に割り当てるとともに、安全のための通路や着替えの場所等を確保する。

なお、一般の避難所で対応が困難である場合は、必要に応じて福祉避難所を設置する。

(3) 感染症や食中毒の予防に必要な知識の普及

村は、インフルエンザ等の感染予防のため、手洗い、うがいや咳エチケット、部屋の換気、トイレ消毒等の保健指導や健康教育を行う。

3 健康管理

(1) 被災者の健康（身体・精神）状態の把握

- 1) 村は、避難所において、被災者の健康（身体・精神）状態の把握及び健康相談などの災害時保健活動を実施する。また、必要に応じて、医師及び保健師等で構成するチームを編成し、対応する。

- 2) 災害時保健活動については、「茨城県災害時保健活動マニュアル」に基づき、健康ニーズの把握や継続治療、災害による生活不活発病等の二次的疾患の予防など、フェイズに応じた活動を実施する。
- 3) 活動で把握した内容や問題等は、災害時保健活動マニュアルに示す記録様式に記載し、その内容等は、チームカンファレンスにおいて、情報の共有と効果的な処遇検討ができるよう努める。

(2) 避難所の感染症対策

村は、避難所において、感染症の発生を防止するため、「避難所感染症対策の手引き」を参考に、感染症予防対策を実施する。

また、避難所感染症サーベイランスを行い、感染症発生状況を把握し、感染症の拡大防止に努める。

なお、避難所における感染症対策について、避難者の過密抑制や、ホテルや旅館等の活用等を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して検討するよう努めるものとする。

(3) 要配慮者の把握

村は、避難者の中から要配慮者を早期に把握し、処遇に十分配慮する。必要に応じて福祉避難所への移動、社会福祉施設への緊急入所、避難所内の個室利用等を行う。

(4) 関係機関との連携の強化

村は、支援を必要とする高齢者、障がい者等に必要なケアの実施やニーズに応じた介護・福祉サービス、ボランティア等の支援につなぐための連携や調整を行う。

4 精神保健及び心のケア対策

(1) 心のケア活動の実施

- 1) 村は、必要に応じて県にこころのケアチームの派遣を要請する。県は、精神保健福祉センター（以下「センター」という。）及び保健所に開設された心の健康相談窓口について、各種広報媒体を活用して広報を図るほか、国や関係団体へこころのケアチームの派遣を要請する。

村の巡回相談チームは、こころのケアチーム等と連携し、精神科医療が必要な者への治療に当たるとともに、カウンセリング等適切な対応を行うほか、地域の被災者のケアを行っている職員の精神的ケアを行う。

- 2) センターは、原則として精神科医療機関の現況、村が行う心のケア活動の情報の収集、関係者への情報の提供（FAXニュース等）を一元的に行う。

また、センターは、村やこころのケアチーム等との連絡・調整を行い、被災地域の保健・医療の現況等に応じた心のケア活動の方針等を示す。

- 3) 村は、保健所と連携して以下のことを実施する。

①第1段階

・心の健康相談、巡回相談チームによる避難所への巡回診療及び訪問活動

②第2段階（近隣の精神科医療機関による診療再開）

・継続的な対応が必要なケースの把握・対応

③第3段階

- ・仮設住宅入居者，帰宅者等への巡回診療，訪問活動
 - ・PTSD（心的外傷後ストレス障害）への対応
- 4）村は，特に心理サポートが必要となる遺族，安否不明者の家族，高齢者，子ども，妊産婦，障がい者，外国人等に対しては十分に配慮するとともに，適切なケアを行う。
- 5）センターは，心のケアに対する正しい知識の普及を図るため，災害時の心のケアやPTSDに関するパンフレット等を作成し，村を通じて被災者に配付する。

5 資料・関連項目

(1) 資料

資料2.3.1 避難所一覧

(2) 関連項目

第2章 第3節 地震被害軽減への備え 第4「被災者支援のための備え」

第3章 第5節 被災者生活支援 第4「相談窓口の設置」

第3章 第5節 被災者生活支援 第7「応急教育・応急保育」

第3 ボランティア活動の支援【住民福祉班・社会福祉協議会】

■基本事項

1 趣旨

大規模な地震災害が発生した場合、震災応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、行政機関だけでは十分に対応できないことが予想されるため、村は、ボランティアの協力を得ることにより、被災者の早期の生活再建を図る。

2 留意点

(1) 被災者ニーズの把握

災害時には、効果的なボランティア活動が行えるよう、被災者のニーズを十分に把握し、ボランティアの活動内容の検討、調整及び派遣について速やかに判断する。

(2) 行政内部の調整

ボランティアが被災地域で収集したニーズが行政サービスに反映されるよう、関係する行政各部局間を調整する。

■対策

1 受入窓口の設置・運営

(1) 受入体制の確保

災害発生後直ちに、村社会福祉協議会に災害ボランティアセンターを設置してボランティアの受入体制を確保する。

(2) 受入窓口の運営

災害ボランティアセンターにおける主な活動内容は、以下に示すとおり。

- 1) 村及び関係機関からの情報収集
- 2) 被災者からのボランティアニーズの把握
- 3) ボランティア活動用資機材、物資等の確保
- 4) ボランティアの受付
- 5) ボランティアの調整及び割り振り
- 6) 関係機関へのボランティア活動の情報提供
- 7) 必要に応じて、県社会福祉協議会が運営するボランティア支援本部への応援要請
- 8) ボランティア保険加入事務
- 9) 関係機関とのボランティア連絡会議の開催
- 10) その他被災者の生活支援に必要な活動

2 ボランティア「担当窓口」の設置・機能

(1) ボランティア「担当窓口」の設置・機能

村は、災害発生後、ボランティア「担当窓口」を開設し、コーディネートを担当する職員を配置の上、村と災害ボランティアセンターとの連絡調整、情報収集・提供活動等を行う。

(2) ボランティアに協力依頼する活動内容

ボランティア受入窓口において、ボランティアに協力依頼する活動内容は主として以下

のとおり。

- 1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- 2) 避難生活者の支援（水汲み，炊き出し，救援物資の仕分け・配布，高齢者等の介助等）
- 3) 在宅者の支援（高齢者等の安否確認・介助，食事・飲料水の提供等）
- 4) 配送拠点での活動（物資の搬出入，仕分け，配布，配達等）
- 5) その他被災者の生活支援に必要な活動

(3) 活動拠点の提供

村は，ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう，必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど，その支援に努めるほか，社会福祉協議会，地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに，災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り，災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし，被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有する。

また，災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ，片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により，連携の取れた支援活動を展開するよう努めるとともに，ボランティアの活動環境について配慮する。

(4) ボランティア保険の加入

村社会福祉協議会は，ボランティア活動中の事故に備え，ボランティア保険への加入手続を行う。

3 関連項目

第2章 第1節 震災対策に携わる組織と情報ネットワークの整備

第3「防災組織等の活動体制の整備」

第4 相談窓口の設置【住民福祉班・渉外班】

■基本事項

1 趣旨

地震後に被災者が余儀なくされる不便で不安な生活を支援し、できるだけ早期の自立を促していくために、きめこまやかで適切な情報提供を行うほか、被災者の多種多様な悩みに対応するため、各種相談窓口を設置する。

2 留意点

(1) 要配慮者への配慮

要配慮者の抱える問題は通常より深刻である場合が多いため、ボランティア、救護班等との協力のもと、積極的にコンタクトを取るよう努める。

(2) 関係機関・団体との連携

震災後の被災者の相談内容は、その人の生活すべての問題にかかわるため、行政のみの体制では十分な対応は困難であることから、日常から関係機関・団体との連携を図る。

(3) 的確な情報窓口への振り分け

様々な形で寄せられる問合せに対して、的確な情報窓口への振り分けを行うよう努め、「たらい回し」が発生しないように十分配慮する。

■対策

1 ニーズの把握

(1) 被災者のニーズの把握

村は、被災者のニーズの把握を専門に行う職員を避難所等に派遣するとともに、住民代表、民生委員・児童委員、ボランティア等との連携により、ニーズを集約する。

また、被災地域が広域にわたり多数の避難所が設置された場合には、避難所を巡回するチームを設けてニーズの把握に当たる。

- 1) 家族、縁故者等の安否
- 2) 不足している生活物資の補給
- 3) 避難所等の衛生管理（入浴、洗濯、トイレ、ごみ処理等）
- 4) メンタルケア
- 5) 介護サービス
- 6) 家財の持ち出し、家の片付け、引っ越し（荷物の搬入・搬出）

(2) 要配慮者のニーズの把握

自力で生活することが困難な高齢者（寝たきり、独居、高齢者のみ世帯等）、障がい者等のケアニーズの把握については、村職員、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムチーム員等の巡回訪問を通じて、各種サービス供給の早期確保を図るとともに、円滑なコミュニケーションが困難な外国人についても、語学ボランティアの活用等により、ニーズの把握に努める。

- 1) 介護サービス（食事、入浴、洗濯等）
- 2) 病院への通院介助
- 3) 話し相手

- 4) 応急仮設住宅への入居募集
- 5) 縁故者への連絡

2 相談窓口の設置

(1) 総合窓口の設置

村は、各種の相談窓口を代表する総合窓口を速やかに設置し、県、防災関係機関、その他団体の設置する窓口業務を把握しておき、様々な形で寄せられる問合せに対して、適切な相談窓口を紹介する。

この総合窓口は、災害被害の程度及び状況に応じて開設時間を延長するなど、弾力的な運営を行う。

(2) 各種相談窓口の設置

村は、被災者のニーズに応じて主に以下の相談窓口を設置する。これらの相談窓口は専門的な内容も多いため、関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力を得て準備、開設及び運営を行うほか、災害の長期化に対応できるよう、適宜、相談組織の再編を行う。

- 1) 生命保険、損害保険（支払い条件等）
- 2) 家電製品（感電、発火等の二次災害）
- 3) 法律相談（借地借家契約、マンション修復、損害補償等）
- 4) 心の悩み（恐怖、虚脱感、不眠、ストレス、人間関係等）
- 5) 外国人（安否確認、災害関連情報等）
- 6) 女性（避難生活での困りごと等）
- 7) 住宅（仮設住宅、空き家情報、公営住宅、修繕・復旧工事等）
- 8) 雇用・労働（失業、解雇、休業、賃金未払い、労災補償等）
- 9) 消費（物価、契約、業者とのトラブル、詐欺、製品事故、多重債務等）
- 10) 教育（学校・幼稚園等）
- 11) 福祉（高齢者、乳幼児、障がい者、保育所等）
- 12) 医療・衛生（医療、薬、風呂、薬剤散布等）
- 13) 廃棄物（がれき、ごみ、産業廃棄物、家屋の解体等）
- 14) 金融（融資、税の減免等）
- 15) ライフライン（電気、ガス、水道、下水道、電話、交通、道路等）
- 16) 手続き（り災証明、死亡認定等）
- 17) 物資の入手（店舗、配給等）
- 18) 複合災害に関する相談

3 生活情報の提供

村は、被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、地震活動の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報など、被災者等に役立つ情報を適切に提供する。

なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者、広域避難者、車中泊避難等それぞれに配慮した伝達を行う。

(1) テレビ及びラジオの活用

県内のテレビ局，ラジオ局及びCATV局の協力を得て，定期的に被災者に対する放送を行い，生活情報の提供を行うとともに，聴覚障がい者のために文字放送による情報の提供に努める。

(2) インターネットメールの活用

インターネットポータルサイト・サーバー運営者の協力を得て，災害情報サービスの提供入手が可能となる場を設けるとともに，防災関係機関は情報の提供に努める。

(3) インターネットの活用

ホームページ，SNS，防災アプリ等を活用して，被災者に不可欠な生活情報の提供を行う。

(4) ファクシミリ及び防災情報ネットワークシステムの活用

避難所に対する文書情報の同時提供のため，ファクシミリ及び防災情報ネットワークシステムを活用した定期的な生活情報の提供を行う。

4 安否情報の提供

村は，被災者の安否情報について照会があったときは，被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ，消防，救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で，可能な限り回答するよう努める。

安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは，関係地方公共団体，消防機関，警察等と協力して，被災者に関する情報の収集に努めることとするとともに，安否情報の提供に当たっては，被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

5 資料・関連項目

(1) 資料

資料2.1.1 防災関係機関窓口一覧

資料2.3.1 避難所一覧

(2) 関連項目

第3章 第2節 災害情報の収集・伝達 第3「災害情報の広報」

第3章 第5節 被災者生活支援 第2「避難生活の確保」

第5 生活救援物資の供給【渉外班・上下水道班・住民福祉班】

■基本事項

1 趣旨

災害により生活を維持していくために必要な物資の確保が困難になった場合においても、村民の基本的な生活は確保されなければならないため、食料、生活必需品、飲料水等の生活救援物資及び義援物資について迅速な供給活動を行う。

2 留意点

(1) 発災時間及びライフライン機能の被害と供給品目との対応

物資の供給に当たっては、災害発生時の季節、時間及びライフライン機能の被害状況を地域別に把握し、状況に即した品目を供給するとともに、被災地域で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達や避難所における感染症拡大防止に必要な物資、家庭動物の飼養に関する資材に留意する。

夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地域の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者、広域避難者等に対しても物資が提供されるよう努める。

(2) 避難所等における被災者数及び被災者の状況の把握

避難所等における被災者数及び被災者の年齢構成、健康状態等を把握し、状況に即した品目の選定及び必要数量の設定を行う。

(3) 協力体制の確保

被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、新物資システム（B-P L o）等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

被害が一部の地域に限られる災害が発生した場合には、生活救援物資の供給について、地域間の相互応援が必要であり、また、広域的な災害においては、広域での相互応援が必要であるため、日頃より、企業との応援協定も含め、窓口の確認など体制を整備しておく。

(4) 通信途絶を想定した調達・供給体制の確保

発災直後は、安否確認等により一般回線等の輻輳が予想されるため、代替手段を含めた通信手段の確保や公的備蓄の強化等、通信途絶時の物資の調達・供給体制の整備を図るほか、義援物資に関する情報の収集・発信を図る。

(5) 災害時支援物資提供体制の構築

大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に新物資システム（B-P L o）を用いて備蓄状況の確認を行う。また、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるように、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。

(6) 災害対応車両登録制度の活用

国は、災害時に活用可能なキッチンカー、トイレカー、トレーラーハウス等を平時から登録・データベース化し、被災地のニーズに応じて迅速に提供するための「災害対応車両登録制度」の環境整備を図り、村は、必要に応じ本制度を活用するよう努める。

■対策

1 食料等の供給

(1) 食料，生活必需品等の供給

1) 炊き出しの実施，食品，生活必需品等の配分

村は、被災者等に対する食料等の供給・支援を行う。

2) 県，近隣市町村への協力要請

村は、多大な被害を受けたことにより、炊き出し等による食料，生活必需品等の給与の実施が困難と認めた場合は、県及び災害時相互応援に関する協定に基づき、近隣市町村に炊き出し等について協力を要請する。

3) 品目

①食料

バックごはん，おにぎり，弁当，パン，ビスケット・クッキー，即席めん，味噌汁・スープ，レトルト食品，缶詰，乳児用粉ミルク・液体ミルク，飲料水等

②生活必需品等

ア 寝具（毛布，段ボール製ベッド・シート・間仕切り等）

イ 日用品雑貨（石鹸，タオル，歯ブラシ，歯磨き粉，マウスウォッシュ，トイレトーパー，ゴミ袋，軍手，バケツ，洗剤，洗濯ローブ，洗濯バサミ，蚊取線香，携帯ラジオ，老眼鏡，雨具，ポリタンク，生理用品，授乳服，防犯ブザー，ティシュペーパー，ウェットティシュ，乳児・小児用おむつ，大人用おむつ，おしりふき，使い捨てカイロ，マスク，ガムテープ等）

ウ 衣料品（作業着，下着，靴下，運動靴，雨具等）

エ 炊事用具（鍋，釜，やかん，ケトル，包丁，缶切等）

オ 食器（箸，スプーン，皿，茶碗，紙コップ，ほ乳ビン等）

カ 光熱材料（発電機，ローソク，マッチ，懐中電灯，乾電池，LPガス容器一式，コンロ等付属器具，卓上ガスコンロ等）

キ その他（ビニールシート，仮設トイレ，土嚢袋等）

なお、仮設トイレは、衛生的で誰もが快適に使用できる仕様のトイレを確保するよう努めるものとする。

(2) 集積地の指定及び管理

1) 集積地の指定

村は、集積地を活用し、調達した物資の集配を行う。

2) 集積地の管理

村は、物資の集積を行う場合、管理責任者，警備員等を配置し，食品管理の万全を期する。

(3) 義援物資に関する情報の収集・発信

1) 村は、各避難所等における必要な物資・数量を集約し，不足する場合には県に要請する。

2) 村は、各避難所等のニーズ、受入方針等を、村ホームページ等を通じて情報発信する。

2 応急給水の実施

(1) 応急給水の実施項目

村は、給水状況、住民の被害状況等、必要な情報を把握し、以下に示す応急給水の行動指針に基づき、応急給水を実施する。

- 1) 被災者が求める給水量は、経時的に増加するので、それに応じた供給目標水量を設定すること。
- 2) 保管上の注意事項の広報等、応急給水された水の衛生の確保の方策を盛り込むこと。
- 3) 水道事業者等が果たす役割、他の公共機関が果たす役割、自治会等による住民相互の協力やボランティア活動に期待する役割を定めること。
- 4) 高齢者等の要配慮者が行う水の運搬に関する支援方を盛り込むこと。
- 5) 継続して多量の給水を必要とする病院等の施設を明らかにすること。
- 6) 応急給水実施時に行うべき広報について、給水の場所や時間等の内容、及び文字情報等迅速かつ確実に伝達できる方法を明らかにすること。

(2) 応急給水資機材の調達

村は、必要となる応急給水資機材（給水タンク、ポリ容器等）や給水車を調達する。被害状況により必要と認められる場合は、県等に調達を要請する。

(3) 応急給水活動の実施

1) 活動内容

村は、給水ポイントにおいて応急給水を実施する。給水拠点からの輸送は給水車等により行う。

2) 応急給水量等

1日1人3リットル

なお、医療施設、避難所、災害対策本部拠点等の重要施設への給水は、災害発生直後から確保する。

3) 給水拠点及び給水能力

外宿浄水場 9,930 m³/日

須和間配水場 3,800 m³/日

4) 給水ポイント

原則として、村内6コミュニティセンター、総合体育館、総合福祉センター「絆」等の基幹避難所を中心に、被災の状況に応じて設定する。

(4) 検査の実施

村は、車両輸送が困難な場合や配水管の破損等による一時的な断水が生じた場合など、井戸水等を飲用しなければならない場合は、飲用の適否を調べるための検査を行う。検査を行うことができない場合は、県に検査の実施を要請する。

3 資料・関連項目

(1) 資料

資料2.3.1 避難所一覧

資料2.3.2 備蓄物資の保管状況

(2) 関連項目

第2章 第3節 地震被害軽減への備え「第4 被災者支援のための備え」

第6 要配慮者及び福祉施設等入所者の安全確保対策【住民福祉班】

■基本事項

1 趣旨

地震災害時には、要配慮者は的確な避難情報の把握や避難所でのコミュニケーションが困難になったり、自力での避難や家族による避難が困難であったりして、非常に危険な状態に置かれる可能性があるほか、福祉施設等入所者も心身の状況が不安定になることが予想される。

このため、避難支援や搬送、情報提供、相談窓口の開設等あらゆる段階で要配慮者や福祉施設等入所者の実情に応じた対応を行い、安全確保を図る。

2 留意点

(1) 要配慮者への配慮

村は、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、在宅や避難所で生活する避難行動要支援者の安全確保に努めるとともに、避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅への入居に当たって要配慮者へ十分配慮するものとする。特に、避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先入居高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努め、情報提供についても十分配慮する。

(2) 行政と自治会・ボランティア等による協力体制の確保

災害時には、災害時避難行動要支援者避難支援計画に基づき、自治会を中心とした地域による避難支援が行われるが、避難支援状況を把握し、行政やボランティア団体等も共に地域の避難支援に協力する体制を確保する。

(3) 避難行動要支援者の避難状況把握

避難行動要支援者の避難状況や安否確認状況を可能な限り早期に把握し、避難行動要支援者の孤立を防ぐ。

■対策

1 要配慮者対策

(1) 要配慮者全体への安全確保対策

1) 食料等の確保

村は、要配慮者に配慮した食料、飲料水、生活必需品等を確保する。

2) 保健・医療・福祉巡回サービス

村は、医師、民生委員・児童委員、ケアマネージャー、保健師など在宅療養の支援者等によりチームを編成し、住宅、避難所等で生活する要配慮者に対し、巡回により介護サービス、メンタルケア等各種保健・医療・福祉サービスを実施する。

3) 保健・医療・福祉相談窓口の開設

村は、災害発生後、速やかに保健・医療・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。

4) DWA Tの派遣

村は、必要に応じて、県に対してDWA Tの派遣要請を行うものとする。

(2) 対象者別安全確保対策

1) 高齢者等の安全確保対策

村は、高齢者等の要配慮者に対し、自治会、民生委員・児童委員、ケアマネージャー等の協力を得て、在宅、避難所等で生活する要配慮者に対するニーズの把握等の状況調査を実施するとともに、保健・福祉サービス等の情報を随時提供する。

また、常時使用している医療機材や医薬品を確保するほか、車いすやストレッチャー等の移動用具などを確保する。

2) 外国人の要配慮者対策

①外国人の避難誘導

村は、防災行政無線、インターネット、広報車等を活用して外国語による広報を実施し、事業者と協力して外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行う。

②安否確認及び救助活動

村は、警察署、自治会、自主防災組織、語学ボランティア、事業者等の協力を得て、住民登録等に基づき外国人の安否の確認や救助活動を行う。

③情報の提供

ア 避難所及び在宅の外国人への情報提供

村は、避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援・確保するため、語学ボランティア（県国際交流協会登録者）等の協力も得て、外国人に配慮した継続的な生活・防災・気象情報の提供や、外部からの語学ボランティア「受入窓口」の設置・運営、外国人の避難誘導等への支援を行う。

イ インターネット等による情報の提供

村は、外国人に適正な情報を伝達するため、インターネット、SNS、防災アプリ等を活用して外国語による情報提供に努める。

④外国人を受け入れている事業者の取組

村内には多くの外国人研究者、研修生等が来村し滞在しているため、外国人を多く受け入れている事業者は、村と連携して安全かつ速やかに避難誘導・保護を行う。

2 避難行動要支援者避難支援対策

(1) 避難支援の実施

自治会は、災害時避難行動要支援者避難支援計画に基づき、避難支援等関係者と連携して避難行動要支援者に対し避難支援等を実施する。

(2) 避難状況等の情報把握

村は、避難支援等関係者から避難行動要支援者の避難状況や安否確認状況を把握し、避難行動要支援者名簿登載者の状況を把握し、取りまとめる。

(3) 自治会の避難支援への協力

村は、避難行動要支援者の避難支援等に関し、避難支援等関係者及びボランティア団体等に協力を要請する。

(4) 同意のない避難行動要支援者情報の提供と避難支援協力要請

村は、個人情報を外部に提供することに同意していない避難行動要支援者の生命及び身体を保護するために必要と思われるときには、当該個人情報を避難支援等関係者に提供し、避難支援の協力を要請する。

3 福祉施設入所者等に対する安全確保対策

(1) 救助及び避難誘導

社会福祉施設等管理者は、避難誘導計画に基づき、安全かつ速やかに入所者に対する救助及び避難誘導を実施する。

村は、社会福祉施設等管理者の要請に基づき、必要な援助の内容を把握し、速やかに援助のために必要な連絡調整を行うほか、援助可能な社会福祉施設、ボランティア組織等にも協力を要請する。

(2) 搬送及び受入先の確保

社会福祉施設等管理者は、災害により負傷した入所者等を搬送するための手段や受入先の確保を図る。

村は、社会福祉施設等管理者の要請に基づき、関係機関と連携し、安全に搬送するための救急自動車等を確保するとともに、病院等の医療施設、他の社会福祉施設等受入れ先を確保する。

(3) 食料、飲料水、生活必需品等の調達

社会福祉施設等管理者は、食料、飲料水、生活必需品等についての必要数量を把握し供給するとともに、不足が生じた場合は、村に対し応援を要請する。

村は、社会福祉施設等管理者の要請に基づき、食料、飲料水、生活必需品等の調達及び配布を行う。

(4) 介護職員等の確保

社会福祉施設等管理者は、介護職員等を確保するため、施設間の応援協定に基づき、他の社会福祉施設及び村に対し応援を要請する。

村は、社会福祉施設等管理者の要請に基づき、介護職員等の確保を図るため、他の社会福祉施設やボランティア等へ協力を要請する。

(5) 巡回相談の実施

村は、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者等に対して、巡回相談を行い、状況やニーズを把握するとともに、各種サービスを提供する。

(6) 水道の優先復旧

村は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、水道の優先復旧に努める。

4 資料・関連項目

(1) 資料

資料2.3.1 避難所一覧

(2) 関連項目

第2章 第3節 地震被害軽減への備え 第6「要配慮者及び福祉施設等入所者の安全確保の備え」

第7 応急教育・応急保育【学校教育班・住民福祉班】

■基本事項

1 趣旨

災害のため、平常の学校教育及び保育の実施が困難となった場合は、村教育委員会、校長、幼稚園長、保育所長、私立幼稚園長、私立保育園長等は緊密に連携し、関係機関の協力を得て応急教育及び応急保育を実施する。

そのために、施設の被害状況を調査し、児童生徒等（村内の公立・私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、保育所、保育園及び学童保育に通う子どもすべてを対象とする。以下同じ。）の安全、教育環境及び保育環境を確保する。

2 留意点

(1) 危機管理マニュアルの整備

災害の発生時刻が登校時間、在校時間、夜間・休日となる場合等あらゆるケースに対応できるように発災時の対応マニュアルを整備するとともに、定期的な訓練や見直しを図る。

(2) 相互協力体制の整備

災害発生時には、学校等（村内の公立・私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、保育所、保育園及び学童保育の施設。以下同じ）間で、施設や教職員等に関する相互協力体制を整備する。特に学童保育については、隣接する学校が協力して対応できる体制を構築する。

(3) 危機管理マニュアルに基づく対応

校長は、各小中学校で整備する危機管理マニュアルに基づき、児童生徒の安全を最優先に適切な対応を取るとともに、村教育委員会と連携してその後の応急教育計画を立案する。

なお、当該マニュアルは定期的に点検し、必要に応じて見直すよう努める。

■対策

1 児童生徒等の安全確保

(1) 情報の伝達・収集

1) 村は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、学校等の長（以下「校長等」という。）に対し、防災行政無線、IP無線等を利用して災害に関する情報を迅速・的確に伝達するとともに、必要な措置を指示する。

2) 校長等は、関係機関から災害に関する情報を受けた場合、教職員、保育士等に対して速やかに伝達するとともに、自らテレビ・ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努める。児童生徒等への伝達に当たっては、混乱を防止するよう配慮する。

3) 校長等は、児童生徒等及び学校施設に被害を受け、そのおそれがある場合は、直ちにその状況を村その他関係機関に報告する。

4) 村及び学校等は、停電等により校内放送設備等が使用できない場合を想定し、電池式可搬型拡声器等の整備に努めるとともに、情報の連絡方法や伝達方法を定めておく。

5) 村立の幼稚園長及び保育所長は、幼児、職員、施設設備等の被害状況を速やかに学校教育班長又は住民福祉班長を通じて災害対策本部に報告する。

6) 勤務時間外に災害が発生した場合は、村立の幼稚園及び保育所の職員は、所属の幼稚園

又は保育所に参集し、参集職員の氏名、人数等を災害対策本部に報告するとともに、村が行う災害応急・復旧対策に協力し、応急保育の実施及び保育所の管理等のための万全な体制を確立する。

(2) 児童生徒等の避難等

1) 避難の指示

校長等は、災害の状況を的確に判断し、屋外への避難の要否、避難場所等を迅速に指示する。状況によっては、教職員等は個々に適切な指示を行う。

2) 避難の誘導

校長等及び教職員等は、児童生徒等の安全を確保するため、あらかじめ定める計画に基づき誘導する。状況により校外への避難が必要である場合は、村その他関係機関の指示及び協力を得て行う。

3) 下校時の危険防止

校長等は、下校途中における危険を防止するため、児童生徒等に必要な注意を与えると同時に、状況に応じ、通学区域ごとの集団下校、又は教職員等による引率等の措置を講じる。通学路の安全について、日頃から点検に努める。

4) 校内保護

校長等は、災害の状況により、児童生徒等を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、速やかに保護者へ連絡し、引き渡しの措置を講じる。

なお、この場合、村に対し速やかに児童生徒数等や保護の状況等必要な事項を報告する。

また、保護者との連絡が取れない場合や保護者が迎えに来ることが困難な場合は、保護者への引き渡しができるまで校内での保護を継続する。通信網の遮断等を想定し、児童生徒等の引き渡し方法等について、日頃から保護者と連携を図り、共通理解に努める。

5) 幼児及び児童の引渡し

幼児及び児童の保護者が引き取りに来次第、順次引き渡すとともに、引き渡した保護者の氏名及び時刻を控えておく。保護者が引き取りに来られない事情が生じ、かつ、幼稚園又は保育所が被災するなどして使用できない場合は、地域内の基幹避難所に幼稚園又は保育所の職員が連れて行き、一時的に保護する。

6) 保健衛生

村、各学校は、帰宅できず校内で保護する児童生徒等のため、日頃から飲料水、食料、毛布等の備蓄に努める。校長等は、災害時において、建物内外の清掃等、児童生徒等の保健衛生について必要な措置を講じる。

2 応急教育

(1) 教育施設の確保

村教育委員会及び私立学校設置者は、相互に協力し教育施設等を確保して、教育活動を早期に展開するため以下の措置を講じる。

1) 校舎の被害が軽微な場合は、速やかに応急修理をして授業を行う。

2) 校舎の被害は相当に大きいが一歩校舎の使用が可能な場合は、残存の安全な校舎で合併又は二部授業を行う。

- 3) 学校施設の使用不能又は通学が不能の状態にあるが、短期間に復旧できる場合は、臨時休校し、家庭学習等の適切な指導を行う。
- 4) 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長期間を要する場合は、公民館、体育館その他の公共施設の利用、又は他の学校の一部を使用し授業を行う。
- 5) 施設・設備の損壊の状態、避難所として使用中の施設の状況等を勘案し、必要があれば仮校舎を設営する。
- 6) 校舎の被害状況を迅速かつ安全に確認する体制を日頃から整備するよう努める。

(2) 教職員の確保

村の教育委員会及び私立学校設置者は、災害発生時における教職員の確保のために以下の措置を講じる。

- 1) 災害の規模、程度に応じた教職員の参集体制を整備する。
- 2) 教職員の不足により、応急教育の実施に支障がある場合は、学校間における教職員の応援、教職員の臨時採用等必要な教職員の確保を図る。

(3) 教科書・学用品等の給与

村は、災害により教科書・学用品等を喪失又は汚損し、就学上支障を来している小中学校の児童生徒等に対して、国や県の支援を受けて学用品等を給与する。

(4) 避難所との共存

学校が教育の場としての機能と避難所としての機能を有するために、災害応急対策を行う担当部局、教育委員会及び学校は事前に以下の措置を講じる。

- 1) 村は、学校を指定避難所に指定する場合、教育機能維持の視点から、使用施設について優先順位を教育委員会と協議する。
- 2) 指定避難所に指定された学校は、あらかじめ教職員の役割を明確にし、教職員間で共通理解を図るとともに、マニュアル等を整備する。
- 3) 学校は、帰宅できず校内で保護している自校の児童生徒等への対応と、避難してきた地域住民等への対応の双方に留意する。

3 応急保育

(1) 保育の継続

保育所施設の安全が確認できた後、受入可能な児童は保育所において保育する。被災により通所できない児童は、地域ごとに実情を把握して災害対策本部に報告する。

(2) 保育の再開

保育所が被災して使用できない場合は、住民福祉班長は早急に保育が再開できるよう措置するとともに、保育所長に指示して平常保育を開始する時期を保護者に連絡する。

4 関連項目

第3章 第5節 被災者生活支援 第2「避難生活の確保」

第8 帰宅困難者対策【総務班等】

■基本事項

1 趣旨

地震発生直後においては、救助・救援活動、消火活動、緊急輸送道路の応急活動を迅速・円滑に行う必要があり、帰宅困難者等の発生による混乱等を防止するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や安否確認手段について平常時から積極的に広報するとともに、事業者に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な備蓄等を促す。

2 留意点

帰宅困難者対策への備えを万全とするためには、自助・共助・公助による総合的な対応が不可欠である。

■対策

1 村の取組

(1) 普及啓発

事業者における一斉帰宅抑制が実効性あるものとなるように、安否確認方法等の周知や備蓄の促進等必要な対策を実施するとともに、各事業者に一斉帰宅抑制に係る普及啓発を行う。

(2) 備蓄の確保及び避難所の開設

村は、帰宅できず駅等に滞留する通勤者や観光客等帰宅困難者のために、日頃から飲料水、食料、毛布等を備蓄するほか、主として帰宅困難者を対象に村総合体育館を避難所として開設する。

(3) 情報提供

村は、交通事業者等との連携を図り、鉄道の復旧見込みや路線バス等の運行状況を把握し、関係者等への情報提供に努める。

(4) 交通事業者との連携体制の整備

村は、帰宅困難者の発生が予想される公共交通機関等がある場合には、交通事業者と災害時の対応や備蓄等について、地域も含め体制を構築する。

2 事業者の取組

(1) 従業員の待機

事業者は、交通機関が運行停止となり見通しが立たない場合には、建物や事業所周辺の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、従業員等を一定期間留めるよう努める。

(2) 備蓄の確保

事業者は、従業員が事業所内に待機できるよう、最低3日分の必要な水、食料、毛布等の物資の備蓄に努める。

(3) 環境整備

事業者は、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことが可能となるよう、建物の耐

震化，家具類の転倒・落下・移動防止，ガラスの飛散防止等，従業員等が安全に待機できる環境整備に努める。

(4) 事業継続計画等への位置づけ

事業者は，BCP（事業継続計画）等において，大規模災害発生時における従業員等の待機及び帰宅の方針をあらかじめ定めておき，従業員に周知しておく。

(5) 安否確認方法の周知

事業者は，大規模災害時には電話が輻輳することを踏まえ，事業所と従業員間の安否確認方法をあらかじめ定めるとともに，従業員とその家族間においても災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル，SNS，防災アプリ等の複数の安否確認手段をあらかじめ確認し，当該手段を利用するよう周知しておく。

(6) 村，自主防災組織等との連携

事業者は，村や自主防災組織等と，大規模地震発生時の対応を事前に取り決めておくなど，日頃からの連携に努める。

3 大規模集客施設の取組み

大規模な集客施設においては，多くの帰宅困難者等の発生が予想されることから，事業者等は村や関係機関等と連携し，利用者を保護するため，適切な待機や誘導に努める。

4 資料・関連項目

(1) 資料

資料2.3.1 避難所一覧

資料2.3.2 備蓄物資の保管状況

(2) 関連項目

第2章 第1節 震災対策に携わる組織と情報ネットワークの整備

第3「防災組織等の活動体制の整備」

第9 ペットの保護対策【生活環境班】

■基本事項

1 趣旨

災害時には、飼い主不明のペットや負傷動物が多数生じると同時に、多くのペットが飼い主とともに避難所に避難してくることが予想されるため、村は動物愛護の観点から、県、県獣医師会、動物愛護関係団体等と協力体制を確立し、人の生活に潤いを与えるために飼育されるペットの保護及び適正飼養について支援する。

2 留意点

災害時におけるペットの避難等は原則として飼い主が責任をもって行うが、村は、飼い主が避難所にペットと同行避難できるよう県と協力して必要な措置を講じるとともに、被災したペットの保護に努める。

なお、飼い主は災害に備え、ペットとの同行避難や避難所での飼養について準備しておくものとする。

■対策

1 飼い主不明及び負傷したペットの保護

村は、県動物指導センターを中心として、住民避難の際に被災地域に残された家庭動物の保護収容、危険動物の逸走防止を行うとともに、関係機関等と協働して、飼い主等からの家庭動物の一時預かり要望への対応や、飼い主の発見に努める。

2 避難所におけるペットの適正飼養に係る措置

村は、自らが設置する避難所の隣接した場所にペットを受け入れられるよう努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。また、動物伝染病予防等衛生管理等を含めた災害時における動物の管理等について、獣医師会等と連携し必要な措置を講ずる。

第10 義援物資対策

■基本事項

1 趣旨

大規模災害時には、全国から提供される多くの義援物資を受け入れ、迅速・的確に被災地域へ配送しなければならないため、被災地域が必要としているものを的確に把握し、効率的に配分する。

2 留意点

(1) 被災地域のニーズの把握

被災地域のニーズは、時間と共に変化することに留意し、ニーズに沿った物資を迅速に現地へ配送する。また、小口・混載の支援物資は被災地方公共団体の負担になる等の被災地域支援に関する知識の普及を行う。

(2) 被災地域情報の発信

義援物資が被災地域に与える影響について、提供申出者に正しく理解してもらう。

(3) 民間力の活用

大量の義援物資を迅速・的確に配送するため、物流業者等民間の資機材や施設、人材、ノウハウを有効に活用する。

■対策

1 情報の収集・発信

(1) 村は、各避難所等における必要な物資・数量を集約し、不足する場合には、県に対し、要請を行う。

(2) 村は、各避難所等のニーズ及び受入方針等を、村ホームページ等を通じて情報発信する。

第3章 地震災害応急対策計画

第6節 災害救助法の適用【総務班・住民福祉班・情報班】

■基本事項

1 趣旨

村の被害が一定基準以上であり、かつ応急的な救助を必要とする場合、災害救助法（以下「救助法」という。）の適用による救助を行うことにより、被災者の保護と社会の秩序の保全を図る。

2 留意点

(1) 被災情報の迅速な収集及び伝達体制の整備

県の判断による救助法の適用後、その手続を行うに当たり、被害の把握及び認定の作業を迅速かつ的確に行う。このため、被害情報の収集及び伝達体制を整備する。

(2) 救助の実施に必要な関係帳票の整備

救助の実施に当たっては、救助ごとに帳票の作成義務があるので、災害時に遅滞なく救助業務を実施するため、救助関係帳票を事前に準備し、作成方法等を習熟する。

■対策

1 被害状況の把握及び認定

村は救助法の適用に当たり、以下の基準に基づき被害状況の把握及び認定を行う。

(1) 被災世帯の算定

被災世帯の算定は、住家が全壊、全焼、流失等により滅失した世帯を1世帯とし、住家が半焼、半壊等著しく損傷した世帯については1/2世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能となった世帯にあつては1/3世帯とみなして算定する。

(2) 住家の滅失等の算定

1) 住家の全壊、全焼、流失

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。

2) 住家の半壊、半焼

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の20%以上70%未満のもの、又は、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。

3) 住家の床上浸水

1)及び2)に該当しない場合であつて、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は、土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

(3) 住家及び世帯の単位

1) 住家

現実に居住のために使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの

等は、それぞれ1住家として取り扱う。

2) 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

2 救助法の適用基準

救助法の適用基準は救助法施行令第1条に定めるところによるが、災害による被害が、以下の基準に該当し、県が救助を必要と認めた場合、市町村単位にその適用地域を指定し実施する。

- (1) 村における全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世帯数が60世帯以上に達した場合（救助法施行令第1条第1項第1号）
- (2) 県の区域内の被害世帯数が2,000世帯以上であって、村の区域内の被害世帯数が30世帯以上である場合（救助法施行令第1条第1項第2号）
- (3) 県の被害世帯数が9,000世帯以上であって、村の区域内の被害世帯数が多数ある場合（救助法施行令第1条第1項第3号）
- (4) 村の被害が上記いずれにも該当しないが、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ多数の住家が滅失した場合、または多数の者が生命、身体に危害を受け、あるいは受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当した場合（救助法施行令第1条第1項第3号後段及び同第4号）

3 救助法の適用手続

(1) 村の被害状況報告

村は、自地域内の被災状況及び救助の措置に関する情報を収集し、県に報告する。

(2) 県の被害状況報告及び救助法の適用

県は、村の報告により救助法を適用する必要があると認める場合は、同法に基づく救助の実施について、村等に指示するとともに、内閣府に報告する。

なお、県は、救助法を適用したときは、速やかに告示するとともに、被災者台帳を作成する村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

4 救助法による救助

村は、本計画に基づき速やかに救助を実施する。

(1) 救助の実施機関

救助は国の責任において行われるが、その実施に関する事務は県の法定受託事務となっている。

ただし、救助活動を迅速に実施するため、救助の実施に関する事務の一部を村が行う。この場合において、県は、事務の内容及び期間を村に通知する。村は、救助を実施した場合は、速やかにその内容を県に報告する。

(2) 救助の程度、方法、期間、実費弁償等

救助法による救助の程度、方法、期間、実費弁償等については、茨城県災害救助法施行細則に定めるところによる。

5 関連項目

第4章 第1節 被災者の生活の安定化 第5 「被災者生活再建支援法の適用」

第3章 地震災害応急対策計画

第7節 応急復旧・事後処理

第1 建築物の応急復旧【都市整備班・総務班・住民福祉班】

■基本事項

1 趣旨

地震の発生により破損したり、耐震性が低下したりした建築物が、地震等に対して引き続き安全に使用できるか否かの判定（以下「応急危険度判定」という。）を行い、被災建築物による二次災害を防止する。

また、災害のために住家が滅失した被災者のうち、自らの資力で住宅を確保できない者に対しては応急仮設住宅を提供し、又は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急処理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対しては応急修理を行い、被災者の居住の安定を図る。

2 留意点

(1) 想定される地震の種類と対策の対応

被災地域が局所的となるような直下型地震に対しては、地域間・組織間の住宅応急復旧における応援協力体制を整備するとともに、資材輸送のための緊急輸送路を確保する。

(2) 要配慮者に配慮した応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設に当たっては、要配慮者の実情に応じ、その構造及び配置に十分配慮する。

また、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。さらに、必要に応じ、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

■対策

1 応急危険度判定

(1) 判定士等の派遣要請・派遣

1) 判定士等の派遣要請

村は、地震等による二次災害を防止するため、判定士及び被災宅地判定士（以下「判定士等」という。）の派遣を県に要請する。

2) 判定士の派遣

県は、村の要請を受け、必要と認められた場合には、直ちに判定士等の派遣を行うとともに、関係団体と判定士等の派遣について協議する。

(2) 応急危険度判定活動

1) 判定の基本的事項

①判定対象建築物は、村が定める判定街区の建築物とする。

②判定実施時期及び作業日数は2週間程度で、原則として一人の判定士は3日間を限度に判定作業を行う。

③判定結果の責任は、村が負う。

2) 判定の関係機関

①村は、判定の実施主体として判定作業に携わる判定士の指揮、監督を行う。

②県は、判定士の派遣計画や判定の後方支援を行う。

3) 判定作業概要

①判定作業は、村の指示に従い実施する。

②応急危険度の判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」の判定基準により、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の3種類の構造種別ごとに行う。

③判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、表示を行う。

④判定調査票を用い、項目に従って調査の上判定を行う。

⑤判定は、原則として「目視」により行う。

⑥判定は外部から行い、外部から判定が可能な場合には、内部の調査を省略する。

⑦被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査及び民間の保険損害調査との違い等について被災者に明確に説明を行う。

(3) 被災宅地危険度判定活動

1) 判定の基本的事項

①被災宅地危険度判定は、村が行う。

②県は、村の要請により、村内における被災宅地の危険度判定活動を支援する。

③判定結果の責任は、村が負う。

2) 判定の関係機関

①村は、判定の実施主体として判定作業に携わる被災宅地判定士の指揮・監督を行う。

②県は、被災宅地判定士の派遣計画や後方支援を行う。

3) 判定作業概要

①判定作業は、村の指示に従い実施する。

②危険度の判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」により行う。

③判定の結果は「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」に区分し、表示を行う。

④判定調査票を用い、項目に従って調査の上判定を行う。

⑤被災建築物の応急危険度判定調査、住家被害認定調査及び民間の保険損害調査との違い等について被災者に明確に説明を行う。

2 応急仮設住宅の提供

(1) 基本事項

賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。

また、実情に応じて建設型応急住宅による方法も検討し、設置方法を決定する。

(2) 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住宅が全壊、全焼または流失し、居住する住宅がない世帯であって、自らの資力では住宅を得ることができない世帯を対象に設置する。建設型応急住宅の着工は災害発生の日から20日以内とし、また、賃貸型応急住宅は災害発生後速やかに提供することとし、その供与期間はいずれも2年以内とする。

(3) 賃貸型応急住宅

村は、県が提供する借り上げ住宅の仕様基準や標準契約書、協定締結団体から提供された借り上げ可能住宅の情報に基づき、必要な民間賃貸住宅を借り上げる。

(3) 建設型応急住宅

1) 県への報告

村は、被災状況等を基に必要となる応急仮設住宅の戸数を県へ報告する。

2) 設置場所

設置予定場所は、国、県又は村公有地とするが、私有地の場合は所有者と村との間に賃貸契約を締結する。なお、その場所の選定に当たっては災害に対する安全性や洪水、土砂災害の危険性に配慮するとともに、電気、給水、排水等のライフラインが整備されている場所とする。

また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

3) 入居者の選定等

村は、県が必要戸数を決定する上で必要となる被災者の状況の調査に協力する。

また、玄関や浴槽での段差解消や手すりの設置等、入居者に配慮した仮設住宅を建設するとともに、要配慮者の優先入居に努める。

4) 応急仮設住宅の管理

村は、県の委任を受けて応急仮設住宅の管理を行う。

3 応急修理

(1) 基本事項

1) 修理対象世帯

応急修理は、村が、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。

2) 修理の範囲

応急修理は、災害に直接起因する損壊のうち居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限の部分に対して行う。

3) 修理時期

応急修理は、災害発生から3月以内に完了するものとする。ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては6月以内に完了するものとする。

(2) 資材調達

村は、資材が不足した場合は県に要請し、調達の協力を求める。

4 文化財の保護

文化財に災害が発生した場合は、その所有者、管理者等は直ちに消防署に通報して災害の拡大防止に努めるほか、被害が発生した場合は村教育委員会又は県教育委員会に報告する。

5 関連項目

第2章 第2節 地震に強いまちづくり 第2「建築物の耐震化等の推進」

第3章 第5節 被災者生活支援 第1「被災者の把握等」

第2 土木施設の応急復旧【都市整備班・農政班】

■基本事項

1 趣旨

地震発生時の避難、救護及びその他応急対策活動上重要な公共施設をはじめ、道路、河川、その他の公共土木施設は、村民の日常生活、社会・経済活動、地震発生時の応急対策活動において重要な役割を果たす。

このため、これらの施設については、それぞれ応急体制を整備し相互に連携を図りつつ迅速な対応を図る。

2 留意点

(1) 被害情報の収集・伝達体制の整備

施設の応急対策は、災害後の利用者の安全確保や村民生活、社会・経済活動の確保の面からも迅速に行う必要があるため、地震発生後各施設の被害状況を速やかに把握し、それに対応した応急対策計画を策定し、実施する。このため、施設管理者は、あらかじめ施設の被害状況の収集・伝達体制を整備する。

(2) 地域間及び事業者間の協力体制の整備

村及び事業者は、あらかじめ震災時の施設の応急対策に関し、地域間又は事業者間の協力体制を整備する。

■対策

1 道路の応急復旧

(1) 応急措置

村は、被害を受けた道路、橋梁及び交通状況を速やかに把握するため、公用車により巡視を実施するとともに、地域住民等からの道路情報の収集に努める。

情報収集に基づき、道路、橋梁等に関する被害状況を把握し、交通規制、広報等の対策と、必要に応じて迂回路の選定を行い交通路の確保に努める。

(2) 応急復旧対策

村は、被災した道路を速やかに復旧し、交通の確保に努める。特に緊急輸送道路を最優先に復旧作業を行う。

2 農地・農業用施設の応急復旧

地震により農地・農業用施設が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧に努める。

(1) 点検

農地、農業用ため池、農業用用水施設、農業用排水施設及び幹線管水路施設については、受益土地改良区等が点検を行う。農道については、村及び土地改良区が通行の危険等の確認・点検を行う。

(2) 用水の確保

農業用ため池、用水施設及び幹線管水路については、人命、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれの高いと判断されるものを優先に補修する。

(3) 排水の確保

排水機による常時排水地帯については、可搬ポンプを確保し、優先的に排水を行う。

(4) 農道の交通確保

村は、路面に崩落した土砂を取り除き、交通を確保する。

第3 上下水道施設の応急復旧【上下水道班】

■基本事項

1 趣旨

上下水道施設は、村民の日常生活や社会・経済活動、地震発生時における被災者の生活確保等の応急対策活動において重要な役割を果たす。これらの施設が災害により被害を受け、その復旧に長期間要した場合、生活機能は著しく低下するため、村は復旧時までの間の代替措置を講じるとともに、応急体制を整備する。

2 留意点

上下水道施設の応急対策活動を迅速に進めるためには、地震発生後、各施設の被害状況を速やかに把握して、それに対応した応急対策計画を策定し実施する必要があるため、村は、被害情報の収集・伝達体制を整備する。

■対策

1 上水道施設の応急復旧

(1) 上水道停止時の代替措置

第3章 第5節 被災者生活支援 第5「生活救援物資の供給」のとおり。

(2) 応急復旧の実施

1) 作業体制の確保

村は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。

また、広域的な範囲で被害が発生し、村のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

2) 応急復旧作業の実施

村は、以下に示す項目に基づき応急復旧作業を実施する。その際、医療施設、避難所、福祉施設等については、優先的に作業を行う。

- ・施設復旧の完了の目標を明らかにすること。
- ・施設復旧の手順及び方法を明らかにすること。特に、応急復旧を急ぐ必要がある基幹施設や避難所等への配管経路を明らかにすること。
- ・施設復旧に当たる班編成（人員・資機材）の方針を明らかにすること。その際、被災して集合できない職員があることを想定すること。
- ・被災状況の調査及び把握方法を明らかにすること。
- ・応急復旧の資機材の調達方法を明らかにすること。
- ・応急復旧の公平感を確保するため、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期の広報等、応急復旧実施時に行うべき広報の内容及び方法を明らかにすること。

①配管設備破損の場合

配水管の破損が小規模な場合は、応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網より給水を行う。

また、配水管の破損が大規模な場合は、復旧が困難な地区に対して路上又は浅い土被りによる応急配管を行い、仮設共用栓を設置する。

②水道水の衛生保持

上水道施設が破壊された場合は、破壊箇所から有害物等が混入しないよう処理するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時停止するよう村民に周知する。

3) 応急復旧資機材の確保

村は、削岩機、掘削機等の応急復旧用資機材が不足する場合は、県に対し調達を要請する。

4) 村民への広報

村は、断水・減水の状況、応急復旧の見通し等について、村民への広報を実施する。

2 下水道施設の応急復旧

(1) 下水道停止時の代替措置

1) 緊急汲取りの実施

村は、便槽等が使用不能となった地域に対し、応急的に部分汲取りを実施する。

2) 仮設トイレの設置

村は、避難所に仮設トイレを設置する。

なお、衛生的で誰もが快適に使用できる仕様のトイレを設置するよう努める。

3) 応急の汚水処理

村は、必要に応じて、被災した施設からバキューム車等により他の汚水処理施設に汚水を運搬する。

(2) 応急復旧の実施

1) 作業体制の確保

村は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。

また、広域的な範囲で被害が発生し、村のみでは作業が困難な場合は、県等に対し協力を要請する。

2) 応急復旧作業の実施

村は、上下水道一体となって施設の機能を維持するため、管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い排水機能の回復に努める。

3) 村民への広報

村は、被害状況、応急復旧の見通し等について、村民への広報を実施する。

3 資料・関連項目

(1) 資料

資料2.3.1 避難所一覧

(2) 関連項目

第2章 第2節 地震に強いまちづくり 第3「ライフライン施設の耐震化の推進」

第4 災害廃棄物の処理・防疫・障害物の除去【生活環境班・住民福祉班・都市整備班】

■基本事項

1 趣旨

災害廃棄物の発生や倒壊物・落下物等による障害物の発生，感染症等の発生は，村民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。

このため，災害時の特に処理施設の被害，通信，交通の輻輳等を十分考慮した上で，災害廃棄物の処理，防疫等の活動を迅速に行い，環境の保全を積極的に図る。

2 留意点

(1) 村災害廃棄物処理計画の整備

村は，本計画との整合性を図りつつ，災害廃棄物処理に係る初動対応から実際の処理までの業務や，実施体制等をまとめた災害廃棄物処理計画を整備するとともに，その不断の見直しを行う。

(2) 広域処理

村は，関係機関との連携・協力により，災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行う等，災害時における安定的な廃棄物処理体制を確保する。

(3) 防疫措置体制の整備

防疫措置を講じるために必要な消毒薬・器具機材や要員の確保が迅速にできるシステムを整備する。

(4) 被災住宅，避難所及び仮設住宅における衛生確保

応急的な避難所等で避難生活が夏期に遭遇したり長期化したりする場合は，避難所等における衛生確保を図るとともに，生活者に対し必要な啓発を行う。

(5) 食品の安全確保

被災地域において供給される炊き出しによる食事や，他の場所から調達される弁当等の食品の安全を確保するため，炊き出し場所や弁当調製施設における衛生指導を徹底する。

■対策

1 災害廃棄物の処理

(1) 災害廃棄物の処理

1) 災害廃棄物の処理

- ・村は，被災状況を的確に把握した上で，村災害廃棄物処理計画に基づき，人員体制等の確保，仮置場の設置及び住民への周知広報等を迅速に行い，仮置場等へ災害廃棄物を円滑に誘導する。加えて，ボランティア等の支援を得て，被災家屋等の片付けや廃棄物の運搬を行う場合には，社会福祉協議会等と連携して支援内容を調整するなど，効率的に作業を進めるものとする。
- ・村が仮置場を設置した場合には，当該仮置場において，廃棄物の飛散，流出，悪臭等による生活環境への支障や，火災の発生を防止するとともに，廃棄物の処理方法に応じた分別を進める。
- ・災害廃棄物の処理にあたっては，適正な処理ルートを構築し，腐敗性のある廃棄物の早期処理や，廃棄物の再資源化に努める。

2) 広域処理

村は、災害廃棄物処理事業に支障が生じた場合には、県、他市町村、関係一部事務組合及び（一社）茨城県産業資源循環協会と締結した協定に基づき、協定の当事者に対して協力を求めることができる。

(2) し尿処理

1) 災害時におけるし尿処理

- ・災害時におけるし尿処理は、生活環境の保全上、平常時と同様の収集運搬や処理を維持することが求められるとともに、避難所の設置や下水道施設の機能の停止等により、仮設トイレを設置した場合には、当該仮設トイレのし尿処理が必要となる。
- ・一方、し尿処理施設の機能停止その他災害に起因する理由により平常時におけるし尿の汲み取りや浄化槽の清掃、収集運搬及び処理に支障が生ずる可能性がある。
- ・このため、村は、被災状況を的確に把握した上で、村災害廃棄物処理計画に基づき、人員体制等の確保及び住民への周知広報等を迅速に行うとともに、関係部局と連携し、速やかに、仮設トイレに係るし尿の収集運搬計画の策定や、し尿処理施設の機能停止等の支障の解消を図るものとする。
- ・また、損壊家屋等における汲み取り便槽や浄化槽の管理方法、携帯用トイレの処理方法など、生活環境保全上必要な情報について、住民への周知を行う。

2) 広域処理

村は、災害時におけるし尿等の処理事業に支障が生じた場合には、県、他市町村、関係一部事務組合及び（一社）茨城県産業資源循環協会と締結した協定、又は県及び（一社）茨城県環境保全協会と締結した協定に基づき、協定の当事者に対して協力を求めることができる。

2 防疫

(1) 防疫組織の設置

村は、防疫関係の組織を構築するとともに、必要な教育訓練を行う。

(2) 防疫措置情報の収集・報告

村は、災害の発生後、警察、消防等と連絡を取り、その被害の状況等の情報を収集するとともに、防疫措置の必要な場所等を把握し、相互に情報の伝達を行う。

また、医療機関においても、被災者にかかる感染症患者や食中毒の発見に努めるとともに、発見した場合又は疑いのある場合は、保健所への通報連絡を迅速に行う。

なお、適切な防疫措置を講じるため、被災地域に設けられる救護所との連絡を密にするとともに、避難所感染症サーベイランスシステムを活用し、定期的な状況の把握に努める。

(3) 防疫計画及び対応策

村は、地理的環境の諸条件や過去の被害の状況等を勘案し、災害予想図を作成するとともに、できるだけ詳しい防疫計画を策定しておく。

災害発生後においては、防疫計画に基づき当該災害の被害状況に応じた防疫対応策を講じる。

(4) 消毒薬品・器具機材等の調達

村は、災害時の防疫措置に必要な消毒薬等を迅速に調達するとともに、必要に応じて薬

業団体，近隣県，市町村等の協力を求める。

(5) 防疫措置等の実施

村は，感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく県の指示によるほか，必要な防疫措置等を行う。

(6) 予防教育及び広報活動の実施

村は，平常時から災害時の感染症や食中毒予防等に関する教育を行う。

また，被災地域及び避難所において同様の教育を行うとともに，パンフレット，広報車，報道機関等を活用して広報活動を実施する。

(7) 記録の整備及び状況の報告

村は，警察，消防本部等の関係機関や関係団体等の協力を得て被害状況を把握し，被害状況及び防疫活動状況をひたちなか保健所に報告する。

(8) 医療ボランティア

村は，必要に応じて薬剤師会等関係団体に医療ボランティアの確保を依頼し，消毒の指導等について協力を仰ぐ。

(9) その他

その他の災害防疫の実施に当たっては，災害防疫実施要綱（昭和40年5月10日衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知）により行う。

3 障害物の除去

(1) 建築関係障害物の除去

村は，災害によって建物又はその周辺に運ばれた土石，竹木等で日常生活に著しく支障を及ぼす障害物について，被災地域における状況を把握し，必要と認められる場合は除去を実施する。また，村のみでは処理が困難な場合は，県に対し協力を要請する。

(2) 道路上の障害物の除去

村は，村道等の路上障害物の状況を把握し，必要と認められる場合は除去する。その際，緊急輸送道路を最優先とし，各道路管理者間の情報交換は緊密に行う。

4 関連項目

第4章 第2節「被災施設の復旧」

第5 行方不明者等の搜索【生活環境班・消防班】

■基本事項

1 趣旨

災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の事情により既に死亡していると推定される行方不明者等を搜索するとともに、災害の際に死亡した者について死体識別等の処理を行い、死体の埋葬を実施する。

2 留意点

(1) 医師会、歯科医師会等との協力体制

死者が多数発生した場合は、死体の身元確認、検案は県のみでは困難となると考えられ、医師会、歯科医師会等の協力を得て、速やかに実施する。

(2) 周辺自治体との協力

死者が多数発生した場合や火葬場に支障が生じた場合等、広域事務組合の保有する火葬能力では短期間での火葬が困難となる状況が考えられるため、近隣市町村との協力のもと、速やかな火葬により人心の安定を図る。

(3) 衛生状態への配慮

死者が多数発生した場合には、身元確認、死亡認定の諸手続、火葬場の手配等にかなりの時間を要する場合も考えられる。特に夏期は衛生状態を良好に保つため、周辺自治体及び業者の協力を得て、棺、ドライアイス等を速やかに準備する。

(4) 死者の人格の尊重

災害という混乱状況の中でも、死者の人格を尊重し、遺族や親近者の感情に十分配慮した対処を行う。

■対策

1 行方不明者等の搜索

村は、災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の事情により既に死亡していると推定される行方不明者等を、消防本部、消防団員、ボランティア等と協力して搜索する。

村だけでは十分な対応ができない場合、県、近隣市町村、自衛隊等に対し応援の要請を行い、これらの機関の応援を得て実施する。

2 遺体の収容（安置）・一時保存

(1) 遺体の処理

遺体の処理は村が実施するが、救助法を適用した場合は、県及びその委任を受けた村が行う。

遺体が多数にのぼるなど村で対応が困難な場合には、県は村からの要請に基づき近隣市町村に応援を要請する。

(2) 遺体収容所の設置

検視等・検案を終えた遺体は、村が設置する遺体収容所に収容する。

被害が集中して遺体の収容及び収容所の設営が困難な場合は、近隣市町村に設置・運営の協力を要請する。

(3) 棺の確保

村は、死者数及び行方不明者数を早期に把握し、棺、ドライアイス等を確保する。

(4) 身元不明遺体の集中安置

村は、身元不明遺体が多数発生した場合には、遺骨、遺品共に少なく、身元確認に長期間を要する場合も考えられることから、集中安置場所を設定し、身元不明遺体を集中安置する。

(5) 身元確認

村は、県警本部の協力を得て遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成の上納棺するとともに、埋火葬許可証を発行する。

3 遺体の火葬

遺体を葬る方法は原則として火葬とし、村が実施するが、救助法適用時に県が自ら行うことを妨げない。

村及び県は、身元の判明しない遺骨について寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明し次第遺族に引き渡す。

4 関連項目

第3章 第4節 被害軽減対策 第4 「応急医療」

第4章 地震災害復旧・復興対策計画

第1節 被災者の生活の安定化

第1 義援金品の募集・配分【地域福祉課】

■基本事項

1 趣旨

大規模な災害時には、多くの人々が生命または身体に危害を受け、住居や家財の喪失、経済的困窮により地域社会が極度の混乱に陥る可能性がある。

県は、災害時における被災者の自立的生活再建を支援するため、関係機関、団体等と協力し、被災者に対する義援金品の募集、配分等の措置を講じる。

2 留意点

(1) 義援金の範囲

本計画で記載する義援金には、特定の個人、施設、団体等へ配分を指定する見舞金、寄附金等は含まない。

(2) 手続の迅速化

村は、県・日赤茨城県支部・茨城県共同募金会と協力し、被災者に対する義援金品の募集、配分等の手続について、迅速化を図る。

■対策

1 義援金の募集・受付

村は、義援金の募集が必要と認められる災害が発生した場合、直ちに義援金の受付窓口を設置し、義援金の募集・受付を実施する。

また、募集に当たっては、広報紙やホームページ等を活用するほか、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関と協力し、義援金の受付方法等について広報・周知を図る。

2 義援金の保管

村は、寄託された被災者に対する義援金について、適正に保管する。

なお、県において義援金配分委員会が設置された場合は、当該委員会に義援金の引継ぎを行う。

3 義援金の配分

村は、被災者に対し、県が設置する義援金配分委員会において決定された義援金の配分方法に基づき、迅速かつ適正に義援金を配分する。

4 資料・関連項目

第3章 第5節 被災者生活支援 第1 被災者の把握等

第2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付【防災原子力安全課・都市政策課・道路整備課・総務人事課】

■基本事項

1 趣旨

大規模な災害時には、多くの人々が生命又は身体に危害を受け、住居や家財の喪失、経済的困窮により地域社会が極度の混乱に陥る可能性がある。村は、災害時における被災者の自立的生活再建を支援するため、関係機関、団体等と協力し、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付等の措置を講じる。

2 留意点

(1) 被災者への広報及び相談窓口の設置

村は、被災者の自立的生活再建に対する支援措置について、村外へ避難等を行っている個々の被災者も含めて広報するとともに、相談窓口を設置する。

(2) 事務処理の迅速化

村は、被災者の自立的生活再建を的確に支援するため、手続の簡素化、事務処理の迅速化を図る。

■対策

1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付

災害により家族を失い、精神若しくは身体に著しい障害を受け、又は住居や家財を失った被災者を救済するため、東海村災害弔慰金の支給等に関する条例の規定により、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付を行う。

また、各種支援措置の実施に資するため、発災後早期にり災証明の交付体制を確立し、り災者にり災証明を交付する。

2 住宅復興資金

災害により住宅に被害を受け、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定に該当する者に対しては、災害復興住宅資金の融通を適用し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。

村は、災害地の滅失家屋の状況を遅滞なく調査し、独立行政法人住宅金融支援機構法に定める災害復興住宅資金の融資適用災害に該当する場合は、災害復興住宅資金の融資について、借入れ手続の指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入れの促進を図る。

また、災害により村内の滅失家屋が概ね10戸以上となった場合は、り災者の希望により災害の実態を調査した上で、り災者に対する貸付金の融資を独立行政法人住宅金融支援機構に申し出るとともに、り災者の融資制度の周知徹底を図り、借入れ申し込みの希望者に対して借入れを指導する。

3 り災証明書の交付

各種支援措置を実施するため、災害発生時に申請があった場合、り災証明書の交付体制を早期に確立し、被災者にり災証明書を遅滞なく交付する。

4 資料・関連項目

第3章 第5節 被災者生活支援 第1 被災者の把握等

第3 村税の特例措置【税務課】

■基本事項

1 趣旨

地震により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、村税の徴収猶予措置の対策を積極的に推進する。

2 留意点

(1) 広報の徹底

災害時、村民に対して、対策に関わる情報の提供を充分に行う。

(2) 手続の簡素化・迅速化

震災により被害を受けた事業者が本対策を迅速かつ有効に活用し、自立復興を進めていくため、手続の簡素化・迅速化に努める。

■対策

1 村税の徴収猶予及び減免の措置

村は、災害により被災者の納付すべき地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出・納付、納入に関する期日の延長、地方税（延滞金等を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

2 資料・関連項目

第3章 第5節 被災者生活支援 第1 被災者の把握等

第4 住宅建設の促進【都市政策課・道路整備課・防災原子力安全課】

■基本事項

1 趣旨

自力で住宅建設できない被災者に対する恒久的な住宅確保のため、村が実施する災害公営住宅の建設に対する指導・支援を適切に行い、村で対応が困難な場合は県が代わって災害公営住宅を建設し、居住の安定を図る。

また、自力で住宅を建設する被災者に対しては独立行政法人住宅金融支援機構による住宅資金の貸付に対する情報の提供と指導を行う。

2 留意点

- (1) 迅速な災害公営住宅の建設を図るため、村の災害住宅建設計画及び復旧計画を策定する。
- (2) 独立行政法人住宅金融支援機構による住宅資金の貸付に関する情報の提供と、迅速な事務処理体制の検討を行う。

■対策

1 建設計画の策定

村は、住宅被害の実態を把握し、県の助言・指導のもと、住宅災害確定報告書、り災者名簿、滅失住宅地図を作成する。

2 事業の実施

村は、建設計画に基づき、災害公営住宅を建設する。

3 入居者の選定

村は、県の助言・指導のもと、特定入居の選定基準を作成して、入居者を選定する。

4 資料・関連項目

第3章 第5節 被災者生活支援 第1 被災者の把握等

第5 被災者生活再建支援法の適用【防災原子力安全課】

■基本事項

1 趣旨

市町村単位又は県域の住家全壊世帯数が一定基準以上となった場合等、法に定める基準を満たした場合に、被災者生活再建支援法（以下「支援法」という。）を適用し、支援金を支給することにより、生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地域の速やかな復興に資する。

2 留意点

（1）住家全壊世帯数情報の迅速な収集及び伝達体制の整備

支援法の適用の判断及びその手続を行うに当たり、全壊世帯等の被害の把握及び認定の作業を迅速かつ的確に行うため、救助法担当との連携を図り、被害情報の収集及び伝達体制を整備しておく。

（2）支援金支給手続等の説明

支給決定時に申請者の誤解による不服等の発生を避けるとともに、支援金支給手続が迅速かつ円滑に進むようにするため、支援法が適用された場合、制度の対象となる被災世帯に対し、支援金の趣旨、申請書の記載方法、申請期限等その手続について懇切丁寧に説明する。

■対策

1 被害状況の把握及び被災世帯の認定

支援法の適用に当たっては、村が住家の被害状況を把握し、以下の基準で被災世帯の認定を行う。

（1）被災世帯の認定

支援法の対象となる被災世帯は以下のとおり（支援法第2条第2号）。

- 1）当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯
- 2）当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準じるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯
- 3）当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯
- 4）当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（前記2）及び3）の世帯を除く。）
- 5）当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内の面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であることが認められる背世帯（前記2）、3）及び4）の世帯を除く。）（2）住家の滅失等の算定及び住家・世帯の単位

第3章 第6節「救助法の適用」における基準のとおり。

2 支援法の適用基準

支援法の対象となる自然災害は以下のとおり（支援法施行令第1条）。

- (1) 救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村の区域に係る自然災害（支援法施行令第1条第1号）
- (2) 10以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害（支援法施行令第1条第2号）
- (3) 100以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害（支援法施行令第1条第3号）
- (4) 前記(1)又は(2)に規定する被害が発生した都道府県の区域内の他の市町村（人口10万人未満のものに限る。）の区域で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（支援法施行令第1条第4号）
- (5) 前記(3)又は(4)に規定する都道府県の区域に隣接する都道府県の区域内の市町村（人口10万人未満のものに限る。）の区域で(1)～(3)に規定する区域のいずれかに隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（支援法施行令第1条第5号）
- (6) (3)又は(4)に規定する都道府県が2以上ある場合における市町村（人口10万人未満のものに限る。）の区域で、その自然災害により5（人口5万人未満の市町村にあっては2）世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（支援法施行令第1条第6号）

3 支援法の適用手続

(1) 村の被害状況報告

村は、地震災害にかかる被害状況を収集し、県に対して報告する。自然災害発生後の初期段階では、救助法適用手続における報告で兼ねることができる。

(2) 支援法の適用

県は、村からの被害状況報告を精査した結果、発生した災害が支援法の適用基準に該当すると認めた場合は、国（内閣府）及び被災者生活再建支援法人に報告するとともに、支援法対象の自然災害であることを速やかに公示する。

なお、村には、支援法が適用されたことを通知する。

4 支援金支給申請手続

(1) 支給申請手続等の説明

村は、制度の対象となる被災世帯に対して、支給申請手続等について説明する。

(2) 必要書類の発行

村は、支給申請書に添付する必要がある書類について、被災者からの請求に基づき発行する。

- 1) 住民票等、世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書 類
- 2) リ災証明書類

(3) 支給申請書等の取りまとめ

村は、被災者から提出された支給申請書及び添付書類を取りまとめ、速やかに県に送付する。

5 支援金の支給

送付された支給申請書類は被災者生活再建支援法人で審査され、支援金の支給が決定される。

決定内容は、被災者生活再建支援法人から申請者に通知書が交付されるとともに、支援金は支給決定に基づき、原則として被災者生活再建支援法人から直接口座振替払いにより申請者に支給される。

村は、口座振替払いによる支援金支給ができないものについて、被災者生活再建支援法人からの委託に基づき、申請者に現金による支援金の支給事務を行う。

6 関連項目

第3章 第6節「救助法の適用」

第6 東海村被災者生活再建支援金の支給

■基本事項

1 趣旨

自然災害によりその居住する住宅に著しい被害を負った世帯のうち、支援法の適用の対象とならない世帯の生活再建のため、東海村被災者生活再建支援金支給要綱の定めるところにより、支援法と同趣旨の東海村被災者生活再建支援金（以下「村支援金」という。）を支給することで、被災者間の不公平を是正し、被災者の速やかな復興を支援する。

なお、村支援金の支給に当たっては、茨城県被災者生活再建支援補助事業（以下「補助事業」という。）を活用する。

2 留意点

第4章 地震災害復旧・復興対策計画 第1節 被災者の生活の安定化

第5 「被災者生活再建支援法の適用」における留意点を準用

■対策

1 被害状況の把握及び被災世帯の認定

村は、住家の被害状況を把握し、次の基準で被災世帯の認定を行う。

(1) 被災世帯の認定

村支援金の対象となる被災世帯は次に掲げるものをいう。

- 1) 当該自然災害により住家が全壊した世帯
- 2) 当該自然災害により住家が半壊し、又はその住家の敷地に被害が生じ、当該住家の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住家に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住家を解体し、又は解体されるに至った世帯
- 3) 当該自然災害により住家が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として支援法施行令第2条に定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住家に居住することが困難であると認められる世帯（上記2）に掲げる世帯を除く。以下「大規模半壊世帯」という。）
- 4) 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（上記2）及び3）に掲げる世帯を除く。）

(2) 住家の滅失等の算定及び住家及び世帯の単位

第3章 第6節「救助法の適用」における基準のとおり。

2 補助事業の適用基準

補助事業の対象となる自然災害は、茨城県被災者生活再建支援補助金交付要項第3条の規定により、次に掲げるとおりである。

- (1) 県内において法が適用された市町村が1以上ある自然災害
- (2) 県内において法の適用がないが、住家全壊被害が1世帯以上発生した自然災害

3 補助事業の適用手続

(1) 村の被害状況報告

村は、地震災害にかかる被害状況を収集し、県に対して報告する。

(2) 補助事業適用の通知

県は、村からの被害状況報告を精査した結果、発生した災害が補助事業の適用基準に該当すると認めた場合は、村に対し、補助事業適用を通知する。

4 支援金支給申請手続

(1) 支給申請手続等の説明

村は、制度の対象となる被災世帯に対して、支給申請手続等について説明する。

(2) 必要書類の発行

村は、支給申請書に添付する必要がある書類について、被災者からの請求に基づき発行する。

- 1) 住民票等，世帯が居住する住所の所在，世帯の構成が確認できる証明書 類
- 2) リ災証明書類

5 支援金の支給

村は，被災世帯から提出された支給申請書類を審査し，適正と認められる場合は直接口座振替払いにより申請者に支援金を支給する。

6 村への補助

県は，被災世帯へ支援金を支給した村に対し，支給の実績に基づいてその費用の一部を補助する。

第4章 地震災害復旧・復興対策計画

第2節 被災施設の復旧【総務班等】

■基本事項

1 趣旨

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業計画を策定し、早期復旧を目標にその実施を図る。

2 留意点

(1) 地域間・組織間の応援協力体制の整備

災害後の施設の復旧に関しては迅速かつ的確な対応が求められるが、災害時の混乱の中、復旧事業計画の策定、実施等に当たる十分な人員が確保できない場合も想定されるため、地域間・組織間における人員の応援協力体制を整備する。

(2) 迅速な復興のための意思決定等の必要性

地震発生後、被災状況を的確に把握し、原状復旧とするか、復興とするかを、迅速に意思決定し、早急に復興対策本部の設置、復興方針・計画の策定、関連事務手続等を実施する。

(3) 国・県・村間の密接な連携

都市計画決定や事業認可等行政上の手続を迅速に進めるために、国・県・村の密接な連携を行う。

■対策

1 災害復旧事業計画の策定

村は、災害応急対策を講じた後に被害の程度を十分調査・検討し、公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに策定する。災害復旧事業計画の基本方針は次のとおり。

(1) 災害の再発防止

復旧事業計画の策定に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるよう、関係機関と連絡調整を図る。

(2) 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の策定に当たっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果があがるよう関係機関と連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。災害復旧事業の種類は以下のとおり。

- 1) 公共土木施設災害復旧事業計画
- 2) 農林水産施設事業復旧計画
- 3) 都市災害復旧事業計画
- 4) 上下水道災害復旧事業計画
- 5) 住宅災害復旧事業計画
- 6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画

- 8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- 9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- 10) 復旧上必要な金融その他資金計画
- 11) その他の計画

2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の策定

村は被災施設の復旧事業計画を速やかに策定するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を策定し、査定が速やかに実施できるよう努める。

このうち特に公共土木施設の復旧については、被災施設の被害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じる。

3 激甚災害に係る財政援助措置

災対法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、村は、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業を迅速かつ円滑に実施する。

なお、村は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

4 災害復旧事業の実施

村は、災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、復旧事業の事業費が決定され次第、早期に実施するために必要な職員の配備、応援及び派遣について措置する。

5 解体及びがれき処理

(1) 再生利用の促進

災害復旧事業の実施に伴って、被害を受けた施設の解体及びがれき処理を行う場合には、その事業主体となる者は、発生する廃棄物の再生利用により、最終処分量の削減に努めるものとする。

(2) 災害廃棄物処理事業との連携

堆積土砂の除去事業や農用地の災害復旧事業の実施にあたり、当該事業に伴って生じた廃棄物の処理について、災害廃棄物処理事業と併せて実施する場合には、関係部局が密接に連携して調整を行い、計画的に実施に努めるものとする。

6 関連項目

第4章 第3節「復興計画の策定」

第4章 地震災害復旧・復興対策計画

第3節 復興計画の策定【総務班等】

■基本事項

1 趣旨

地震により被災した村民の生活や事業者の活動等の健全な回復には、迅速な被災地域の復興が不可欠である。

復興は復旧とは異なり、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する事業と位置付けられる。復興事業は、村民や事業者、その他多数の機関が関係する高度かつ複雑な事業である。これを効果的に実施するために、被災後速やかに復興計画を策定し、関係する主体との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。

2 留意点

(1) 迅速な意思決定等の必要性

地震発生後、被災状況を的確に把握し、原状復旧とするか、復興とするかを、迅速に意思決定し、早急に復興対策本部の設置、復興方針・計画の策定、関連事務手続等を実施する。

(2) 復興事前準備の実施

大規模災害が発生した場合には、平時を大幅に超えた事務作業が発生し、多大な時間と人手を要するなか、被災者の生活再建や地域社会の早期復興が強く求められることになる。このため、防災・減災対策と並行して、事前に被災後の復興まちづくりを考えながら、復興手順、復興基礎データの整備、「事前復興まちづくり計画」の策定などの取組みを進めておくことが必要である。

(3) 国・県・村間の密接な連携

復興は、国・県・村の密接な連携の中で実施しなければ、円滑な事業遂行は望めない。

特に、都市計画決定や事業認可等行政上の手続を迅速に進めるためには県との十分な調整作業等が重要であり、復興に当たっての財源の確保等においては国との調整等が重要であるため、国・県・村間が密接に連携する。

(4) 民意の反映

復興を進めていく際には、復興計画のあり方から復興事業・施策の展開に至るまで、村民の意見を十分反映させる。

■対策

1 復興事前準備の実施

(1) 復興手順の明確化

村は、過去の復興事例等を参考として、方針の決定、計画の策定、法的手続、村民の合意形成等の復興対策の手順をあらかじめ明らかにする。

(2) 復興基礎データの整備

村は、復興対策に必要となる測量図面、建物現況、土地の権利関係等の各種データをあ

らかじめ整備し、データベース化を図る。

(3) 「事前復興まちづくり計画」の策定

村は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、「事前復興まちづくり計画」の策定に努める。

2 復興対策本部の設置

村は、被害状況を速やかに把握し、復興の必要性を確認した場合、村長を本部長とする復興対策本部を設置する。

3 震災復興方針・計画の策定

(1) 震災復興方針の策定

村は、学識経験者、有識者、村議会議員、村民代表、行政関係職員で構成する復興検討委員会を設置し、復興方針を策定する。復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を村民に公表する。

(2) 復興計画の策定

村は、復興方針に基づき、具体的な復興計画の策定を行う。復興計画では市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画、及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

4 震災復興事業の実施

(1) 市街地復興事業のための行政上の手続の実施

村は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定に基づき、都市計画に被災市街地復興推進地域を指定し、建築基準法第84条の規定に基づき建築行為等の制限等を行うことができる。

被災市街地復興推進地域の指定は、通常の都市計画決定の手続と同様の手順で行う。

(2) 復興事業の実施

1) 専管部署の設置

村は、復興に関する専管部署を設置する。

2) 復興事業の実施

村は、復興に関する専管部署を中心に復興計画に基づき、復興事業を推進する。

5 関連項目

第4章 第2節「被災施設の復旧」

(注)

中央防災会議防災対策実行会議の下に設置された「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」の報告書が、平成29年9月に、「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応のあり方について（報告）」として取りまとめられた。

本報告を踏まえ、国は、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の具体的な防災対応の検討を行い、それも踏まえて、異常な現象が観測された場合に実施する新たな防災対応の構築に向けて、国、地方公共団体、関係事業者等における新たな防災対応に関する計画の策定の考え方や、防災対応の実施のための仕組み等を整理する予定としている。

その新たな防災対応が定められるまでの当面の間、気象庁は、「南海トラフ地震に関連する情報」を公表することとし、本情報の運用開始（平成29年11月1日）に伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表は行わないこととしている。

本付編の内容については、国が、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合に実施する新たな防災対応に関する計画等を整理した際に、必要な修正を行う。

付編 東海地震等の警戒宣言発令時の対応措置計画

第1章 総則

第1節 計画策定の趣旨

昭和53年に制定・施行された大規模地震対策特別措置法に基づき、昭和54年8月、東海地震（震源地：駿河湾，マグニチュード：8程度）が発生した場合、木造建築物等に著しい被害が生じるおそれのある震度6弱以上の地震動を受けると推定される市町村等の区域（静岡，神奈川，山梨，長野，岐阜，愛知の6県170市町村）が「地震防災対策強化地域」として指定された。

さらに、平成14年4月に「地震防災対策強化地域」が見直され、従来の6県167市町村から8都県263市町村（東京都，神奈川県，山梨県，長野県，岐阜県，静岡県，愛知県，三重県）に大幅に拡大された（平成24年4月現在8都県157市町村）。

一方、本県の地域は、東海地震が発生した場合、概ね県南部で震度5弱，本村を含むその他の地域は震度4以下と予想されていることから「地震防災対策強化地域」として指定されなかった。そのため、村は、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画の策定，地震防災応急対策の実施等は義務付けられていない。

しかし、近年における開発地域への人口・産業の集中，建築物の高層化，交通の輻輳等の状況からみて、震度5弱程度であっても地盤や建物等の性状によっては、ある程度の被害の発生が予想されるとともに、警戒宣言が発令された場合における社会的混乱の発生も懸念される。

また、首都直下地震（震源地：東京湾北部・都心西部直下，マグニチュード：7程度）の発生も懸念されており、その被害予想は人的・物的・経済的に甚大な被害をもたらす、国の存亡に関わるとまで言われている。国では検討会や協議会が設けられ、首都中枢機能の継続性確保のほか、各機関の対応や対策が議論され、その充実・強化に努めるとしており、喫緊の課題として取り組むとしている。

これらのことから、東海地震及び首都直下地震の発生に備え、社会的混乱防止及び被害の未然防止と軽減を図ることを目的とし、本計画の付編として「東海地震等の警戒宣言発令時の対応措置計画」を策定した。

第2節 計画策定の基本方針

1 基本的な考え方

(1) 警戒宣言発令時においても社会生活機能は極力平常どおり維持することとし、警戒宣言発令から東海地震が発生するまで、又は警戒解除宣言が発令されるまでの間に講じるべき以下の対応措置を定める。

- 1) 警戒宣言の発令，東海地震予知情報の発表に伴う社会的混乱防止のための措置を講じる。
- 2) 地震による被害の未然防止又は軽減を図るための事前措置を講じる。

なお、東海地震注意情報が発表されてから警戒宣言発令までの間においても、社会的混乱防止のための必要な措置を講じる。

(2) 警戒宣言発令及び翌日以降の対応措置は原則として区別しないが、学校，鉄道，バス等区

別を要するものについては、別途の措置を講じる。

(3) 警戒宣言が発令された時点から地震発生の可能性があるとされていることから、対策の優先度を配慮する。

(4) 地震発生後の災害応急対策は、本計画に基づき対処する。

2 前提条件

東海地震が発生した場合、本村の地域は震度4以下の程度と予想するが、長周期地震波の影響は不明である。

第2章 各機関の業務の大綱

1 村

- (1) 警戒宣言，警戒解除宣言及び東海地震注意情報，東海地震予知情報の収集・伝達
- (2) 災害応急対策実施の準備
- (3) 地震防災応急対策に係る広報
- (4) 道路の保全又は交通の危険防止及び社会秩序の維持
- (5) 避難指示等の発令等
- (6) 警戒区域の設定及び立入制限・禁止又は退去命令
- (7) 避難行動要支援者の保護
- (8) 災害発生予想箇所の点検・監視及び応急整備
- (9) 防災関係機関の対応状況の把握及び連絡調整

2 村民等（居住者，滞在者，その他の者及び公私の団体）

- (1) 警戒宣言，東海地震注意情報，東海地震予知情報及び地震防災応急対策等に係る情報の収集・周知
- (2) 火気使用の自主的制限等による出火防止措置
- (3) 初期消火の準備
- (4) 電話・自家用自動車使用の自主的制限による通信輻輳・交通混乱防止の協力
- (5) 家庭の危険発生予想箇所の点検，応急修理
- (6) 共助による地域防災・社会秩序維持の協力
- (7) 避難

3 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 警戒宣言，東海地震注意情報，東海地震予知情報及び地震防災応急対策等に係る情報の収集・周知
- (2) 自衛防災体制の確立
- (3) 災害発生の予防措置
- (4) 電話・自家用自動車使用の自主的制限による通信輻輳・交通混乱防止の協力
- (5) 村等が実施する地震防災応急対策の協力
- (6) 避難

4 社会福祉法人東海村社会福祉協議会

防災ボランティアの活動体制の確立

5 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

- (1) 地震関連情報及び国・県・村の対応状況の把握
- (2) 防護活動本部の設置
- (3) 原子炉施設，核燃料使用施設等の事故発生の未然防止
- (4) 災害時応援派遣要員・機材・車両配備等の準備

- (5) 緊急体制の確立及び緊急モニタリング（実施）の待機
- (6) 地震による放射線災害発生防止対策
- (7) 国・県・村への状況報告

6 日本原子力発電株式会社

- (1) 警戒宣言，東海地震注意情報及び東海地震予知情報の収集
- (2) 災害対策機関の設置
- (3) 通報連絡体制及び広報体制の確立
- (4) 国・県・村への状況報告

第3章 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置

第1節 東海地震注意情報等の伝達

1 伝達系統

東海地震注意情報等は，気象庁，水戸地方気象台，県（防災・危機管理課），村の順に伝達される。

2 伝達事項

東海地震注意情報等の伝達事項は，以下のとおり。

- (1) 東海地震予知情報
- (2) 東海地震注意情報
- (3) 東海地震に関連する調査情報（臨時）

第2節 警戒体制への準備

村は，東海地震注意情報を受けた場合，又は了知した場合は，警戒宣言の発令に備えて，速やかに以下の事項を対応できるよう措置する。

- (1) 警戒宣言，東海地震注意情報，東海地震予知情報伝達の準備
- (2) 災害対策本部設置の準備
- (3) 社会的混乱防止のための広報
- (4) その他必要な措置の準備

第3節 東海地震及び警戒宣言に関する情報

1 東海地震に係る情報発表の流れ

東海地震に係る情報発表の流れは，以下のとおり。



2 東海地震に関連する情報

東海地震とは静岡県中部から遠州灘周辺を震源域とし，いつ発生してもおかしくないと考えられているマグニチュード8クラスの巨大地震で，これまでの研究や観測体制の構築から

唯一予知の可能性のある地震である。気象庁は、関係機関の協力も得て、地殻変動や地震等を24時間体制で監視し、異常なデータが観測された場合には「東海地震に関連する情報」を、各情報が意味する危険度に応じた「カラーレベル」を付し伝達する。

なお、前兆すべりが急激に進んだ場合、前兆すべりが小さい場合等には直前予知ができない時もあるので、日頃から東海地震に備えておく。

3 警戒宣言

警戒宣言は、警戒宣言、警戒態勢を執るべき旨の公示及び地震防災応急対策に係る措置を執るべき旨の通知に関する情報と、地震予知情報の内容を組み合わせたものに、内閣府が作成して関係機関に通知する。

第4章 警戒宣言発令時の対応措置

第1節 警戒宣言等の伝達

1 伝達系統

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）の付編「東海地震の警戒宣言発令時の対応措置計画」第4章第1節に定めるとおり。

2 伝達事項

伝達事項は、以下のとおり。

- (1) 警戒宣言
- (2) 東海地震予知情報
- (3) 警戒解除宣言
- (4) その他必要と認める事項

3 村民に対する警戒宣言の周知

村は、警戒宣言の発令を了知した場合は、防災行政無線、携帯端末の緊急速報メール、インターネット（ホームページ、SNS、防災アプリ）、広報車等によるほか、自治会組織、自主防災組織等を通じて村民に周知する。

第2節 警戒体制の確立

1 村

警戒宣言が発令された場合は、村は本計画に基づき直ちに災害対策本部等を設置して、社会的混乱の未然防止を図るなど県の活動体制に準じた体制を取り、地震防災応急対策を実施する。

2 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

- (1) 国の警戒体制の確立に基づき機構本部から指示があった場合、又は県に災害対策本部が設置された場合は、原則として機構東海に防護活動本部を設置する。
- (2) 防護活動本部は、国・県・村及び関係機関と緊密に連絡を行い、地震関連情報及び国・県・村の対応状況の把握に努め、必要に応じて人員の派遣、機材・車両の配備等の準備を整える。
- (3) 防護活動本部は、所内の原子炉施設、核燃料使用施設等の点検を指示するなど、事故発生の未然防止を図る。
- (4) 防護活動本部は、機構東海の職員等に対し、警戒体制に関する状況等を周知する。
- (5) 緊急時モニタリング体制準備及び待機（機材の点検・整備、人員確保・確認）
- (6) 通信・連絡網の確認
- (7) 各施設チェックシート点検体制待機
- (8) 国・県・村への状況報告

3 日本原子力発電株式会社

- (1) 災害対策本部の設置
- (2) 対策要員の確保, 緊急用資材等の準備
- (3) 情報の収集・伝達
- (4) 国・県・村への状況報告

第3節 地震防災応急対策の実施

警戒宣言が発令された時から東海地震が発生するまで、又は発生するおそれなくなるまでの間、災害発生未然防止及び被害の軽減を図るため、村・県・防災関係機関はもとより、一般住民に至るまでそれぞれの責務を果たすとともに、相互に協力して地震防災応急対策を円滑に実施する。

1 広報対策

警戒宣言の発令、東海地震予知情報等の発表周知に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速・的確に行われるよう、防災関係機関は協力を密にして、広報活動を実施する。

(1) 村

村は、県及び防災関係機関と緊密な連携のもと、村民に対し地域の実情に即した適切な広報を繰り返し行い、その周知徹底を図る。

1) 広報の内容

県の広報内容に準じるものとし、特に重要な事項は基本的文案をあらかじめ作成しておき、迅速に対応ができるよう配慮する。

2) 広報の実施方法

村は、地震防災信号、防災行政無線、携帯端末の緊急速報メール、インターネット（ホームページ、SNS、防災アプリ）、県防災ヘリコプター、広報車等によるほか、自治会組織、自主防災組織等を通じて村民に周知し、情報混乱が起こらないよう十分配慮する。

(2) 県警察本部

1) 広報内容

- ①警戒宣言及び大規模地震関連情報
- ②交通の混乱防止のための情報
- ③その他必要な情報

2) 広報の方法

- ①警察広報車、県警ヘリコプター、パトカー等により行う。
- ②警察署、交通検問所等に掲示板や立看板を掲示して行う。
- ③日本道路交通情報センターを活用して、自動車運転者の取るべき措置及び交通情報を提供する。

3) 報道対策

警戒宣言の内容及びこれに関連する情報を報道機関に提供し、混乱防止に努める。

2 消防・水防対策

警戒宣言が発令された場合、村は、県・消防本部・防災関係機関と連携して地域の出火防止及び初期消火の準備体制の確立について必要な対策を講じるとともに、地震に起因する海岸、河川、湖沼、ダムの堤防決壊等による浸水に備えて水防活動もあわせて実施する。

(1) 消防対策

村及び消防本部は、消防活動体制を確立するとともに、防災関係機関と協力し、村民が実施する上記の地震防災応急対策の徹底が期せられるよう、広報、巡回点検等必要な措置を講じる。

(2) 水防対策

東海地震が発生した場合、河川、海岸、湖沼、ダム、溜池等において、出水時や満潮時等の悪条件が重なった場合は不測の事態が生じるおそれもあるため、施設の管理者及び防災関係機関は、警戒宣言が発令された場合は、県水防計画及び村水防計画に基づき、災害発生の未然防止に万全を期する。

村及び村水防団は、防災関係機関等と緊密な連携を取り、浸水による災害の未然防止と被害の軽減を図る。

- 1) 水防体制の確立
- 2) 重要水防箇所の点検・監視
- 3) 水防資機材の点検・整備
- 4) 避難の指示び誘導
- 5) その他必要な措置

3 警備・交通対策

県警察本部、第三管区海上保安本部及び東日本高速道路株式会社は、警戒宣言が発令された場合、陸上・海上における交通混雑、犯罪及び災害の発生を未然に防止するため、東海地震注意情報を受けた場合は、早期に必要な警備体制を確立し、関係機関との緊密な連絡のもとに情報の収集に努め、犯罪の予防、混乱の防止、交通の確保等の警備活動を実施する。

4 危険物等施設対策

警戒宣言が発令された場合、危険物等施設の管理者、所有者、占有者（以下「管理者等」という。）は、地震に起因する施設の破壊に伴う危険物等の流出、爆発、火災等、二次災害発生防止の必要な措置を講じ、安全確保に万全を期する。

(1) 危険物等施設

危険物等取扱事業所の管理者等は、以下の措置を講じる。

- 1) 施設の応急点検・監視及び修理
- 2) 危険物の流出及び出火防止措置
- 3) 必要に応じ運転（操業）制限または一時停止の措置
- 4) 自衛消防体制の確立
- 5) 消防、警察署等に対する通報体制の確立
- 6) 消防設備・資機材の点検・整備
- 7) 周辺住民の安全確保措置
- 8) その他必要な措置

(2) 高圧ガス施設

高圧ガス取扱事業所の管理者等は、以下の措置を講じる。

- 1) 警戒宣言等の周知徹底（事業者及び消費家庭）
- 2) 自衛保安要員の確保と警戒体制の確立

- 3) 消防, 警察署等に対する通報体制の確立
- 4) 高圧ガス取扱施設の点検・整備
- 5) 必要に応じ操業の制限または停止
- 6) 防毒マスク, 消火設備等の防災資機材の点検・整備

(3) 放射性物質施設

県は警戒宣言が発令された場合は, 県環境放射線監視センター及び原子力事業所に対し, 緊急モニタリング資機材の点検, 緊急モニタリング計画の確認等を行い, 緊急モニタリングの体制を確立するよう指示又は要請する。

また, 事業所は, 原子力災害の発生防止対策を速やかに実施するとともに, その実施状況を県及び村に報告する。

1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力施設において事故の発生するおそれがある場合は, 機構の防災業務計画及び県地域防災計画に基づき以下の措置を講じる。

- ①防護活動本部は, 国・県・村及び機構本部と情報連絡を緊密に行い, 情報の入手に努め, その状況に応じて緊急モニタリング, 機材等の準備を行う。
- ②県・村に災害対策本部が設置された場合, 防護活動本部は支援組織とともに必要な人員, 機材, 車両等の配備を行う。
- ③防護活動本部は, 機構職員等に対し状況を周知し, 施設・設備等の点検等必要な措置を講じる。
- ④緊急モニタリング体制準備(機材の点検・整備, 人員確保確認)及び待機
- ⑤通信連絡網の確認
- ⑥各施設チェックシート点検体制(待機)

2) 日本原子力発電株式会社

災害対策機関を設置し, 以下の措置を講じる。

- ①発電所施設及び設備の巡視点検
- ②緊急モニタリング体制準備
- ③災害対策用資機材の準備, 設備の予防強化
- ④通報連絡体制の確認
- ⑤国・県・村への状況報告

5 公共施設対策

警戒宣言発令時においても原則として社会生活機能は平常どおり維持するため, 公共施設の管理者は通常業務の継続に努めるとともに, 不測の事態にも迅速・的確に対処できるよう必要な措置を講じる。

(1) 電話(東日本電信電話株式会社)

茨城支店管内は大規模地震対策特別措置法で定めている地震防災対策強化地域に該当しないが, 防災上の観点から周辺地域と同等の対策を実施することとしており, その実施内容は, 次のとおり。

1) 確保する業務

- ①防災関係機関等の災害時優先電話からのダイヤル通話

②街頭公衆電話からの通話

2) 可能な限りにおいて取り扱う業務

①一般加入電話からのダイヤル通話

②一般電報の発信及び電話による配達

③営業窓口

④防災関係機関等からの緊急な要請への対応

(2) 電力(東京電力パワーグリッド株式会社茨城総支社, 株式会社JERA)

1) 業務営業の方針

電力の供給は継続する。

2) 施設の保全

警戒宣言が発令された場合は, 東海地震予知情報に基づき電力施設に関する以下の予防措置を講じる。

①特別巡視, 特別点検等

②応急安全措置

仕掛け工事及び作業中の電力施設については, 状況に応じた人身安全及び設備保全上の応急措置を実施する。

3) 利用者対策等

①避難誘導

発電所等への見学者, 訪問者等に対して, 村と連携の上, 連絡及び避難方法の徹底を図るなどの的確な安全措置を講じる。

②安全広報

ラジオ, テレビ等の報道機関を通じて, 地震時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

(3) 上下水道

1) 上水道対策

①緊急貯水の実施

村は, 災害時における応急給水に備え, 緊急貯水を実施するとともに, 村民も緊急貯水を実施するよう呼びかける。このため, 一時的に多量の水道水の確保が必要となるので, 緊急貯水に係る措置に関する要領等を定めるなど, その確保方策の内容を明示する。

また, 住民の緊急貯水に関する広報についても, 必要に応じて明示する。

②施設点検及び工事の中止

村は, 二次災害の防止等を図るため, 警戒宣言発令後, 直ちに塩素注入設備, 緊急遮断弁等水道施設の点検及び水道に係る工事を中止する。このため, その措置に関する要領を定めるなど, 具体的な実施内容について明示する。

2) 下水道対策

①業務の方針

警戒宣言が発令された場合においても, 利用者への影響が軽減されるよう適切に対処するとともに, 地震による災害発生 of 未然防止に努める。

②人員・資機材の点検確保

ア 勤務時間内、時間外及び休日におけるあらかじめ定められた動員計画に基づき保安要員を確保し、警戒体制を確保する。

イ 応急措置用資機材の点検整備を行う。

③施設の保安措置

ア 下水道施設に対する特別巡視、特別点検、機器調整等を実施する。

イ 工事の一時中断と工事現場の安全措置を講じる。

④危険物等に対する保安措置

ア 石油類等危険物の取扱い装置については、貯蔵タンク、サービスタンク等の元バルブを閉じるとともに、火気厳禁の指令を発し、付近住民を近づけないようにする。

イ 塩素ガス等

- ・緊急遮断装置、中和装置の点検、苛性ソーダの残量を確認する。
- ・塩素室の各扉を閉鎖し、外部への漏洩防止策を講じる。
- ・状況に応じ塩素ガスポンプの元バルブ閉鎖を行う。

ウ 消火ガス

- ・消火槽各槽及びガスタンクの安全装置を点検する。
- ・状況に応じ消火槽各槽及びガスタンクの元バルブ閉鎖を行う。

エ 化学薬品等取扱い施設

- ・転倒、落下、流出拡散防止等の措置を講じる。
- ・引火、混合等による出火防止措置を講じる。

6 教育・医療・社会福祉施設対策

(1) 教育（学校及び学校以外の教育施設。以下「学校」という。）

学校は、警戒宣言が発令された場合は、以下の措置を講じて児童生徒等の生命の安全確保、施設の安全管理等に万全を期する。

1) 警戒宣言の内容の周知徹底

①村は、教育委員会を通じて学校長に対し、警戒宣言、東海地震予知情報、警戒解除宣言等を伝達し、必要な指示をする。

②学校長等は、警戒宣言が発令された場合は、直ちに災害対策本部及び地域の関係機関と連携を図り、情報を収集し、警戒宣言、東海地震予知情報等の内容を教職員に周知する。

③教職員は、児童生徒等に警戒宣言、東海地震予知情報等の内容を知らせ適切な指示をする。この際、児童生徒等に不安や動揺を与えないよう配慮する。

2) 児童生徒等の安全確保

①授業の中止等

ア 警戒宣言が発令された場合は、授業又は学校行事を直ちに打ち切る。

イ 学校は、警戒宣言が解除されるまで休業する。

ウ 校外指導時において警戒宣言が発令された場合は、速やかに学校と連絡を取り、原則として直ちに帰校、帰宅又は待機の措置を取る。

②児童生徒等の保護及び安全な下校

校長等は、教職員に児童生徒等の安全な場所への避難、名簿による氏名及び人数の

確認を行わせて上、児童生徒等の下校の安全性を確認し、以下の方法により児童生徒等を速やかに帰宅させる。

ア 幼稚園

緊急連絡網等により連絡し、直接保護者に引き渡す。

イ 小中学校

あらかじめ学校が実情に応じて定めた方法（通学班等）により帰宅させる。心身に障害のある児童生徒等については、緊急連絡網等により連絡し、直接保護者に引き渡す。

ウ 高等学校

実情に応じて適切な方法で帰宅させる。交通機関利用者については、交通機関運行状況等を把握の上、適切な方法で帰宅させる。

エ その他

幼稚園、小学校及び特別支援学校の児童生徒等で保護者が留守等の者は、学校で一時保護し直接保護者に引き渡す。

③登下校中または在宅中に警戒宣言が発令された場合の措置

ア 登下校中の場合は直ちに帰宅し、家族と行動を共にする。

イ 在宅中の場合は家族と行動を共にする。

3) 学校施設の安全管理

①出火防止

二次災害を防止するため、電気・ガスの設備及び火気使用場所・器具等の点検・巡視を行う。

②消火器具及び設備の点検

防火用水、消火器、消火栓等を点検する。

③倒壊及び落下防止

ロッカー、下駄箱、掲示物、体育器具等を点検し、倒壊及び落下を防止する。

④非常時搬出物品の確認と準備

重要な書類及び物品を確認し、搬出できるよう準備する。

⑤薬品の管理

火災及び有毒ガスの発生等のおそれのある薬品は、所定の保管庫に収納する。保管庫に収納できない物については、地中に埋蔵するなど適切な措置を講じる。

4) 教職員の確保

学校長等は当該学校の防災計画に基づき、地震防災応急対策活動に必要な教職員を確保する。

5) 学校の取るべき事前措置

学校は上記対策を適切に実施するために、あらかじめ以下の措置を講じる。

①学校長等は、この対策の実施方法等について、実情に応じて具体的に定める。

②学校長等は、教職員に対して、警戒宣言の性格、学校の安全対策、教職員の役割等について具体的に周知する。

③教職員は、児童生徒等に対して、警戒宣言の性格、学校の安全対策、児童生徒等の行動等について具体的に指導し、安全教育の徹底を図る。

④学校長等は、保護者に対して、警戒宣言発令時の学校の安全対策について周知し、特に以下について協力を得る。

ア 警戒宣言の性格と学校の授業中止等の措置

イ 児童生徒等の登下校の具体的方法

ウ 緊急連絡網の整備

(2) 医療機関

警戒宣言が発令された場合、各医療機関は以下の措置を講じて患者等の生命の安全確保、施設の安全管理に万全を期する。

- 1) 外来診療は可能な限り平常どおり行うが、手術、検査等は医師が状況に応じて適切に対処する。
- 2) 警戒宣言の発令を外来及び入院患者に伝達するとともに、過剰な不安を与えないよう必要な措置を取る。
- 3) 外来及び入院患者の安全確保に万全を期する。
- 4) 建物、設備等の点検を行い、薬品、危険物等の安全対策を図る。
- 5) 消防計画に基づく職員の分担業務を確認する。

(3) 社会福祉施設

- 1) 防災組織の編成及び任務分担を確認し、体制を確立する。

2) 情報の収集・伝達

施設長等施設職員は、入所者の保護者、村等に連絡を取り、正確な情報の収集及び伝達を行う。特に、保育所等の通園施設においては、警戒宣言が保育時間中に発令された場合、保護者からの引取り等の問い合わせが集中すると考えられるので、事前に連絡方法や対策を講じておく。

3) 消火活動の準備

危険箇所、危険物の安全確認、消防用設備の配備、火気使用の制限等、出火防止のための措置を行う。

4) 救護活動の準備

救急医薬品を確保し、緊急救護所を設置する。

5) 応急物資の確保

食料・飲料水等の確保を行う。

6) 安全指導

- ①設備・備品等の落下・転倒等の防止措置、非常口の開放、避難の障害となる備品の除去等を行うとともに、入所者に現在の状況を連絡し不必要な動揺を与えないようにする。
- ②施設の立地条件、耐震性等から判断して、必要に応じ入所者等を避難所に避難させる。
- ③入所者の保護者への引き継ぎは、原則として保護者が直接施設または避難所へ引き取りに来た場合にのみ行う。

7 かけ崩れ等危険区域対策

警戒宣言が発令された場合、村は、関係機関の協力を得て以下の措置を講じ、災害の未然防止に万全を期する。

- (1) 地すべり防止区域，山崩れの危険が予測される区域等の点検を行う。
- (2) 地すべり，山崩れ等の危険が予測される地区に対し，避難指示等の適切な措置を行う。
- (3) 上記区域内で工事中のものがある場合は工事または作業関係者に対し，工事又は作業を中止して安全対策を講じるよう指示するとともに，工事箇所への立入禁止等の措置を取る。